

改正後

改正前

公共工事における総合評価落札方式の手引き

公共工事における総合評価落札方式の手引き

福 井 県
平成25年5月

福 井 県
平成24年4月

改正後

改正前

目次

目次

はじめに	p 1
1 期待される効果	p 2
2 総合評価落札方式の対象工事	p 2
3 評価方法の選択	p 2
4 評価値の算定	p 4
5 施工体制評価	p 4
6 落札者決定基準（評価項目）	p 4
7 総合評価落札方式における学識経験者への意見聴取	p 4
8 入札手続のフロー	p 5
9 入札手続	p 8 7
10 評価項目および評価基準	p 9 8
11 実績評価項目に関する共同企業体（JV）の評価対象	p27 25
12 技術資料一覧	p28 26
13 落札者決定基準（評価項目）〔例〕	p29 27
入札参加者が提出する様式	p41 39
入札公告に添付する様式	p70 68

はじめに	p 1
1 期待される効果	p 2
2 総合評価落札方式の対象工事	p 2
3 評価方法の選択	p 2
4 評価値の算定	p 4
5 施工体制評価	p 4
6 落札者決定基準（評価項目）	p 4
7 総合評価落札方式における学識経験者への意見聴取	p 4
8 入札手続のフロー	p 5
9 入札手続	p 7
10 評価項目および評価基準	p 8
11 実績評価項目に関する共同企業体（JV）の評価対象	p25
12 技術資料一覧	p26
13 落札者決定基準（評価項目）〔例〕	p27
入札参加者が提出する様式	p39
入札公告に添付する様式	p68

改正後

改正前

はじめに

この手引きは、福井県が総合評価落札方式により発注する公共工事について、入札手続きや総合評価の方法を解説するものです。入札公告の他、この手引き、工事入札心得（電子入札用）、福井県電子入札運用基準、制限付き一般競争入札実施要領、制限付き一般競争入札（事後審査型）実施要領、福井県建設工事総合評価落札方式実施要領、福井県建設工事総合評価落札方式（施工体制確認型）実施要領、一般競争入札公告共通事項、総合評価落札方式における広域防災取組取扱要領等を必ずご覧頂いた上で入札に参加下さい。実際の入札参加にあたって、この手引きが入札公告と相違がある場合、常に入札公告が優先されます。総合評価落札方式による入札参加時の主な注意点は次のとおりです。

技術提案型（標準型）・実績評価型（簡易型）共通

- ・ 技術資料は、修正および再提出が認められませんので、内容を十分確認した後、提出してください。
- ・ 技術資料（様式第4号～11号の2）は原則として電子入札システムにより提出してください。
- ・ 添付資料は電子入札システム、郵送または持参により提出してください。郵送または持参により提出する場合は、書類目録を電子入札システムで提出してください。
- ・ 正しい申請を行うために、特に工事成績については、土木事務所、農林総合事務所等の閲覧場所で県の工事成績評定結果を確認してください。

技術提案型（標準型）【事前審査型】——技術提案型（標準型）および設計金額2億円を超える実績評価型（簡易型）に適用

- ・ 設計金額が2億円を超える工事において原則適用。
- ・ 入札参加資格確認申請と同時に技術資料（様式第4号～11号の2）および添付資料の提出が必要です。また、事前審査型においては、入札参加資格確認申請書を提出した日を「入札の申し込みを行った日」とします。
- ・ 技術資料提出書（様式第4号）の提出が無い場合、失格となります。
- ・ 技術資料（様式第5号～11号の2）の申請内容を必ず確認してください。虚偽申請等、不誠実な行為が確認された場合は、指名停止等の措置を行うことがあります。

実績評価型（簡易型）【事後審査型】——設計金額2億円以下の実績評価型（簡易型）に適用

- ・ 入札書と同時に技術資料提出書（様式第4号）および技術資料自己評価申請書（様式第4号の2）の提出が必要です。提出のない場合は失格となります。また、事後審査型においては、入札書を提出した日を「入札の申し込みを行った日」とします。
- ・ 技術資料（様式第9号～11号の2）とその添付資料は、発注者から指示された入札参加資格確認対象者のみが提出します。
- ・ 技術資料自己評価申請書（様式第4号の2）とその基となる技術資料（様式第9号～11号の2）の申請内容および整合性を必ず確認してください。不整合が確認された項目は原則として加点しません。また、虚偽申請や著しい不整合等、不誠実な行為が確認された場合は、指名停止等の措置を行うことがあります。
- ・ 技術資料自己評価申請書の確認は制限付き一般競争入札（事後審査型）で実施するため、入札参加資格確認対象者以外の確認は行いません。
- ・ 技術資料自己評価申請書の確認は制限付き一般競争入札（事後審査型）で実施するため、入札参加資格確認対象者以外の確認は行いません。

はじめに

この手引きは、福井県が総合評価落札方式により発注する公共工事について、入札手続きや総合評価の方法を解説するものです。入札公告の他、この手引き、工事入札心得（電子入札用）、福井県電子入札運用基準、制限付き一般競争入札実施要領、制限付き一般競争入札（事後審査型）実施要領、福井県建設工事総合評価落札方式実施要領、福井県建設工事総合評価落札方式（施工体制確認型）実施要領、一般競争入札公告共通事項、総合評価落札方式における広域防災取組取扱要領等を必ずご覧頂いた上で入札に参加下さい。実際の入札参加にあたって、この手引きが入札公告と相違がある場合、常に入札公告が優先されます。総合評価落札方式による入札参加時の主な注意点は次のとおりです。

技術提案型（標準型）・実績評価型（簡易型）共通

- ・ 技術資料は、修正および再提出が認められませんので、内容を十分確認した後、提出してください。
- ・ 技術資料（様式第4号～11号の2）は原則として電子入札システムにより提出してください。
- ・ 添付資料は電子入札システム、郵送または持参により提出してください。郵送または持参により提出する場合は、書類目録を電子入札システムで提出してください。
- ・ 正しい申請を行うために、特に工事成績については、土木事務所、農林総合事務所等の閲覧場所で県の工事成績評定結果を確認してください。

技術提案型（標準型）【事前審査型】

- ・ 入札参加資格確認申請と同時に技術資料（様式第4号～11号の2）および添付資料の提出が必要です。また、事前審査型においては、入札参加資格確認申請書を提出した日を「入札の申し込みを行った日」とします。
- ・ 技術資料提出書（様式第4号）の提出が無い場合、失格となります。
- ・ 技術資料（様式第5号～11号の2）の申請内容を必ず確認してください。虚偽申請等、不誠実な行為が確認された場合は、指名停止等の措置を行うことがあります。

実績評価型（簡易型）【事後審査型】

- ・ 入札書と同時に技術資料提出書（様式第4号）および技術資料自己評価申請書（様式第4号の2）の提出が必要です。提出のない場合は失格となります。また、事後審査型においては、入札書を提出した日を「入札の申し込みを行った日」とします。
- ・ 技術資料（様式第9号～11号の2）とその添付資料は、発注者から指示された入札参加資格確認対象者のみが提出します。
- ・ 技術資料自己評価申請書（様式第4号の2）とその基となる技術資料（様式第9号～11号の2）の申請内容および整合性を必ず確認してください。不整合が確認された項目は原則として加点しません。また、虚偽申請や著しい不整合等、不誠実な行為が確認された場合は、指名停止等の措置を行うことがあります。
- ・ 技術資料自己評価申請書の確認は制限付き一般競争入札（事後審査型）で実施するため、入札参加資格確認対象者以外の確認は行いません。

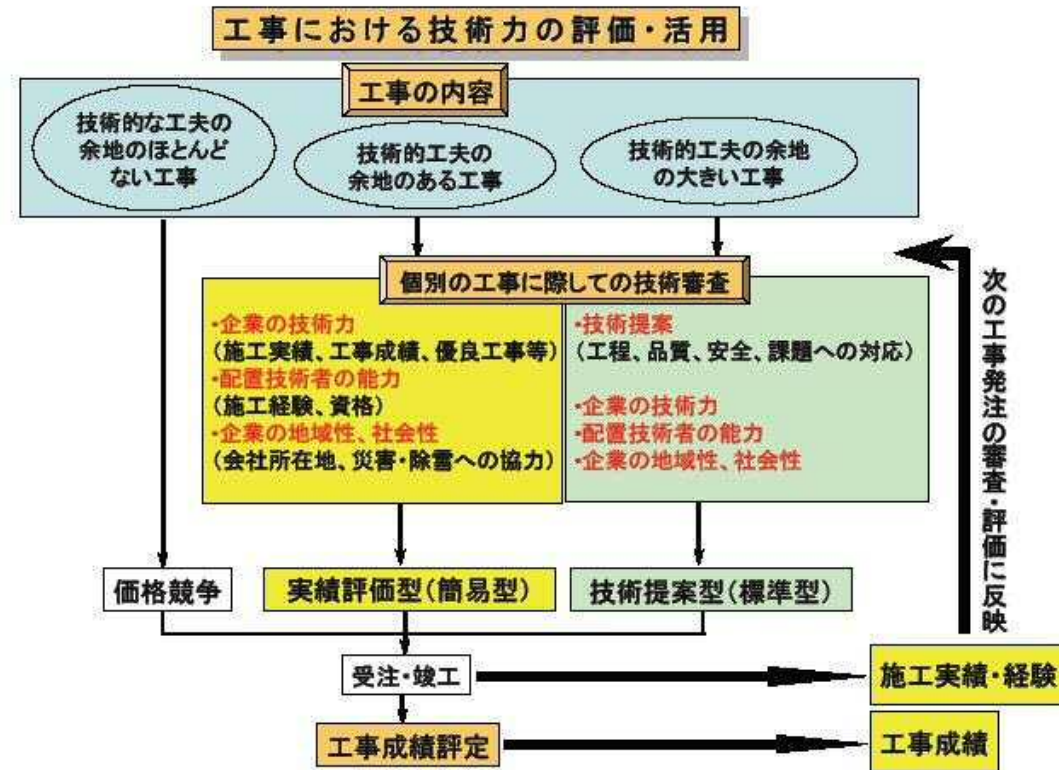
改正後

改正前

1 期待される効果

「総合評価落札方式」は、従来の「価格競争型」とは異なり、入札参加者から提示された価格と技術提案の内容等について総合的に評価を行い、発注者にとって最も価値の高い者を落札者として選定する入札契約方式である。

総合的な評価により、技術的能力を有する者が施工することで、工事の品質が向上することはもとより、工事目的物の性能向上、コスト縮減、事業効果の早期発現等が効率的かつ適切に確保され、現在および将来にわたり県民に提供される利益の向上が期待できる。



2 総合評価落札方式の対象工事

「福井県建設工事総合評価落札方式実施要領」(以下「要領」という。)第2条により、技術的な工夫の余地がある工事から選定する。

3 評価方法の選択

要領第3条の運用は以下のとおりとする。

(1) 技術提案型(標準型)の適用対象

技術的な工夫の余地が大きい工事に適用する方式であり、技術提案を求める。事業規模等を勘案し、設計金額が2億円を超える工事は原則、技術提案型(標準型)を適用するものとする。し、~~施工体制も併せて評価する。~~ただし、技術的な工夫の余地が小さな工事については、実績評価型(簡易型)とすることができる。

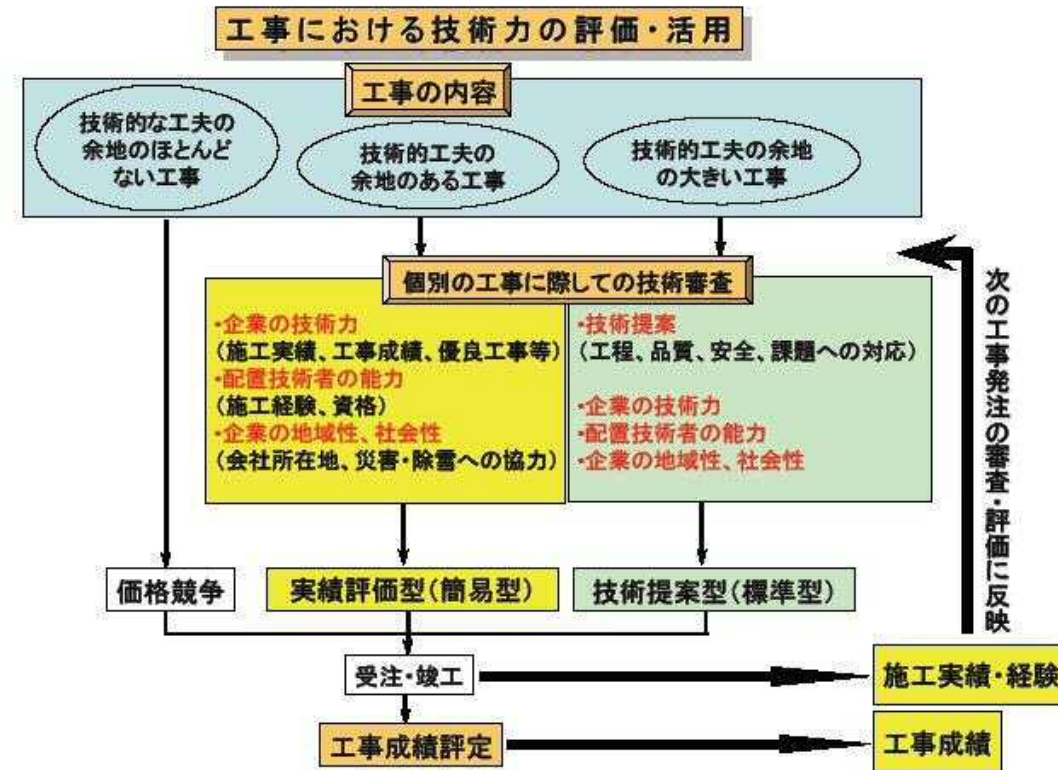
(2) 実績評価型(簡易型)の適用対象

技術的な工夫の余地が小さな工事に適用する方式であり、技術提案は求めない。なお、事業規模等を勘案し、

1 期待される効果

「総合評価落札方式」は、従来の「価格競争型」とは異なり、入札参加者から提示された価格と技術提案の内容等について総合的に評価を行い、発注者にとって最も価値の高い者を落札者として選定する入札契約方式である。

総合的な評価により、技術的能力を有する者が施工することで、工事の品質が向上することはもとより、工事目的物の性能向上、コスト縮減、事業効果の早期発現等が効率的かつ適切に確保され、現在および将来にわたり県民に提供される利益の向上が期待できる。



2 総合評価落札方式の対象工事

「福井県建設工事総合評価落札方式実施要領」(以下「要領」という。)第2条により、技術的な工夫の余地がある工事から選定する。

3 評価方法の選択

要領第3条の運用は以下のとおりとする

(1) 技術提案型(標準型)の適用対象

技術的な工夫の余地が大きい工事に適用する方式であり、技術提案を求める。事業規模等を勘案し、設計金額が2億円を超える工事は原則、技術提案型(標準型)を適用し、施工体制も併せて評価する。

(2) 実績評価型(簡易型)の適用対象

技術的な工夫の余地が小さな工事に適用する方式であり、技術提案は求めない。なお、事業規模等を

改正後

設計金額 5,000 万円以上 2 億円以下の工事は原則、実績評価型（簡易型）を適用する。3,000 万円以上 5,000 万円未満の工事（ほ装工事については 1,000 万円以上 5,000 万円未満の工事）については、企業の技術力等によって、工事価格の差異に比して、性能、機能等の工事の品質に相当程度の差異が生じ、総合的な価値の向上が期待できる工事等を中心に実施するものとする。具体的には主たる工事内容が次表に該当する工事を対象とする。

事業分類	工事分類	対象工事
土木一式工事 鋼構造物工事	樋門・樋管工	全て
	揚排水機場	鉄筋コンクリート構造物を主要構造物とするもの
	堰・水門工	全て
	海岸堤防、護岸、防波堤、係留施設工	12.5t/個を超えるブロック据付
		ケーソン据付
	突堤・離岸堤工	12.5t/個を超えるブロック据付
	砂防ダム工 治山ダム工	全て
	シェッド工	全て（耐震補強工事、補修工事を含む）
	橋梁上部工	全て（耐震補強工事、補修工事を含む）
	橋梁下部工	全て（耐震補強工事、補修工事を含む）
	農業用排水路工 （パイプライン工事）	鋼矢板あるいは軽量鋼矢板を打設もしくは圧入する土留工法による掘削の延長が 1/2 以上のもの
	農業用排水路工 （ため池工事）	ため池堤体の築立を行うもの
	ほ場整備工 （区画整理）	基盤の切盛を行うもの
	漁場工 （魚礁沈設工事および着底基質設置工事）	12.5t/個を超えるブロック据付
法面処理工事	全て	
ほ装工事	交通量の多い現道上で、交通規制を行いながらの作業を伴うもの等	
建築工事	新築工事（木造、車庫等を除く。）	
電気・電気通信工事	全て	
管工事	全て	
機械器具設置工事	全て	

(3) 留意点

(1) (2) にかかわらず、要領第 2 条の基本的な考え方に照らして、施工中の環境の維持、交通の確保、特段の安全対策等を必要とする工事等、総合評価落札方式を適用することが適切と考えられる工事については、設計金額によらず、総合評価落札方式を適用する。同様に、技術的な工夫の余地がほとんどない工事については、総合評価落札方式を適用しないことができる。

改正前

勘案し、設計金額 5,000 万円以上 2 億円以下の工事は原則、実績評価型（簡易型）を適用する。3,000 万円以上 5,000 万円未満の工事（ほ装工事については 1,000 万円以上 5,000 万円未満の工事）については、企業の技術力等によって、工事価格の差異に比して、性能、機能等の工事の品質に相当程度の差異が生じ、総合的な価値の向上が期待できる工事等を中心に実施するものとする。具体的には主たる工事内容が次表に該当する工事を対象とする。

事業分類	工事分類	対象工事
土木一式工事 鋼構造物工事	樋門・樋管工	全て
	揚排水機場	鉄筋コンクリート構造物を主要構造物とするもの
	堰・水門工	全て
	海岸堤防、護岸、防波堤、係留施設工	12.5t/個を超えるブロック据付
		ケーソン据付
	突堤・離岸堤工	12.5t/個を超えるブロック据付
	砂防ダム工 治山ダム工	全て
	シェッド工	全て（耐震補強工事、補修工事を含む）
	橋梁上部工	全て（耐震補強工事、補修工事を含む）
	橋梁下部工	全て（耐震補強工事、補修工事を含む）
	農業用排水路工 （パイプライン工事）	鋼矢板あるいは軽量鋼矢板を打設もしくは圧入する土留工法による掘削の延長が 1/2 以上のもの
	農業用排水路工 （ため池工事）	ため池堤体の築立を行うもの
	ほ場整備工 （区画整理）	基盤の切盛を行うもの
	漁場工 （魚礁沈設工事および着底基質設置工事）	12.5t/個を超えるブロック据付
法面処理工事	全て	
ほ装工事	交通量の多い現道上で、交通規制を行いながらの作業を伴うもの等	
建築工事	新築工事（木造、車庫等を除く。）	
電気・電気通信工事	全て	
管工事	全て	
機械器具設置工事	全て	

(3) 留意点

(1) (2) にかかわらず、要領第 2 条の基本的な考え方に照らして、施工中の環境の維持、交通の確保、特段の安全対策等を必要とする工事等、総合評価落札方式を適用することが適切と考えられる工事については、設計金額によらず、総合評価落札方式を適用する。同様に、技術的な工夫の余地がほとんどない工事については、総合評価落札方式を適用しないことができる。

改正後

4 評価値の算定

価格および技術提案等に係る総合評価は、入札者の申込みに係る性能等の各評価項目の得点の合計（評価点）を当該入札価格で除して得た数値をもって行う「除算方式」とする。

$$\text{評価値} = \text{評価点} / \text{入札価格}$$

【実績評価型（簡易型）】

$$\begin{aligned} \text{評価点} &= \text{標準点} + \text{技術評価点} \\ &= 100\text{点} + \text{最大}15\text{点} \end{aligned}$$

$$\left[\begin{aligned} &\text{設計金額が2億円を超える工事で技術的な工夫の余地が小さな工事} \\ &\text{評価点} = \text{標準点} + \text{施工体制評価点} + \text{技術評価点} \\ &= 70\text{点} + \text{最大}30\text{点} + \text{最大}15\text{点} \end{aligned} \right]$$

【技術提案型（標準型）】

$$\begin{aligned} \text{評価点} &= \text{標準点} + \text{施工体制評価点} + \text{技術評価点} \\ &= 70\text{点} + \text{最大}30\text{点} + \text{最大}30\text{点} \end{aligned}$$

（例外として、設計金額が2億円以下のもので技術提案型（標準型）を適用する場合は、標準点を100点とし、施工体制評価点を設けないものとする。）

※ 最も評価値の高い者が整数部3桁となるように桁数の調整を行い、評価値は小数点第4位を四捨五入する。

5 施工体制評価

設計金額が2億円を超える工事においては開札後、応札者に対して「福井県建設工事総合評価落札方式（施工体制確認型）実施要領」に基づく施工体制の確認を行う。

施工体制の評価項目として「品質確保の実効性」および「施工体制確保の確実性」を設定し、配点は以下のとおりとする。

$$\begin{aligned} \text{施工体制評価点} &= \text{品質確保の実効性の評価点} + \text{施工体制確保の確実性の評価点} \\ &= \text{最大}15\text{点} + \text{最大}15\text{点} \\ &= \text{最大}30\text{点} \end{aligned}$$

なお、調査基準価格以上の応札者については、施工体制の確認を省略できるものとし、その者の施工体制評価点は30点とする。

6 落札者決定基準（評価項目）

技術評価における落札者決定基準（評価項目）として、「技術提案」、「企業の技術力」、「配置予定技術者の技術力」、「企業の地域性・社会性」を設定する。（詳細については**13 落札者決定基準（評価項目）**【例】を参照）

7 総合評価落札方式における学識経験者への意見聴取

要領第18条の規定に基づき、発注者は、総合評価落札方式による入札公告および技術資料の審査にあたっては、学識経験者へ意見聴取を行うものとする。ただし、簡易型であって標準的な落札者決定基準によ

改正前

4 評価値の算定

価格および技術提案等に係る総合評価は、入札者の申込みに係る性能等の各評価項目の得点の合計（評価点）を当該入札価格で除して得た数値をもって行う「除算方式」とする。

$$\text{評価値} = \text{評価点} / \text{入札価格}$$

【実績評価型（簡易型）】

$$\begin{aligned} \text{評価点} &= \text{標準点} + \text{技術評価点} \\ &= 100\text{点} + \text{最大}15\text{点} \end{aligned}$$

【技術提案型（標準型）】

$$\begin{aligned} \text{評価点} &= \text{標準点} + \text{施工体制評価点} + \text{技術評価点} \\ &= 70\text{点} + \text{最大}30\text{点} + \text{最大}30\text{点} \end{aligned}$$

（例外として、設計金額が2億円以下のもので技術提案型（標準型）を適用する場合は、標準点を100点とし、施工体制評価点を設けないものとする。）

※ 最も評価値の高い者が整数部3桁となるように桁数の調整を行い、評価値は小数点第4位を四捨五入する。

5 施工体制評価

設計金額が2億円を超える工事においては開札後、応札者に対して「福井県建設工事総合評価落札方式（施工体制確認型）実施要領」に基づく施工体制の確認を行う。

施工体制の評価項目として「品質確保の実効性」および「施工体制確保の確実性」を設定し、配点は以下のとおりとする。

$$\begin{aligned} \text{施工体制評価点} &= \text{品質確保の実効性の評価点} + \text{施工体制確保の確実性の評価点} \\ &= \text{最大}15\text{点} + \text{最大}15\text{点} \\ &= \text{最大}30\text{点} \end{aligned}$$

なお、調査基準価格以上の応札者については、施工体制の確認を省略できるものとし、その者の施工体制評価点は30点とする。

6 落札者決定基準（評価項目）

技術評価における落札者決定基準（評価項目）として、「技術提案」、「企業の技術力」、「配置予定技術者の技術力」、「企業の地域性・社会性」を設定する。（詳細については**13 落札者決定基準（評価項目）**【例】を参照）

7 総合評価落札方式における学識経験者への意見聴取

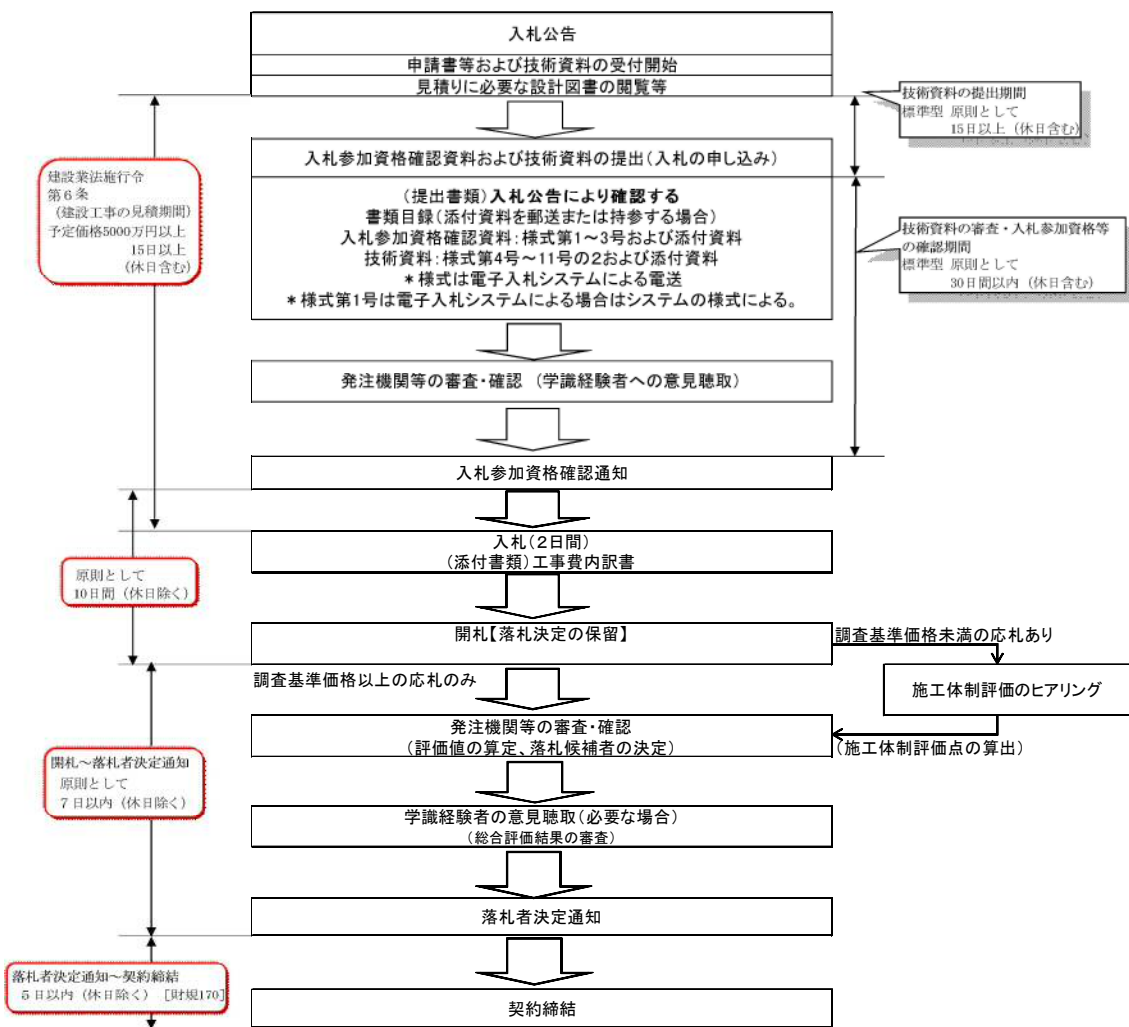
要領第18条の規定に基づき、発注者は、総合評価落札方式による入札公告および技術資料の審査にあ

改正後

る場合は、落札者決定後に報告することで意見聴取に替えることができる。また、必要に応じて落札者決定時の意見聴取も行う。

8 入札手続のフロー（入札公告以降）

(1) (技術提案型(標準型)) (施工体制確認型) 【事前審査型】



【留意点】

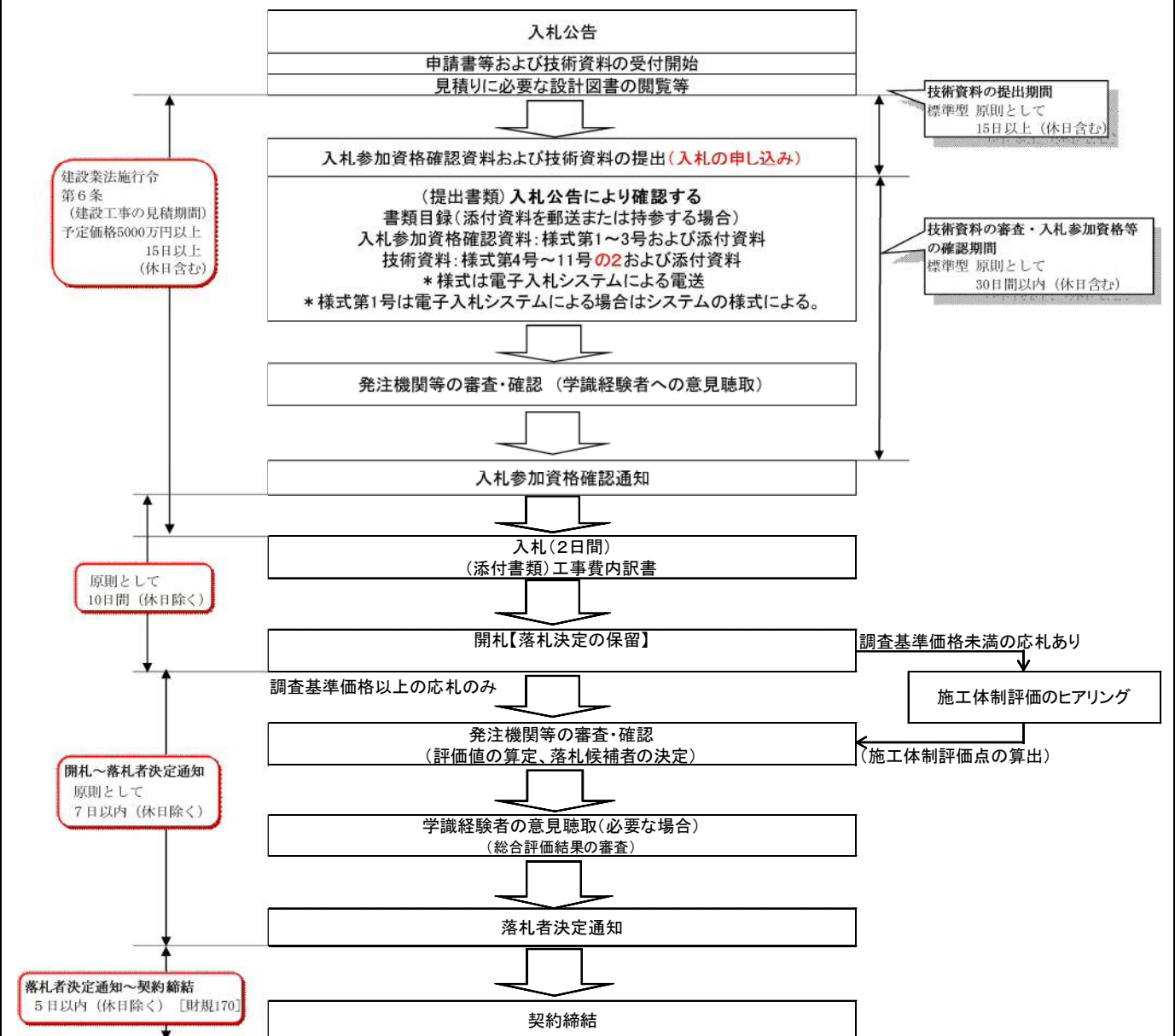
- ・ 総合評価を行うため、開札後、落札者の決定を必ず一旦保留する。
- ・ 調査基準価格未満の応札者に対しては、施工体制評価および低入札調査のためのヒアリングを行い、落札者を決定する。

改正前

っては、学識経験者へ意見聴取を行うものとする。ただし、簡易型であって標準的な落札者決定基準による場合は、落札者決定後に報告することで意見聴取に替えることができる。また、必要に応じて落札者決定時の意見聴取も行う。

8 入札手続のフロー（入札公告以降）

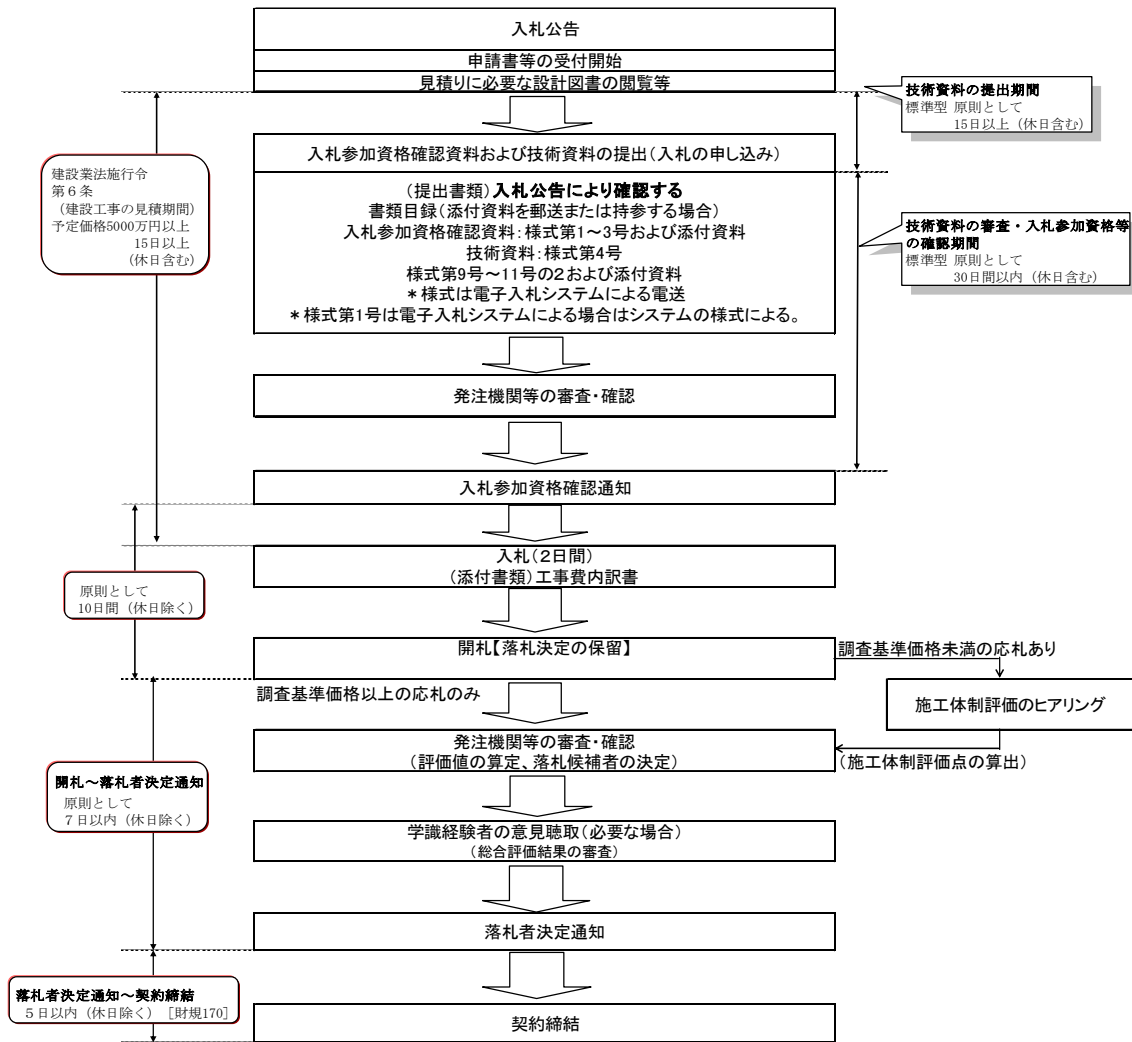
(1) (技術提案型(標準型)) (施工体制確認型) 【事前審査型】



【留意点】

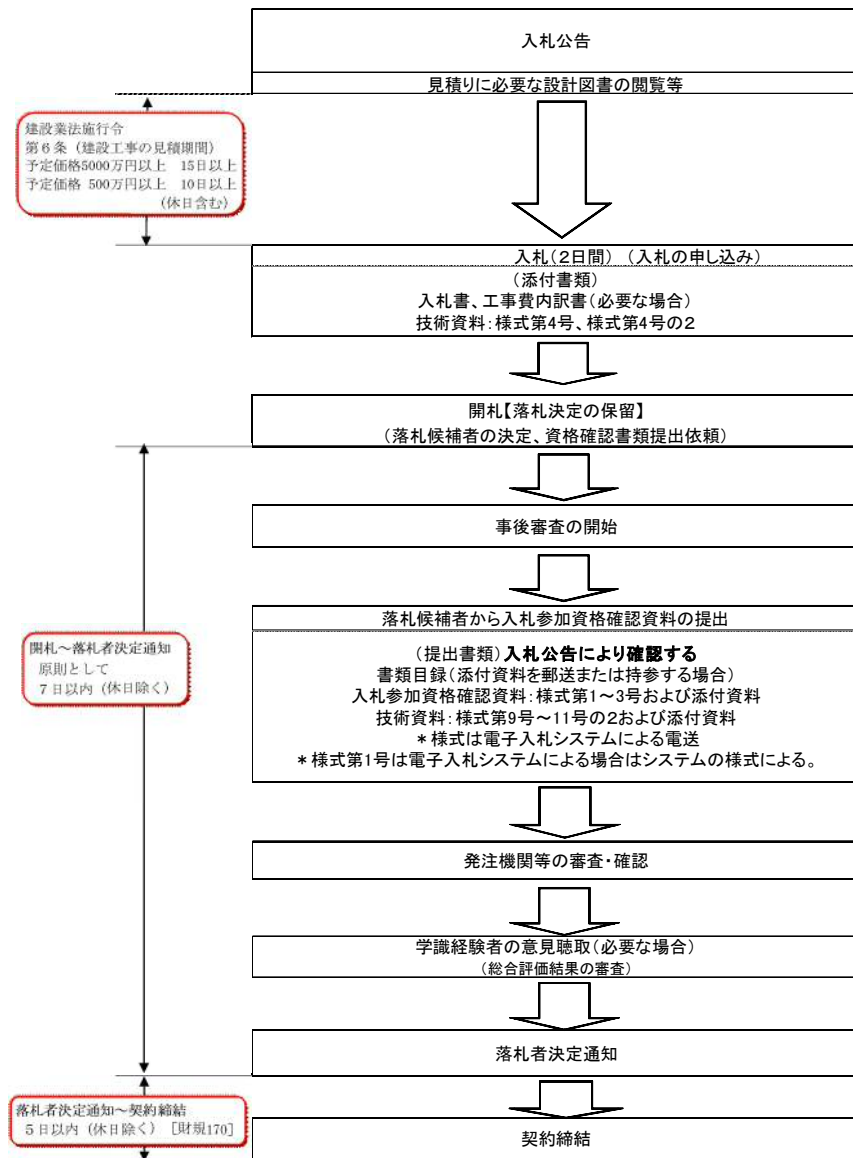
- ・ 総合評価を行うため、開札後、落札者の決定を必ず一旦保留する。
- ・ 調査基準価格未満の応札者に対しては、施工体制評価および低入札調査のためのヒアリングを行い、落札者を決定する。

(2) (実績評価型(簡易型)) (施工体制確認型) 【事前審査型】



改正後

(2-3) (実績評価型(簡易型)) 【事後審査型】

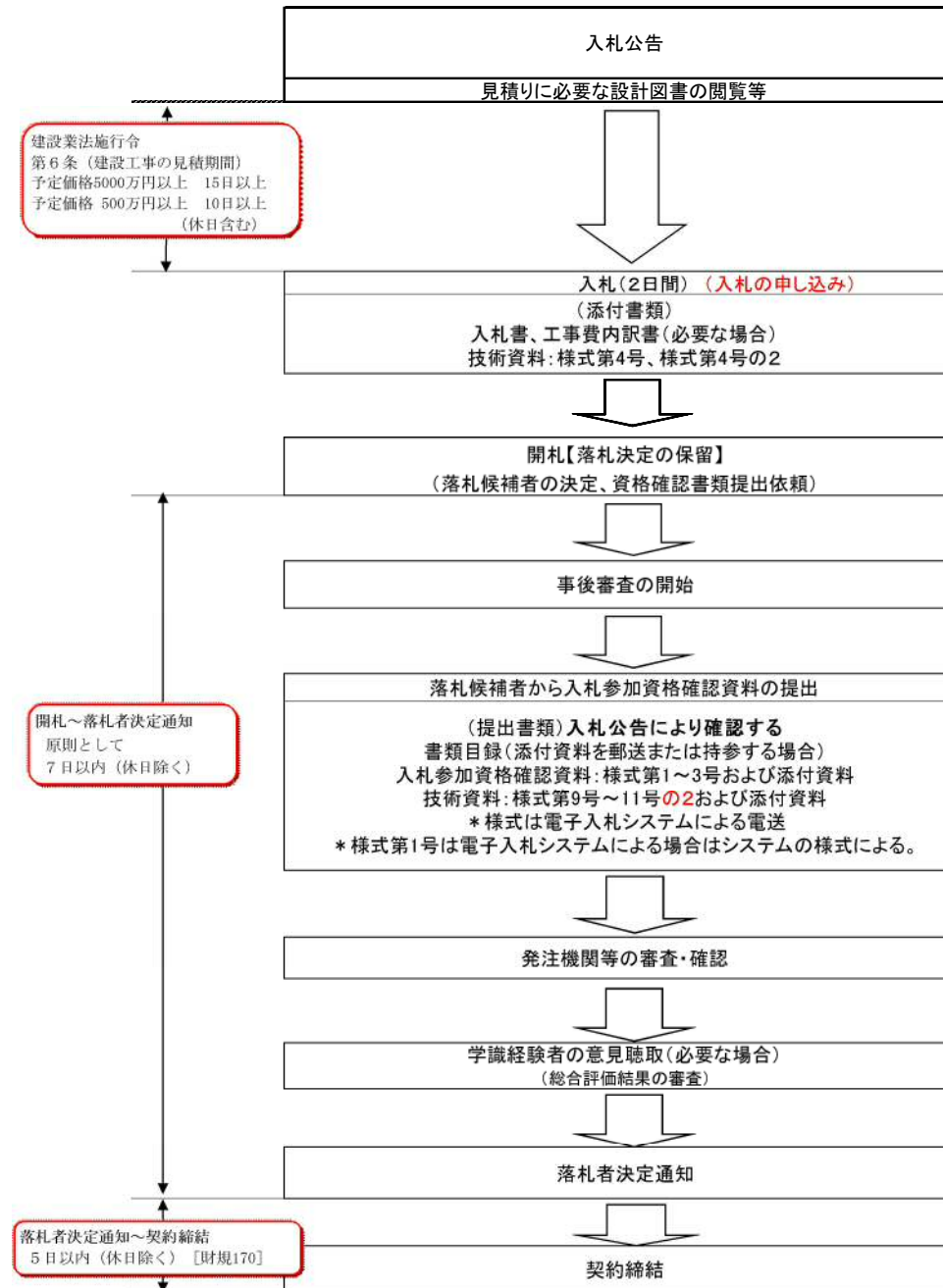


【留意点】

- 事後審査の対象となり、入札参加資格確認資料および技術資料の提出を求められるのは次のいずれかに該当する者である。なお、提出が無かった場合は、辞退したものと見なす。
 - 総合評価失格基準価格以上、予定価格以下で応札した者の内、総合評価の結果、評価値順位が最上位の者。
 - 「①」の者に入札参加資格が認められなかった場合、または審査の結果「①」の者の技術評価点に変動があり評価値順位が最上位でなくなった場合、評価値順位が次順位の者。入札参加資格を有する者が確認されるまで繰り返す。

改正前

(2) (実績評価型(簡易型)) 【事後審査型】



【留意点】

- 事後審査の対象となり、入札参加資格確認資料および技術資料の提出を求められるのは次のいずれかに該当する者である。なお、提出が無かった場合は、辞退したものと見なす。
 - 総合評価失格基準価格以上、予定価格以下で応札した者の内、総合評価の結果、評価値順位が最上位の者。
 - 「①」の者に入札参加資格が認められなかった場合、または審査の結果「①」の者の技術評価点に変動があり評価値順位が最上位でなくなった場合、評価値順位が次順位の者。入札参加資格を有する者が確認されるまで繰り返す。

改正後

改正前

9 入札手続

(1) 様式

入札公告における様式は次のとおりとする。

様式	様式番号
入札参加資格確認申請書	様式第1号
同種同程度の工事の施工実績	様式第2号
配置予定の現場代理人および監理技術者等の資格、経歴、経験等	様式第3号
機械の保有状況およびオペレータの配置(例)	様式第3号の2
技術資料提出書	様式第4号
技術資料自己評価申請書	様式第4号の2
技術提案(1)品質に係る提案	様式第5号
技術提案(2)施工上の課題に係る提案	様式第6号
技術提案(3)工程に係る提案	様式第7号
工程表	様式第7号の2
技術提案(4)安全に係る提案	様式第8号
企業の技術力および地域性・社会性	様式第9号
県産品活用計画書	様式第9号の4
企業の工事成績算出対象工事	様式第10号
企業の工事成績として評価する工事の実績	様式第10号の2
主任(監理)技術者の資格・工事経験	様式第11号
配置予定技術者のその他の工事経験	様式第11号の2

(注) 「技術資料自己評価申請書」および「企業の技術力および地域性・社会性」に係る様式は工事種別等により異なる。

(2) 留意点

実績評価型(簡易型)の場合、様式第4号および4号の2は必ず入札公告に添付されたエクセルファイルを用い、ファイル名は企業名称を含めたものにして提出すること。

(例 : 【〇〇建設(株)】様式第4号および4号の2.xls)

また、電子入札システムにおいては入札書と同時に提出できるファイルは1つだけであるため、工事費内訳書の提出を求める場合は、工事費内訳書をエクセルで作成し様式第4号および4号の2と同一ファイルとするか、LZH形式もしくはZIP形式により圧縮し一つのファイルとすること。(福井県電子入札運用基準第8条参照)

(3) 入札参加者からの提出資料(電子入札の場合)

	事前審査型 技術提案型(標準型)	事後審査型 実績評価型(簡易型)
入札参加資格 確認申請時	書類目録(※1) 参加資格: 様式第2号、3号(※2) および添付資料 技術資料: 様式第4号~11号の2 (※2) および添付資料	書類目録(※1) 参加資格: 様式第2号、3号(※2) および添付資料 技術資料: 第9号~11号の2 および添付資料
入札時	工事費内訳書(※2)	工事費内訳書(※2) 技術資料: 様式第4号および4号の2

9 入札手続

(1) 様式

入札公告における様式は次のとおりとする。

様式	様式番号
入札参加資格確認申請書	様式第1号
同種同程度の工事の施工実績	様式第2号
配置予定の現場代理人および監理技術者等の資格、経歴、経験等	様式第3号
機械の保有状況およびオペレータの配置(例)	様式第3号の2
技術資料提出書	様式第4号
技術資料自己評価申請書	様式第4号の2
技術提案(1)品質に係る提案	様式第5号
技術提案(2)施工上の課題に係る提案	様式第6号
技術提案(3)工程に係る提案	様式第7号
工程表	様式第7号の2
技術提案(4)安全に係る提案	様式第8号
企業の技術力および地域性・社会性	様式第9号
県産品活用計画書	様式第9号の4
企業の工事成績算出対象工事	様式第10号
企業の工事成績として評価する工事の実績	様式第10号の2
主任(監理)技術者の資格・工事経験	様式第11号
配置予定技術者のその他の工事経験	様式第11号の2

(注) 「技術資料自己評価申請書」および「企業の技術力および地域性・社会性」に係る様式は工事種別等により異なる。

(2) 留意点

実績評価型(簡易型)の場合、様式第4号および4号の2は必ず入札公告に添付されたエクセルファイルを用い、ファイル名は企業名称を含めたものにして提出すること。

(例 : 【〇〇建設(株)】様式第4号および4号の2.xls)

また、電子入札システムにおいては入札書と同時に提出できるファイルは1つだけであるため、工事費内訳書の提出を求める場合は、工事費内訳書をエクセルで作成し様式第4号および4号の2と同一ファイルとするか、LZH形式もしくはZIP形式により圧縮し一つのファイルとすること。(福井県電子入札運用基準第8条参照)

(3) 入札参加者からの提出資料(電子入札の場合)

	技術提案型(標準型)	実績評価型(簡易型)
入札参加資格 確認申請時	書類目録(※1) 参加資格: 様式第2号、3号(※2) および添付資料 技術資料: 様式第4号~11号の2 (※2) および添付資料	書類目録(※1) 参加資格: 様式第2号、3号(※2) および添付資料 技術資料: 第9号~11号の2 および添付資料
入札時	工事費内訳書(※2)	工事費内訳書(※2) 技術資料: 様式第4号および4号の2

改正後

- (※) 様式は全て電子入札システムにより提出。添付資料は電子入札システム、郵送または持参により提出。
- (※1) 添付資料を郵送または持参する場合に電子入札システムにより提出。
- (※2) 案件によっては提出不要な様式もあることから必要な様式を入札公告により確認。

10 評価項目および評価基準

入札公告および提出資料の様式等に評価内容を明確に記載し、必要に応じて記載内容が確認できる資料の添付（CORINS工事カルテの写し（企業の実績・配置予定技術者の施工経験）、契約書・施工図（CORINS以外の工事）、工事成績評定の写し（国の成績評定を対象とする場合）、配置予定技術者の保有資格者証の写し（必要な場合）、ISOの写し等）を求める。

（12 技術資料一覧参照）

（A）技術提案（様式5号～8号）

①評価項目

「標準型」における必須項目とし、現場が抱える課題等を踏まえた現実的かつ具体的な提案を評価する。なお、工事目的物への悪影響が懸念される場合等、実施することが認められない提案については、入札参加資格確認通知書にその旨記載する。

②各評価項目設定に関する留意事項

評価項目	評価項目設定に関する留意事項
(1) 品質に係る提案	①当該工事の実施にあたり、現場状況を踏まえて、「〇〇工（または構造物名）に施工上使用する材料（〇〇）等」の品質管理に対する技術的所見を評価する。 ②記載様式は、様式第5号とする。
(2) 施工上の課題に係る提案	①当該工事の実施にあたり、現場状況を踏まえて、特に施工上配慮すべき事項に対する技術的所見を評価する。 ②「施工上配慮すべき事項」としては以下の事例が考えられる。 1) 当該工事の施工にあたって環境やリサイクルの観点から特に配慮する事項 2) 当該工事の施工上、特に配慮すべき事項を抽出し、その課題事項への対応 ③記載様式は、様式第6号とする。
(3) 工程に係る提案	①当該工事に関する概略の工程表および施工計画や工程管理に係わる技術的所見について評価する。 ②工程表には「準備工」と「後片付け工」の記載を求め、いつ着工し、いつ完成するのかを明確にする。 ③工程管理に係る技術的所見や工程のポイントとなる事項については様式第7号、工程表は様式第7号の2とする。
(4) 安全に係る提案	①当該工事の実施にあたり、現場状況を踏まえて、施工上の安全管理に対する技術的所見を評価する。 ②記載様式は、様式第8号とする。

- ・上表の（1）～（4）における配点の合計は最大15点とする。
- ・発注者は施工時の履行確認を行う。

改正前

- (※) 様式は全て電子入札システムにより提出。添付資料は電子入札システム、郵送または持参により提出。
- (※1) 添付資料を郵送または持参する場合に電子入札システムにより提出。
- (※2) 案件によっては提出不要な様式もあることから必要な様式を入札公告により確認。

10 評価項目および評価基準

入札公告および提出資料の様式等に評価内容を明確に記載し、必要に応じて記載内容が確認できる資料の添付（CORINS工事カルテの写し（企業の実績・配置予定技術者の施工経験）、契約書・施工図（CORINS以外の工事）、工事成績評定の写し（国の成績評定を対象とする場合）、配置予定技術者の保有資格者証の写し（必要な場合）、ISOの写し等）を求める。

（12 技術資料一覧参照）

（A）技術提案（様式5号～8号）

①評価項目

「標準型」における必須項目とし、現場が抱える課題等を踏まえた現実的かつ具体的な提案を評価する。なお、工事目的物への悪影響が懸念される場合等、実施することが認められない提案については、入札参加資格確認通知書にその旨記載する。

②各評価項目設定に関する留意事項

評価項目	評価項目設定に関する留意事項
(1) 品質に係る提案	①当該工事の実施にあたり、現場状況を踏まえて、「〇〇工（または構造物名）に施工上使用する材料（〇〇）等」の品質管理に対する技術的所見を評価する。 ②記載様式は、様式第5号とする。
(2) 施工上の課題に係る提案	①当該工事の実施にあたり、現場状況を踏まえて、特に施工上配慮すべき事項に対する技術的所見を評価する。 ②「施工上配慮すべき事項」としては以下の事例が考えられる。 1) 当該工事の施工にあたって環境やリサイクルの観点から特に配慮する事項 2) 当該工事の施工上、特に配慮すべき事項を抽出し、その課題事項への対応 ③記載様式は、様式第6号とする。
(3) 工程に係る提案	①当該工事に関する概略の工程表および施工計画や工程管理に係わる技術的所見について評価する。 ②工程表には「準備工」と「後片付け工」の記載を求め、いつ着工し、いつ完成するのかを明確にする。 ③工程管理に係る技術的所見や工程のポイントとなる事項については様式第7号、工程表は様式第7号の2とする。
(4) 安全に係る提案	①当該工事の実施にあたり、現場状況を踏まえて、施工上の安全管理に対する技術的所見を評価する。 ②記載様式は、様式第8号とする。

- ・上表の（1）～（4）における配点の合計は最大15点とする。
- ・発注者は施工時の履行確認を行う。

改正後

(B) 企業の技術力（様式第9号、第10号、第10号の2）

(a) 施工実績

過去15年間（※）に元請けとして完成・引渡しが完了した同種工事の実績を評価する。
 （※過去15年間の定義は、今回発注する工事の入札公告日の属する年度から遡って15年前の年度の4月1日から今回公告する案件の入札の申し込みを行った日までとする。）
 （参考図）



- ・ 加点対象となる同種工事の種類、規模等を公告に明示する。
- ・ 福井県、国、その他公共発注機関、民間が発注した同種工事の施工実績を評価する。
- ・ 技術資料には評価対象となる実績を1件記入すること。
- ・ CORINS工事カルテ、施工図、契約書等の写しにより確認する。（必要最低限で可）

(b) 工事成績評定

福井県（土木三公社を除く。）発注の工事で、過去2か年度（建築一式、管、電気、電気通信、機械器具設置については過去5か年度）に完成検査を受けた工事成績評定点の平均点（小数点第1位以下切捨）を評価する。

- ・ 対象業種は発注者が指定する業種（「土木一式」、「建築一式」、「鋼構造物」等）
- ・ 土木事務所、農林総合事務所等の閲覧場所で県の工事成績評定結果を必ず確認の上、記載すること。閲覧の結果、公表用工事成績表に疑義がある場合には、予め発注機関の確認を受けること。
- ・ 県の工事成績評定を有しない場合は、次表により国の工事成績評定を対象とする。

	近畿 地方整備局 (港湾空港関係除く)	北陸 地方整備局 (港湾空港関係のみ)	近畿中国 森林管理局	北陸 農政局
港湾・漁港		○		
農村整備	○			○
治山・林道	○		○	
上記以外	○			

- ・ 国の工事成績評定を対象とする場合は、様式第10号と工事成績評定の写しを提出。（県の工事成績評定であれば様式第10号の提出は不要とする。）
- ・ 対象とする期間に工事成績評定を有しない企業については、「0点」として取扱う。
- ・ 7月1日以降に公告する案件から対象年度を切替える。
- ・ 評価基準

工事成績評定点の平均	配点
80点以上	3.5

改正前

(B) 企業の技術力（様式第9号、第10号、第10号の2）

(a) 施工実績

過去15年間（※）に元請けとして完成・引渡しが完了した同種工事の実績を評価する。
 （※過去15年間の定義は、今回発注する工事の入札公告日の属する年度から遡って15年前の年度の4月1日から今回公告する案件の入札の申し込みを行った日までとする。）
 （参考図）



- ・ 加点対象となる同種工事の種類、規模等を公告に明示する。
- ・ 福井県、国、その他公共発注機関、民間が発注した同種工事の施工実績を評価する。
- ・ 技術資料には評価対象となる実績を1件記入すること。
- ・ CORINS工事カルテ、施工図、契約書等の写しにより確認する。（必要最低限で可）

(b) 工事成績評定

福井県（土木三公社を除く。）発注の工事で、過去2か年度（建築一式、管、電気、電気通信、機械器具設置については過去5か年度）に完成検査を受けた工事成績評定点の平均点（小数点第1位以下切捨）を評価する。

- ・ 対象業種は発注者が指定する業種（「土木一式」、「建築一式」、「鋼構造物」等）
- ・ 土木事務所、農林総合事務所等の閲覧場所で県の工事成績評定結果を必ず確認の上、記載すること。閲覧の結果、公表用工事成績表に疑義がある場合には、予め発注機関の確認を受けること。
- ・ 県の工事成績評定を有しない場合は、次表により国の工事成績評定を対象とする。

	近畿 地方整備局 (港湾空港関係除く)	北陸 地方整備局 (港湾空港関係のみ)	近畿中国 森林管理局	北陸 農政局
港湾・漁港		○		
農村整備	○			○
治山・林道	○		○	
上記以外	○			

- ・ 国の工事成績評定を対象とする場合は、様式第10号と工事成績評定の写しを提出。（県の工事成績評定であれば様式第10号の提出は不要とする。）
- ・ 対象とする期間に工事成績評定を有しない企業については、「0点」として取扱う。
- ・ 7月1日以降に公告する案件から対象年度を切替える。
- ・ 評価基準

工事成績評定点の平均	配点

改正後

70 点以上 80 点未満	(工事成績評定点の平均点-70) × 0.3+0.5
70 点未満	0

なお、建築一式工事においては、県の工事成績評定を有しない場合、入札参加者が次の①、②いずれかを選択し加点申請することが可能。

- ①上記に規定する国の工事成績評定（評価基準も上記による）
- ②次の(1)および(2)の条件を満たす民間工事等の施工実績
 - (1)過去5か年度に元請として完成した、発注工事と同種同程度以上の工事であること
 - (2)建築基準法の規定に適合していることを証明できるものとして、建築基準法の規定による検査済証および中間検査合格証（中間検査が不要なものを除く）の写しまたは検査機関発行のこれらに代わる証明書を提出できること。（様式第10号の2を提出）

・評価基準

企業の工事成績として民間工事等の実績を評価する場合の加点条件	配点
過去5か年度に元請として完成した、発注工事と同種同程度以上の民間工事等が、建築基準法の規定に適合していることを証明できる	1.0
上記以外	0

(c) 優良工事表彰

福井県優良工事表彰を受賞した企業を評価する。（直近の2か年）

- ・優秀賞、優良賞、特別賞を対象とするが、表彰名による区別は行わない。ただし、特別賞は「福井県優良工事等事業者表彰要綱」第4条の（1）および（2）を満たすものに限り評価の対象とする。
- ・対象業種は発注者が指定する業種（工事成績に準じる。）
- ・事務所長賞、国または市町など他の機関における表彰は対象外とする。
- ・毎年の**表彰日の翌日以降**に公告する案件から対象年度を切替える。
- ・評価は申請に基づき行う。
- ・優良工事表彰受賞による加点申請（以下、優良工事加点申請という。）を行った入札により落札した工事の契約は、発注機関毎に、入札公告日の属する各年（※）あたり原則1回限りとする。
※ここでいう各年の年とは、優良工事表彰日の翌日から翌年の優良工事表彰日までの期間（約1年間）とする。

- (1) 優良工事加点申請は、~~標準型（事前審査型）~~の場合は技術資料（様式第9号）に優良工事加点申請の記入を行い提出したことをもって、また、~~簡易型（事後審査型）~~の場合においては技術資料自己評価申請書（様式第4号の2）に優良工事加点申請の自己評価点を記入し提出したことをもって、優良工事加点申請を行ったものとみなす。なお、優良工事加点申請の日は、~~標準型（事前審査型）~~の場合は技術資料（様式第9号）の提出日、~~簡易型（事後審査型）~~の場合は入札日（技術資料自己評価申請書（様式第4号の2）の提出日）とする。
- (2) 一の入札において優良工事加点申請を行った場合、優良工事加点申請の日から落札決定日までの期間は他の入札に同じ加点を申請することができない。（（参考図）（ア）～（ウ）を参照。）
- (3) 優良工事加点申請を行ったが落札できなかった場合、または落札したが入札参加者の責によらない理由により契約に至らなかった場合は、以後の入札で再度の優良工事加点申請を行うことができる。
- (4) 「優良工事表彰の企業の加点（0.5点）」と、（C）配置予定技術者の技術力（c）優良工事表彰の「優良工事表彰工事における主任（監理）技術者として従事した経験の加点（0.5

改正前

80 点以上	3.5
70 点以上 80 点未満	(工事成績評定点の平均点-70) × 0.3+0.5
70 点未満	0

なお、建築一式工事においては、県の工事成績評定を有しない場合、入札参加者が次の①、②いずれかを選択し加点申請することが可能。

- ①上記に規定する国の工事成績評定（評価基準も上記による）
- ②次の(1)および(2)の条件を満たす民間工事等の施工実績
 - (1)過去5か年度に元請として完成した、発注工事と同種同程度以上の工事であること。
 - (2)建築基準法の規定に適合していることを証明できるものとして、建築基準法の規定による検査済証および中間検査合格証（中間検査が不要なものを除く）の写しまたは検査機関発行のこれらに代わる証明書を提出できること。（様式第10号の2を提出）

・評価基準

企業の工事成績として民間工事等の実績を評価する場合の加点条件	配点
過去5か年度に元請として完成した、発注工事と同種同程度以上の民間工事等が、建築基準法の規定に適合していることを証明できる	1.0
上記以外	0

(c) 優良工事表彰

福井県優良工事表彰を受賞した企業を評価する。（直近の2か年）

- ・優秀賞、優良賞、特別賞を対象とするが、表彰名による区別は行わない。ただし、特別賞は「福井県優良工事等事業者表彰要綱」第4条の（1）および（2）を満たすものに限り評価の対象とする。
- ・対象業種は発注者が指定する業種（工事成績に準じる。）
- ・事務所長賞、国または市町など他の機関における表彰は対象外とする。
- ・毎年の**表彰日の翌日以降**に公告する案件から対象年度を切替える。
- ・評価は申請に基づき行う。
- ・優良工事表彰受賞による加点申請（以下、「優良工事加点申請」という。）を行った入札により落札した工事の契約は、発注機関毎に、入札公告日の属する各年（※）あたり原則1回限りとする。
※ここでいう各年の年とは、優良工事表彰日の翌日から翌年の優良工事表彰日までの期間（約1年間）とする。

- (1) 優良工事加点申請は、標準型（事前審査型）の場合は技術資料（様式第9号）に優良工事加点申請の記入を行い提出したことをもって、また、簡易型（事後審査型）の場合においては技術資料自己評価申請書（様式第4号の2）に優良工事加点申請の自己評価点を記入し提出したことをもって、優良工事加点申請を行ったものとみなす。なお、優良工事加点申請の日は、標準型（事前審査型）の場合は技術資料（様式第9号）の提出日、簡易型（事後審査型）の場合は入札日（技術資料自己評価申請書（様式第4号の2）の提出日）とする。
- (2) 一の入札において優良工事加点申請を行った場合、優良工事加点申請の日から落札決定日までの期間は他の入札に同じ加点を申請することができない。（（参考図）（ア）～（ウ）を参照。）
- (3) 優良工事加点申請を行ったが落札できなかった場合、または落札したが入札参加者の責によらない理由により契約に至らなかった場合は、以後の入札で再度の優良工事加点申請を行うことができる。
- (4) 「優良工事表彰の企業の加点（0.5点）」と、（C）配置予定技術者の技術力（c）優良工事

改正後

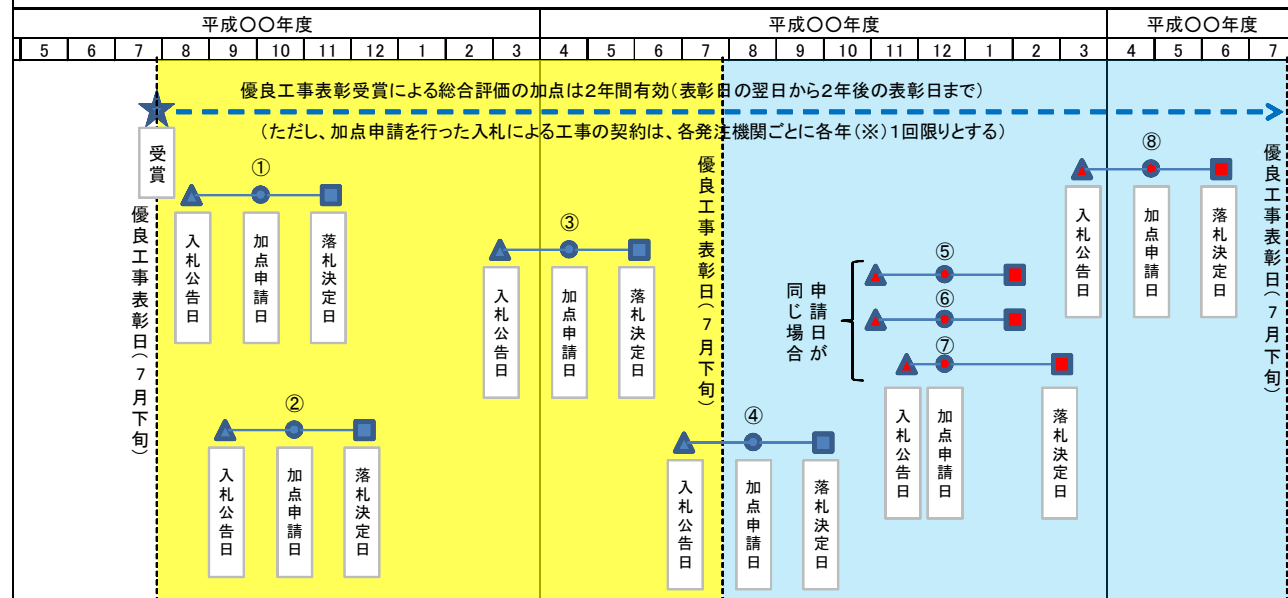
点)」は、別々の入札に分けて優良工事加点申請をすることもできる。(契約数の制限は各々独立して取り扱うものとする。)

- (5) 2年連続して優良工事表彰を受賞した場合は、各々の表彰による優良工事加点申請の有効期間が重複する期間(約1年間)が存在するが、その期間における優良工事加点申請による契約数の制限は各々の受賞毎に独立して取り扱うものとする。ただし、一の入札に2つの受賞の優良工事加点申請を合わせて行う(2倍の点数として申請する)ことはできない。

・評価基準

優良工事表彰受賞による加点申請	配点
優良工事表彰受賞による加点申請あり	0.5
優良工事表彰受賞による加点申請なし(または受賞なし)	0

(参考図)



(ア) ①で優良工事加点申請を行った場合、落札決定日までの期間における優良工事加点申請②を無効とする。(②の優良工事表彰に関する項目を0点とする。ただし上記(4)、(5)のケースを除く。)

(イ) 同一の発注機関において、⑤、⑥、⑦のように、優良工事加点申請が同日となりえるケースでは、いずれか1件を選択し優良工事加点申請を行わなければならない。(上記(4)、(5)のケース以外で同日に複数の優良工事加点申請を行った場合は、その全ての入札における優良工事加点申請の点数を0点とする。)

(ウ) ①で優良工事加点申請を行い落札した場合、③、④の優良工事加点申請は無効(上記(4)、(5)のケースを除く)となるが、有効期間の2年目である⑤、⑧の優良工事加点申請は有効。

(エ) ④で優良工事加点申請を行い落札した場合、④は1年目の有効期間に属しているため、有効期間2年目の入札公告である⑤、⑧の優良工事加点申請は有効。

(d) ISO品質管理マネジメントシステム

ISO9001認証取得の有無を評価する。なお、入札に参加する企業が支社・支店・営業所等(以

改正前

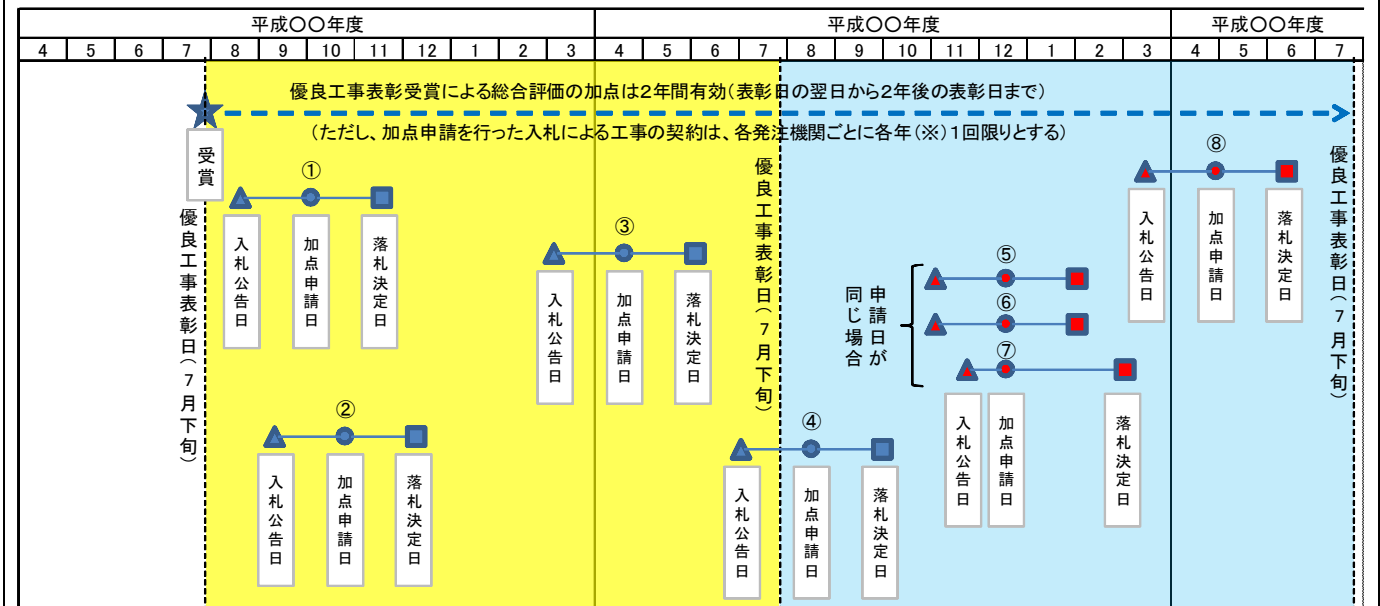
表彰の「優良工事表彰工事における主任(監理)技術者として従事した経験の加点(0.5点)」は、別々の入札に分けて優良工事加点申請をすることもできる。(契約数の制限は各々独立して取り扱うものとする。)

- (5) 2年連続して優良工事表彰を受賞した場合は、各々の表彰による優良工事加点申請の有効期間が重複する期間(約1年間)が存在するが、その期間における優良工事加点申請による契約数の制限は各々の受賞毎に独立して取り扱うものとする。ただし、一の入札に2つの受賞の優良工事加点申請を合わせて行う(2倍の点数として申請する)ことはできない。

・評価基準

優良工事表彰受賞による加点申請	配点
優良工事表彰受賞による加点申請あり	0.5
優良工事表彰受賞による加点申請なし(または受賞なし)	0

(参考図)



(ア) ①で優良工事加点申請を行った場合、落札決定日までの期間における優良工事加点申請②を無効とする。(②の優良工事表彰に関する項目を0点とする。ただし上記(4)、(5)のケースを除く。)

(イ) 同一の発注機関において、⑤、⑥、⑦のように、優良工事加点申請が同日となりえるケースでは、いずれか1件を選択し優良工事加点申請を行わなければならない。(上記(4)、(5)のケース以外で同日に複数の優良工事加点申請を行った場合は、その全ての入札における優良工事加点申請の点数を0点とする。)

(ウ) ①で優良工事加点申請を行い落札した場合、③、④の優良工事加点申請は無効(上記(4)、(5)のケースを除く)となるが、有効期間の2年目である⑤、⑧の優良工事加点申請は有効。

(エ) ④で優良工事加点申請を行い落札した場合、④は1年目の有効期間に属しているため、有効期間2年目の入札公告である⑤、⑧の優良工事加点申請は有効。

(d) ISO品質管理マネジメントシステム

ISO9001認証取得の有無を評価する。なお、入札に参加する企業が支社・支店・営業所等(以下、

改正後

下、「支店等」という。)の場合は、当該支店等の本社などの上部組織(以下、「本社等」という。)がISO9001を取得している場合、当該支店等がISO9001を取得していない場合は評価しない。ただし、本社等のISO9001付属書で、当該支店等がISO9001認証の対象に含まれることが確認できる場合は評価する。

- ・入札の申し込みを行った日における取得状況を評価する。
- ・認証の写し(企業名、有効期限が明確なもの)により確認する。
- ・評価基準

ISO認証取得	配点
取得している	0.5
上記以外	0

(e) 技能資格を保有する自社雇用技能者の配置

- ・入札の申し込みを行った日において、3か月以上の期間、元請け企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者であること。
- ・健康保険証の写し、資格者証の写しを提出すること。
- ・発注者は施工時の履行確認(実地確認)を行う。
- ・主任(監理)技術者を兼務する場合は評価しない。
- ・施工時に、同じ資格を保有する他の自社雇用技能者に変更することは可能。ただし、変更時点において、原則としてすでに3か月以上の期間、元請け企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。
- ・入札時の申請に反して、当該技能資格を保有する自社雇用技能者(1名以上)が入札公告で指定された作業における作業期間のすべてに従事しなかった場合はペナルティの対象とする。

① 法面処理工事

発注者が指定する工種(吹付法砕工、モルタル(コンクリート)吹付工、植生基材吹付工等)におけるノズルによる吹付作業の作業期間のすべてに「のり面ノズルマン技能認定者」の資格を保有する自社雇用ノズルマンが1名以上従事する場合に評価する。

- ・評価基準

技能資格を保有する自社雇用技能者の配置	配点
発注者が指定する工種におけるノズルによる吹付作業の作業期間のすべてに「のり面ノズルマン技能認定者」の資格を保有する自社雇用ノズルマンが1名以上従事する	0.5
上記以外	0

- ・様式第9号に記載したのり面ノズルマン技能認定者(のうち最低1名以上)の氏名が様式第3号の2においてノズルマンとして記載されていない場合など、様式第3号の2と矛盾する場合は評価しない。
- ・当評価項目が加点され、工事の契約に至った場合は、別に定める「建設機械の確認に関する実施要領」に基づき当該工種の施工前に発注者に提出される「オペレータ配置実地確認申請書(法面処理工事用)」(以下、「オペレータ確認申請書」という。)の記載内容(工種、施工予定日、のり面ノズルマン技能認定者の氏名等)により、発注者が決める任意の日において、発注者は施工箇所での実地確認を行うため、当該技能者は現地で本人と確認できるものを所持すること。
- ・提出した技術資料(様式第9号)に記載した者と異なる者をオペレータ確認申請書に記載し、当該作業に従事させる場合は、その者の健康保険証の写し、資格者証の写しをオペレータ確認申請書に添付し提出すること。
- ・当評価項目が加点され契約した工事において、発注者が指定する工種におけるノズルによる吹付作業の作業期間のすべてに「のり面ノズルマン技能認定者」の資格を保有する自社雇用ノズルマンが1名以上従事しなかった場合はペナルティの対象とする。

改正前

「支店等」という。)の場合は、当該支店等の本社などの上部組織(以下、「本社等」という。)がISO9001を取得している場合、当該支店等がISO9001を取得していない場合は評価しない。ただし、本社等のISO9001付属書で、当該支店等がISO9001認証の対象に含まれることが確認できる場合は評価する。

- ・入札の申し込みを行った日における取得状況を評価する。
- ・認証の写し(企業名、有効期限が明確なもの)により確認する。
- ・評価基準

ISO認証取得	配点
取得している	0.5
上記以外	0

(e) 技能資格を保有する自社雇用技能者の配置

- ・入札の申し込みを行った日において、3か月以上の期間、元請け企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者であること。
- ・健康保険証の写し、資格者証の写しを提出すること。
- ・発注者は施工時の履行確認(実地確認)を行う。
- ・主任(監理)技術者を兼務する場合は評価しない。
- ・施工時に、同じ資格を保有する他の自社雇用技能者に変更することは可能。ただし、変更時点において、原則としてすでに3か月以上の期間、元請け企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。
- ・入札時の申請に反して、当該技能資格を保有する自社雇用技能者(1名以上)が入札公告で指定された作業における作業期間のすべてに従事しなかった場合はペナルティの対象とする。

① 法面処理工事

発注者が指定する工種(吹付法砕工、モルタル(コンクリート)吹付工、植生基材吹付工等)におけるノズルによる吹付作業の作業期間のすべてに「のり面ノズルマン技能認定者」の資格を保有する自社雇用ノズルマンが1名以上従事する場合に評価する。

- ・評価基準

技能資格を保有する自社雇用技能者の配置	配点
発注者が指定する工種におけるノズルによる吹付作業の作業期間のすべてに「のり面ノズルマン技能認定者」の資格を保有する自社雇用ノズルマンが1名以上従事する	0.5
上記以外	0

- ・様式第9号に記載したのり面ノズルマン技能認定者(のうち最低1名以上)の氏名が様式第3号の2においてノズルマンとして記載されていない場合など、様式第3号の2と矛盾する場合は評価しない。
- ・当評価項目が加点され、工事の契約に至った場合は、別に定める「建設機械の確認に関する実施要領」に基づき当該工種の施工前に発注者に提出される「オペレータ配置実地確認申請書(法面処理工事用)」(以下、「オペレータ確認申請書」という。)の記載内容(工種、施工予定日、のり面ノズルマン技能認定者の氏名等)により、発注者が決める任意の日において、発注者は施工箇所での実地確認を行うため、当該技能者は現地で本人と確認できるものを所持すること。
- ・提出した技術資料(様式第9号)に記載した者と異なる者をオペレータ確認申請書に記載し、当該作業に従事させる場合は、その者の健康保険証の写し、資格者証の写しをオペレータ確認申請書に添付し提出すること。
- ・当評価項目が加点され契約した工事において、発注者が指定する工種におけるノズルによる吹付作業の作業期間のすべてに「のり面ノズルマン技能認定者」の資格を保有する自社雇用ノズルマンが1名以上従事しなかった場合はペナルティの対象とする。

改正後

② 鋼構造物工事

工場製作における、仮付けのための罫書き作業、仮付け作業（※）、溶接作業、仮組立作業（以下、これらを「主たる鉄工作业」という。）のすべてを元請け企業が自ら施工し、かつ、その主たる鉄作業の作業期間のすべてに「1級鉄工技能士（構造物鉄工作业）」の資格を保有する自社雇用技能者が1名以上従事する場合に評価する。

（※「仮付け作業」とは、部材同士を接合するための本溶接を行う前に、補助治具等を用いて、一方の部材の罫書き位置に他方の部材を正確に取り付け、仮付け溶接を行う一連の作業のことをいう。）

・評価基準

技能資格を保有する自社雇用技能者の配置	配点
主たる鉄作業のすべてを元請け企業が自ら施工し、かつ、その主たる鉄作業の作業期間のすべてに「1級鉄工技能士（構造物鉄工作业）」の資格を保有する自社雇用技能者が1名以上従事する	0.5
上記以外	0

- 当評価項目が加点され、工事の契約に至った場合は、工場製作に着手するまでに、「1級鉄工技能士（構造物鉄工作业）配置実地確認申請書」（以下、「技能士確認申請書」という。）を監督職員に提出すること。発注者はその記載内容（主たる鉄作業を行う工場の場所、作業期間、1級鉄工技能士の氏名等）により、発注者が決める任意の日において製作工場での作業状況の実地確認を行うため、当該技能者は現地で本人と確認できるものを所持すること。
- 提出した技術資料（様式第9号）に記載した者と異なる者を技能士確認申請書に記載し、当該作業に従事させる場合は、その者の健康保険証の写し、技能検定合格証の写しを技能士確認申請書に添付し提出すること。
- 当評価項目が加点され契約した工事において、主たる鉄作業を一部でも下請けに出した場合、または主たる鉄作業の作業期間のすべてに「1級鉄工技能士（構造物鉄工作业）」の資格を保有する自社雇用技能者が1名以上従事しなかった場合はペナルティの対象とする。

(C) 配置予定技術者の技術力（様式第11号、第11号の2）

- 配置予定技術者は、主任（監理）技術者を評価対象とする。
- 配置予定技術者が特定できず、複数の申請があった場合には、配置予定技術者に関する評価点の合計が最低となる者で評価する。
- 入札の申し込みを行った日において、3ヶ月以上の期間、元請け企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
- 受注者の責に帰すべき事由により、施工時の技術者を変更した結果、入札時の評価点を満足しない場合は、ペナルティの対象とする。

(a) 配置予定技術者の施工経験

今回配置する予定の主任（監理）技術者を評価対象とし、次の①または②の元請け企業の技術者としての経験を評価する。（表-1）

- ①過去15年間（※）の同種工事における主任（監理）技術者としての経験
- ②今回発注する工事の入札公告日が属する年度の4月1日時点の年齢が40歳未満である者（若手技術者）における過去15年間（※）の（表-2）の経験

（※過去15年間の定義は、「（B）企業の技術力（a）施工実績」に準じる。）

- ・加点対象となる同種工事の種類、規模等を入札公告に明示する。

改正前

③ 鋼構造物工事

工場製作における、仮付けのための罫書き作業、仮付け作業（※）、溶接作業、仮組立作業（以下、これらを「主たる鉄工作业」という。）のすべてを元請け企業が自ら施工し、かつ、その主たる鉄作業の作業期間のすべてに「1級鉄工技能士（構造物鉄工作业）」の資格を保有する自社雇用技能者が1名以上従事する場合に評価する。

（※「仮付け作業」とは、部材同士を接合するための本溶接を行う前に、補助治具等を用いて、一方の部材の罫書き位置に他方の部材を正確に取り付け、仮付け溶接を行う一連の作業のことをいう。）

・評価基準

技能資格を保有する自社雇用技能者の配置	配点
主たる鉄作業のすべてを元請け企業が自ら施工し、かつ、その主たる鉄作業の作業期間のすべてに「1級鉄工技能士（構造物鉄工作业）」の資格を保有する自社雇用技能者が1名以上従事する	0.5
上記以外	0

- 当評価項目が加点され、工事の契約に至った場合は、工場製作に着手するまでに、「1級鉄工技能士（構造物鉄工作业）配置実地確認申請書」（以下、「技能士確認申請書」という。）を監督職員に提出すること。発注者はその記載内容（主たる鉄作業を行う工場の場所、作業期間、1級鉄工技能士の氏名等）により、発注者が決める任意の日において製作工場での作業状況の実地確認を行うため、当該技能者は現地で本人と確認できるものを所持すること。
- 提出した技術資料（様式第9号）に記載した者と異なる者を技能士確認申請書に記載し、当該作業に従事させる場合は、その者の健康保険証の写し、技能検定合格証の写しを技能士確認申請書に添付し提出すること。
- 当評価項目が加点され契約した工事において、主たる鉄作業を一部でも下請けに出した場合、または主たる鉄作業の作業期間のすべてに「1級鉄工技能士（構造物鉄工作业）」の資格を保有する自社雇用技能者が1名以上従事しなかった場合はペナルティの対象とする。

(C) 配置予定技術者の技術力（様式第11号、第11号の2）

- 配置予定技術者は、主任（監理）技術者を評価対象とする。
 - ・配置予定技術者が特定できず、複数の申請があった場合には、配置予定技術者に関する評価点の合計が最低となる者で評価する。
- 入札の申し込みを行った日において、3ヶ月以上の期間、元請け企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
- 受注者の責に帰すべき事由により、施工時の技術者を変更した結果、入札時の評価点を満足しない場合は、ペナルティの対象とする。

(b) 配置予定技術者の施工経験

今回配置する予定の主任（監理）技術者を評価対象とし、次の①または②の元請け企業の技術者としての経験を評価する。（表-1）

- ①過去15年間（※）の同種工事における主任（監理）技術者としての経験
- ②今回発注する工事の入札公告日が属する年度の4月1日時点の年齢が40歳未満である者（若手技術者）における過去15年間（※）の（表-2）の経験
（※過去15年間の定義は、「（B）企業の技術力（a）施工実績」に準じる。）

- ・加点対象となる同種工事の種類、規模等を入札公告に明示する。
- ・完成・引渡しが完了した工事の経験を評価する。
- ・同種工事の経験として主体的に関与していること。

改正後

- ・完成・引渡しが完了した工事の経験を評価する。
- ・同種工事の経験として主体的に関与していること。
- ・工期途中で主任（監理）技術者等を交代した経験については原則評価しない。ただし、鋼橋上部工事等、工場製作と架設等の現場施工の各々の従事期間に異なる主任（監理）技術者を配置することが認められる工事においては、工場製作期間における配置予定技術者は工場製作の経験を評価し、現場施工期間における配置予定技術者は現場施工の経験を評価した上で、評価点の合計が最低となる者で評価する。（評価点の判定方法についてはp.20参照）
- ・原則として、福井県、国、その他公共発注機関、民間が発注した工事の施工経験を評価する。
- ・担当技術者として従事した経験を同種工事の経験とする場合には様式第11号の2 および福井県が発行した担当技術者従事経験証明書、1級国家資格者証の写しを提出すること。
- ・現場代理人として従事した経験は同種工事としては評価しない。
- ・CORINS工事カルテ、施工図、契約書等の写しを提出すること。（必要最低限で可）

（表-1）

今回発注工事における 評価対象者	評価内容 (①または②を評価)
配置予定技術者 (主任(監理) 技術者)	① 過去15年間の同種工事における主任(監理)技術者としての経験
	② 今回発注する工事の入札公告日が属する年度の4月1日時点の年齢が40歳未満である者(若手技術者)における過去15年間の(表-2)の経験

（表-2）

評価条件	経験した 工事の業種	経験した 工事での 立場	経験した工 事着手時の 保有資格	経験した 工事の 契約金額	CORINS 登録	福井県による 担当技術者の 従事経験証明 (※6)
右の条件を満たす工事を3件以上経験(※2)しており、かつそのうち1件以上は今回発注工事と同種工事(※3)であること	今回発注工事と同一業種(※1)の工事	現場常駐の担当技術者(※4)	1級 国家資格 (※5)	2,500万円以上 (建築一式工事は5,000万円以上)	必須	必須

- (※1) ここでいう同一業種の「業種」とは、「土木一式工事」、「建築一式工事」、「鋼構造物工事」などの建設工事の種類とする。
- (※2) 「同一業種」の工事経験(3件以上)の中には、保有資格および契約金額が上表と同一の条件を満たす、現場代理人・監理技術者・主任技術者のいずれかとしての過去15年間の工事の経験を含めてもよい。ただし、現場代理人は「技術者」ではないので、総合評価落札方式における加点評価においては、現場代理人としての工事の経験は「同種工事(※3)の経験」としては評価しない。
- (※3) 「同種工事」とは、今回発注される工事と同種の工事のことをいう。
(例：(今回)トンネル → (過去)トンネル、(今回)鋼橋上部工 → (過去)鋼橋上部工)
- (※4) 一の工事において、(※6)の「担当技術者従事経験証明書」を取得するため、「現場常駐の担当技

改正前

- ・工期途中で主任（監理）技術者等を交代した経験については原則評価しない。ただし、鋼橋上部工事等、工場製作と架設等の現場施工の各々の従事期間に異なる主任（監理）技術者を配置することが認められる工事においては、工場製作期間における配置予定技術者は工場製作の経験を評価し、現場施工期間における配置予定技術者は現場施工の経験を評価した上で、評価点の合計が最低となる者で評価する。（評価点の判定方法についてはp.19参照）
- ・原則として、福井県、国、その他公共発注機関、民間が発注した工事の施工経験を評価する。
- ・担当技術者として従事した経験を同種工事の経験とする場合には様式第11号の2および福井県が発行した担当技術者従事経験証明書、1級国家資格者証の写しを提出すること。
- ・現場代理人として従事した経験は同種工事としては評価しない。
- ・CORINS工事カルテ、施工図、契約書等の写しを提出すること。（必要最低限で可）

（表-1）

	評価内容 (①または②を評価)
配置予定技術者 (主任(監理)技術者)	① 過去15年間(※)の同種工事における主任(監理)技術者としての経験
	② 今回発注する工事の入札公告日が属する年度の4月1日時点の年齢が40歳未満である者(若手技術者)における過去15年間(※)の(表-2)の経験

（表-2）

評価条件	経験した 工事の業種	経験した 工事での 立場	経験した工 事着手時の 保有資格	経験した 工事の 契約金額	CORINS 登録	福井県による 担当技術者の従事経 験証明(※6)
右の条件を満たす工事を3件以上経験(※2)しており、かつそのうち1件以上は今回発注工事と同種工事(※3)であること	今回発注工事と同一業種(※1)の工事	現場常駐の担当技術者(※4)	1級 国家資格 (※5)	2,500万円以上 (建築一式工事は5,000万円以上)	必須	必須

- (※1) ここでいう同一業種の「業種」とは、「土木一式工事」、「建築一式工事」、「鋼構造物工事」などの建設工事の種類とする。
- (※2) 「同一業種」の工事経験(3件以上)の中には、保有資格および契約金額が上表と同一の条件を満たす、現場代理人・監理技術者・主任技術者のいずれかとしての過去15年間の工事の経験を含めてもよい。ただし、現場代理人は「技術者」ではないので、総合評価落札方式における加点評価においては、現場代理人としての工事の経験は「同種工事(※3)の経験」としては評価しない。
- (※3) 「同種工事」とは、今回発注される工事と同種の工事のことをいう。
(例：(今回)トンネル → (過去)トンネル、(今回)鋼橋上部工 → (過去)鋼橋上部工)
- (※4) 一の工事において、(※6)の「担当技術者従事経験証明書」を取得するため、「現場常駐の担当技

改正後

術者」を配置する場合は、以下の(ア)～(オ)の条件をすべて満たすことを必須とする。なお、「担当技術者従事経験証明書」の取得の対象となる現場常駐の担当技術者の配置は、一つの工事につき一名のみとする。

- (ア) 担当技術者は、当該工事に配置される専任の主任技術者もしくは監理技術者の指導の下で、当該工事における主任技術者相当の職務内容の習得を目的として当該工事現場に常駐する者であること。
- (イ) 担当技術者は当該工事の着手時点においてすでに3か月以上の期間、当該工事の元請け企業（共同企業体にあつては代表者に限る）に直接的かつ恒常的に雇用されている者であること。
- (ウ) 当該工事の元請け企業（共同企業体にあつては代表者に限る）が福井県内に主たる営業所を有する企業であること。
- (エ) 当該工事における担当技術者のCORINS登録を行うこと。（「登録内容確認書」の提出がない場合は、原則、担当技術者従事経験証明書を発行しない。）
- (オ) 当該工事で提出する「現場代理人等通知書」に「現場常駐の担当技術者」の氏名を記載し、健康保険証の写しおよび1級国家資格者証の写しと共に提出すること。

(※5) 1級国家資格は（表-3）に示すものとし、過去に経験した工事の着手前に取得していなければならない。

(※6) 担当技術者としての経験の場合のみ必要。「担当技術者従事経験証明書」は平成23年7月15日以降に入札公告された福井県発注の工事の完成後から、当該工事の発注機関（発注事務所）で発行を開始する。担当技術者従事経験証明書の発行を希望する場合は、(※4)の条件を満たした上で、原則、当該工事の完成通知書と共に「担当技術者従事経験証明申請書」を発注機関（発注事務所）に提出すること。（完成通知の日から30日以内に申請のあったものについて証明書を発行する。）

（表-3）1級国家資格

業種（建設工事の種類）	資格
土木一式工事	1級土木施工管理技士
建築一式工事	1級建築士または 1級建築施工管理技士
法面処理工事	1級土木施工管理技士
電気工事	1級電気工事施工管理技士
管工事	1級管工事施工管理技士
鋼構造物工事	1級土木施工管理技士
ほ装工事	1級土木施工管理技士
機械器具設置工事	不要
電気通信工事	不要
造園工事	1級造園施工管理技士

改正前

術者」を配置する場合は、以下の(ア)～(オ)の条件をすべて満たすことを必須とする。なお、「担当技術者従事経験証明書」の取得の対象となる現場常駐の担当技術者の配置は、一つの工事につき一名のみとする。

- (ア) 担当技術者は、当該工事に配置される専任の主任技術者もしくは監理技術者の指導の下で、当該工事における主任技術者相当の職務内容の習得を目的として当該工事現場に常駐する者であること。
- (イ) 担当技術者は当該工事の着手時点においてすでに3ヶ月以上の期間、当該工事の元請け企業（共同企業体にあつては代表者に限る）に直接的かつ恒常的に雇用されている者であること。
- (ウ) 当該工事の元請け企業（共同企業体にあつては代表者に限る）が福井県内に主たる営業所を有する企業であること。
- (エ) 当該工事における担当技術者のCORINS登録を行うこと。（「登録内容確認書」の提出がない場合は、原則、担当技術者従事経験証明書を発行しない。）
- (オ) 当該工事で提出する「現場代理人等通知書」に「現場常駐の担当技術者」の氏名を記載し、健康保険証の写しおよび1級国家資格者証の写しと共に提出すること。

(※5) 1級国家資格は（表-3）に示すものとし、過去に経験した工事の着手前に取得していなければならない。

(※6) 担当技術者としての経験の場合のみ必要。「担当技術者従事経験証明書」は平成23年7月15日以降に入札公告された福井県発注の工事の完成後から、当該工事の発注機関（発注事務所）で発行を開始する。担当技術者従事経験証明書の発行を希望する場合は、(※4)の条件を満たした上で、原則、当該工事の完成通知書と共に「担当技術者従事経験証明申請書」を発注機関（発注事務所）に提出すること。（完成通知の日から30日以内に申請のあったものについて証明書を発行する。）

（
表-3）1級国家資格

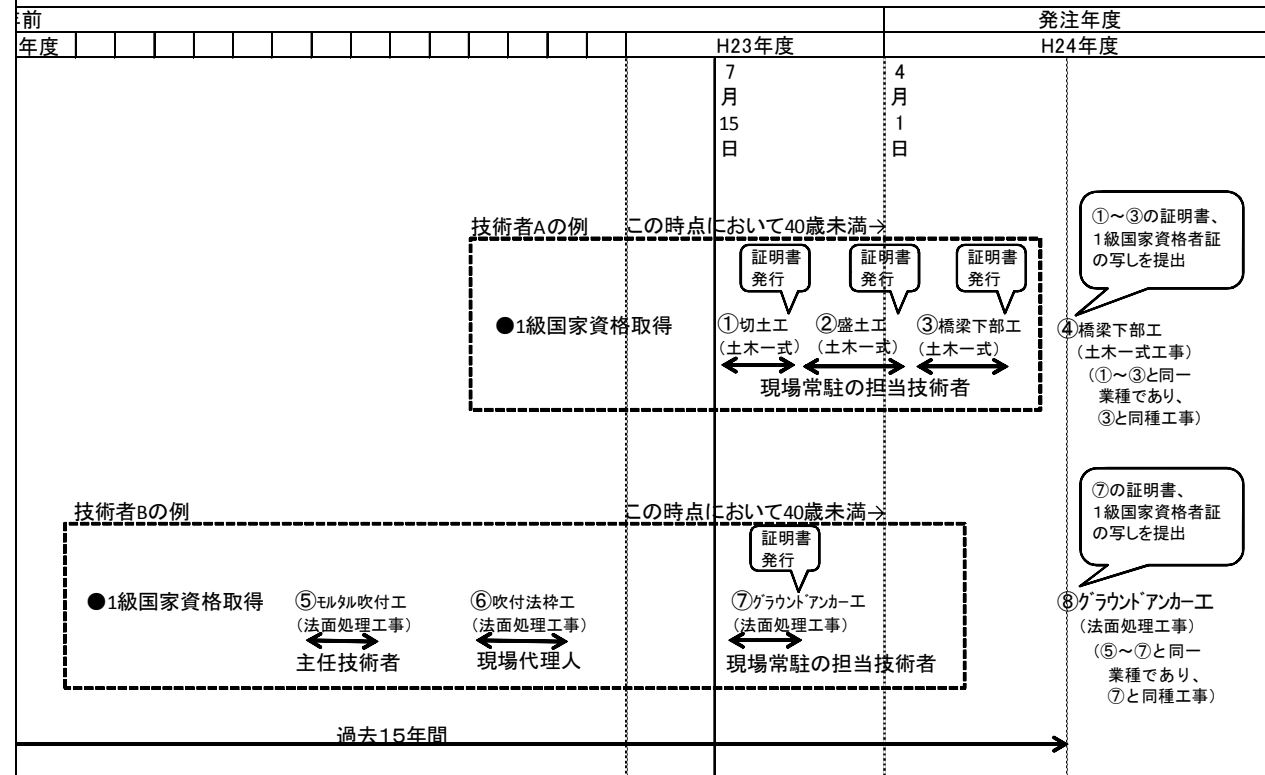
業種（建設工事の種類）	資格
土木一式工事	1級土木施工管理技士
建築一式工事	1級建築士または 1級建築施工管理技士
法面処理工事	1級土木施工管理技士
電気工事	1級電気工事施工管理技士
管工事	1級管工事施工管理技士
鋼構造物工事	1級土木施工管理技士
ほ装工事	1級土木施工管理技士
機械器具設置工事	不要
電気通信工事	不要
造園工事	1級造園施工管理技士

改正後

なお、当初契約額が2,500万円以上であった工事に変更契約により2,500万円未満となった場合は、当該工事の主任（監理）技術者が工事完成の日まで引き続き専任を続けた場合に限り、当該工事における担当技術者の従事経験証明書を発行できる。

また、担当技術者が工事期間中に常駐しなかった場合は従事経験証明書を発行しない。
（発注者はCORINS等により当該工事の完成日における主任（監理）技術者の専任状況、担当技術者の工事期間中におけるCORINS登録状況等を確認する。）

（参考図）



※技術者Aの場合

- ①、②、③の工事はいずれも④の工事と同一業種であり、契約金額が2,500万円（建築一式工事にあつては5,000万円）以上であること。
- 現場常駐の担当技術者として従事する①、②、③の工事の入札公告は平成23年7月15日以降であること。
- 1級国家資格は①、②、③の工事に従事する以前に取得していること。
- 上記をすべて満たした場合、③の工事の完成以降に入札の申し込みを行う案件（④の工事）より、現場常駐の担当技術者としての同種工事③の施工経験を評価する。

※技術者Bの場合

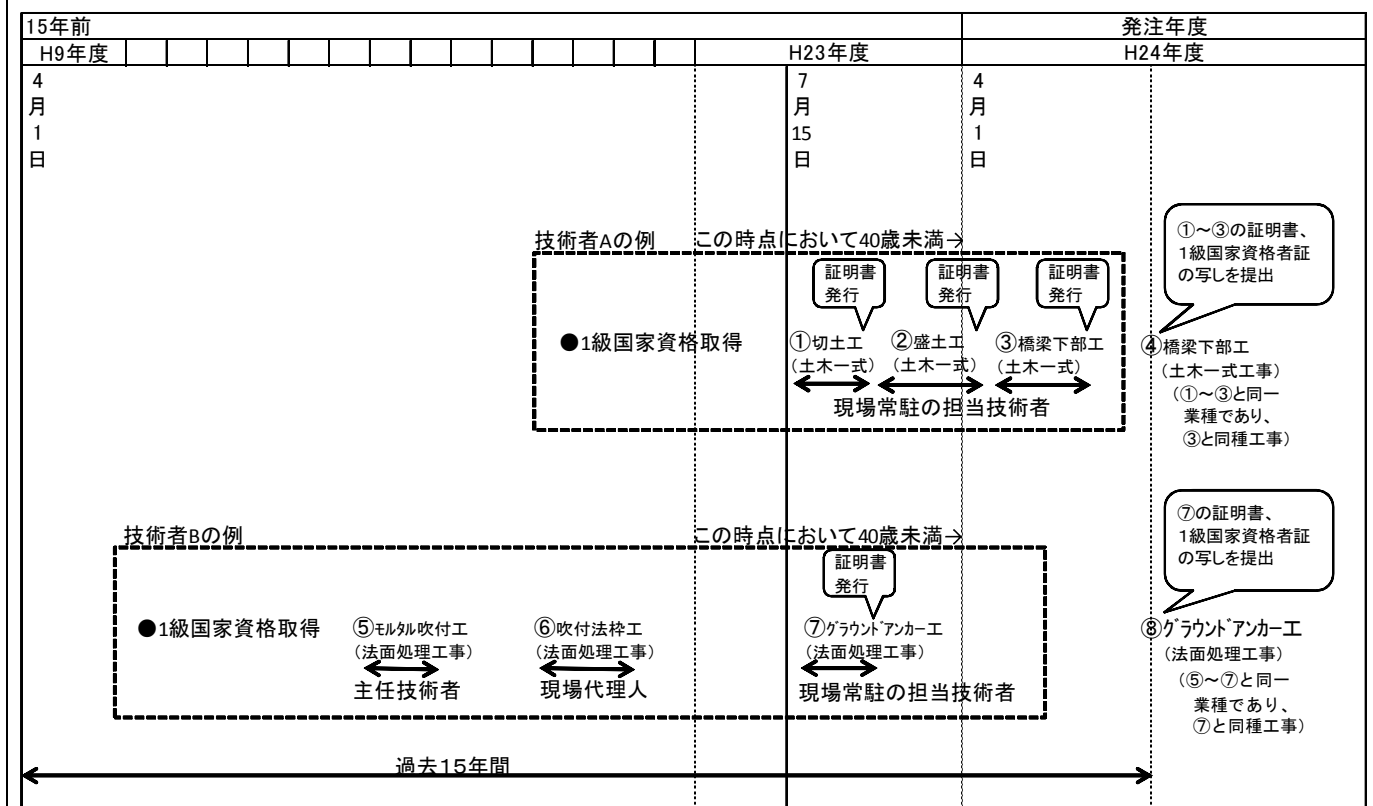
- ⑤、⑥、⑦の工事はいずれも⑧の工事と同一業種であり、契約金額が2,500万円（建築一式工事にあつては5,000万円）以上であること。
- 現場常駐の担当技術者として従事する⑦の工事の入札公告は平成23年7月15日以降であること。
- 1級国家資格は⑤、⑥、⑦の工事に従事する以前に取得していること。
- 同一業種の施工経験（3件）には、現場代理人または主任技術者としての経験（⑤、⑥）を含むことができる。（ただし現場代理人として従事した経験は同種工事の経験としての評価はしない）
- ⑦の工事が⑧と同種工事であること。
- 上記をすべて満たした場合、⑦の工事の完成以降に入札の申し込みを行う案件（⑧の工事）より、現

改正前

なお、当初契約額が2,500万円以上であった工事に変更契約により2,500万円未満となった場合は、当該工事の主任（監理）技術者が工事完成の日まで引き続き専任を続けた場合に限り、当該工事における担当技術者の従事経験証明書を発行できる。

また、担当技術者が工事期間中に常駐しなかった場合は従事経験証明書を発行しない。
（発注者はCORINS等により当該工事の完成日における主任（監理）技術者の専任状況、担当技術者の工事期間中におけるCORINS登録状況等を確認する。）

（参考図）



※技術者Aの場合

- ①、②、③の工事はいずれも④の工事と同一業種であり、契約金額が2,500万円（建築一式工事にあつては5,000万円）以上であること。
- 現場常駐の担当技術者として従事する①、②、③の工事の入札公告は平成23年7月15日以降であること。
- 1級国家資格は①、②、③の工事に従事する以前に取得していること。
- 上記をすべて満たした場合、③の工事の完成以降に入札の申し込みを行う案件（④の工事）より、現場常駐の担当技術者としての同種工事③の施工経験を評価する。

※技術者Bの場合

- ⑤、⑥、⑦の工事はいずれも⑧の工事と同一業種であり、契約金額が2,500万円（建築一式工事にあつては5,000万円）以上であること。
- 現場常駐の担当技術者として従事する⑦の工事の入札公告は平成23年7月15日以降であること。
- 1級国家資格は⑤、⑥、⑦の工事に従事する以前に取得していること。
- 同一業種の施工経験（3件）には、現場代理人または主任技術者としての経験（⑤、⑥）を含むことができる。（ただし現場代理人として従事した経験は同種工事の経験としての評価はしない）
- ⑦の工事が⑧と同種工事であること。
- 上記をすべて満たした場合、⑦の工事の完成以降に入札の申し込みを行う案件（⑧の工事）より、現

改正後

場常駐の担当技術者としての同種工事⑦の施工経験を評価する。

(b) 配置予定技術者の保有資格

工事内容に応じて、配置予定技術者（主任（監理）技術者）の保有資格の有無を評価する。

- ・標準型においては必要な資格を工事内容により設定する。
- ・資格者証の写しにより確認する。
- ・評価基準（設計金額 7000 万円未満の土木一式の例）

資格	配点
1級土木施工管理技士	1.0
上記以外	0

- ・評価基準（ほ装）

資格	配点
1級舗装施工管理技術者	1.0
2級舗装施工管理技術者	0.5
上記以外	0

- ・評価基準（法面の例）

資格	配点
のり面施工管理技術者 グラウンドアンカー施工士 地すべり防止工事士	1.0
上記以外	0

(c) 優良工事表彰

福井県優良工事表彰を受賞した工事における主任（監理）技術者として従事した経験を評価する。（直近の2か年）

- ・評価は申請に基づき行う。
- ・福井県優良工事表彰を受賞した工事における主任（監理）技術者として従事した経験による加点申請を行った工事の契約は、発注機関毎に、入札公告日の属する各年（※）あたり原則1回限りとする。
※ここでいう各年の年とは、優良工事表彰日の翌日から翌年の優良工事表彰日までの期間（約1年間）とする。
- ・評価方法は「（B）企業の技術力（c）優良工事表彰」に準じる。

なお、鋼橋上部工事等で、同一の工事において工場製作と現場施工の各々の従事期間に異なる主任（監理）技術者を配置し優良工事表彰を受賞している場合は、さらに以下の①～③の制約条件があるため注意すること。

- ①工場製作を担当して優良工事表彰を受賞した技術者は工場製作期間限定の配置予定技術者、現場施工を担当して優良工事表彰を受賞した技術者は現場施工期間限定の配置予定技術者として優良工事加点申請を行う場合のみ評価する。
- ②いずれか1名の優良工事加点申請を行った時点で、その入札における落札が決定するまで、他方の者は当該発注機関における他の入札への優良工事加点申請ができなくなり、さらに落札した場合は両者が当該発注機関のその年（※）におけるその後の優良工事加点申請ができない。（※ここでいう年とは、優良工事表彰日の翌日から翌年の優良工事表彰日までの期間（約1年間）をいう。）
- ③同一の発注機関における複数の入札において、優良工事加点申請が同日となりえるケースでは、いずれか1件を選択し優良工事加点申請を行わなければならない。（同一の発注機関において、各々が同日に別の入札への優良工事加点申請を行った場合は、その双方の入札における優良工事加点申請の点数を0点とする。）

改正前

場常駐の担当技術者としての同種工事⑦の施工経験を評価する。

(b) 配置予定技術者の保有資格

工事内容に応じて、配置予定技術者（主任（監理）技術者）の保有資格の有無を評価する。

- ・標準型においては必要な資格を工事内容により設定する。
- ・資格者証の写しにより確認する。
- ・評価基準（設計金額 7000 万円未満の土木一式の例）

資格	配点
1級土木施工管理技士	1.0
上記以外	0

- ・評価基準（ほ装）

資格	配点
1級舗装施工管理技術者	1.0
2級舗装施工管理技術者	0.5
上記以外	0

- ・評価基準（法面の例）

資格	配点
のり面施工管理技術者 グラウンドアンカー施工士 地すべり防止工事士	1.0
上記以外	0

(c) 優良工事表彰

福井県優良工事表彰を受賞した工事における主任（監理）技術者として従事した経験を評価する。（直近の2か年）

- ・評価は申請に基づき行う。
- ・福井県優良工事表彰を受賞した工事における主任（監理）技術者として従事した経験による加点申請を行った工事の契約は、発注機関毎に、入札公告日の属する各年（※）あたり原則1回限りとする。
※ここでいう各年の年とは、優良工事表彰日の翌日から翌年の優良工事表彰日までの期間（約1年間）とする。
- ・評価方法は「（B）企業の技術力（c）優良工事表彰」に準じる。

なお、鋼橋上部工事等で、同一の工事において工場製作と現場施工の各々の従事期間に異なる主任（監理）技術者を配置し優良工事表彰を受賞している場合は、さらに以下の①～③の制約条件があるため注意すること。

- ①工場製作を担当して優良工事表彰を受賞した技術者は工場製作期間限定の配置予定技術者、現場施工を担当して優良工事表彰を受賞した技術者は現場施工期間限定の配置予定技術者として優良工事加点申請を行う場合のみ評価する。
- ②いずれか1名の優良工事加点申請を行った時点で、その入札における落札が決定するまで、他方の者は当該発注機関における他の入札への優良工事加点申請ができなくなり、さらに落札した場合は両者が当該発注機関のその年（※）におけるその後の優良工事加点申請ができない。（※ここでいう年とは、優良工事表彰日の翌日から翌年の優良工事表彰日までの期間（約1年間）をいう。）
- ③同一の発注機関における複数の入札において、優良工事加点申請が同日となりえるケースでは、いずれか1件を選択し優良工事加点申請を行わなければならない。（同一の発注機関において、各々が同日に別の入札への優良工事加点申請を行った場合は、その双方の入札における優良工事加点申請の点数を0点とする。）

改正後

(評価点の判定方法についてはp. 21参照)

- ・現場代理人および担当技術者として従事した工事の受賞経験は評価しない。
- ・配置予定技術者が、受賞時に所属していた企業と異なる企業に所属している場合には評価しない。
- ・共同企業体として表彰を受けたものは、代表者の主任（監理）技術者の従事経験を評価対象とする。
- ・評価基準

優良工事表彰受賞の経験による加点申請	配点
優良工事表彰受賞の経験による加点申請あり	0.5
優良工事表彰受賞の経験による加点申請なし（または受賞なし）	0

(d) 継続学習への取組状況

①土木一式工事および鋼構造物工事

(社)全国土木施工管理技士会連合会の継続学習制度（CPDS）に継続参加中であり、取得ユニット数が一定の水準を満たした場合に加点する。

- ・設計金額7,000万円以上で「(b)配置予定技術者の保有資格」を評価項目としない案件において評価項目とする。
- ・証明する資料として、連合会が発行する証明書の写しの提出が必要であり、単一企業の社内研修会はユニット数算定の対象外とする場合がある。
- ・証明書の証明日は入札の申し込みを行った日から遡って3か月以内のものを有効とする。

・評価基準

取得ユニット数	配点
推奨ユニット数以上 20ユニット／年 40ユニット／2年 100ユニット／5年	1.0
推奨ユニット数の半分以上 10ユニット／年 20ユニット／2年 50ユニット／5年	0.5
上記以外	0

②建築一式工事

(社)日本建築士連合会の建築士CPD制度または建築CPD運営会議の建築CPD（継続能力職能開発）情報提供制度に登録し、取得単位数が一定の水準を満たした場合に加点する。

- ・証明する資料として、建築士連合会または建築CPD運営会議が発行する証明書の写しを提出すること。
- ・証明書の「能力開発期間」もしくは「履修期間」の最終日が入札の申し込みを行った日から遡って3か月以内であるものを有効とする。

・評価基準

取得単位数	配点
推奨単位数以上 12単位／年 ※24単位／2年	0.5
上記以外	0

(※「24単位／2年」は平成24年10月1日以降の入札公告より評価の対象とする。)

改正前

(評価点の判定方法についてはp. 20参照)

- ・現場代理人および担当技術者として従事した工事の受賞経験は評価しない。
- ・配置予定技術者が、受賞時に所属していた企業と異なる企業に所属している場合には評価しない。
- ・共同企業体として表彰を受けたものは、代表者の主任（監理）技術者の従事経験を評価対象とする。
- ・評価基準

優良工事表彰受賞の経験による加点申請	配点
優良工事表彰受賞の経験による加点申請あり	0.5
優良工事表彰受賞の経験による加点申請なし（または受賞なし）	0

(d) 継続学習への取組状況

①土木一式工事および鋼構造物工事

(社)全国土木施工管理技士会連合会の継続学習制度（CPDS）に継続参加中であり、取得ユニット数が一定の水準を満たした場合に加点する。

- ・設計金額7,000万円以上で「(b)配置予定技術者の保有資格」を評価項目としない案件において評価項目とする。
- ・証明する資料として、連合会が発行する証明書の写しの提出が必要であり、単一企業の社内研修会はユニット数算定の対象外とする場合がある。
- ・証明書の証明日は入札の申し込みを行った日から遡って3か月以内のものを有効とする。

・評価基準

取得ユニット数	配点
推奨ユニット数以上 20ユニット／年 40ユニット／2年 100ユニット／5年	1.0
推奨ユニット数の半分以上 10ユニット／年 20ユニット／2年 50ユニット／5年	0.5
上記以外	0

②建築一式工事

(社)日本建築士連合会の建築士CPD制度または建築CPD運営会議の建築CPD（継続能力職能開発）情報提供制度に登録し、取得単位数が一定の水準を満たした場合に加点する。

- ・証明する資料として、建築士連合会または建築CPD運営会議が発行する証明書の写しを提出すること。
- ・証明書の「能力開発期間」もしくは「履修期間」の最終日が入札の申し込みを行った日から遡って3か月以内であるものを有効とする。

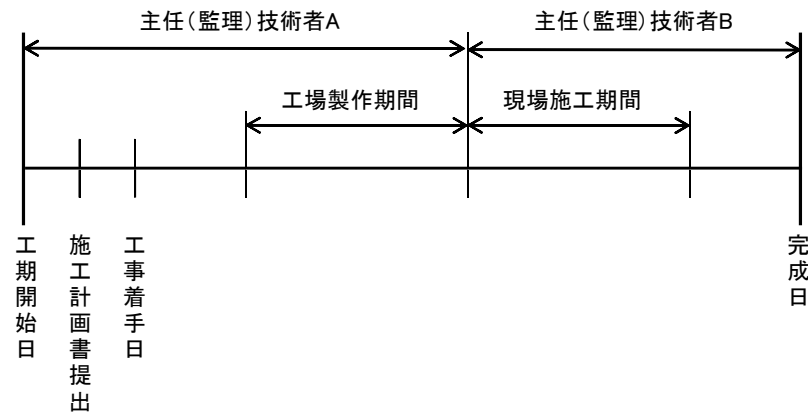
・評価基準

取得単位数	配点
推奨単位数以上 12単位／年 ※24単位／2年	0.5
上記以外	0

(※「24単位／2年」は平成24年10月1日以降の入札公告より評価の対象とする。)

改正後

工場製作期間と現場施工期間に異なる主任(監理)技術者を配置する場合の評価点



①同種工事の「工場製作および現場施工の経験を評価する」としている場合で、
工場製作期間と現場施工期間で異なる主任(監理)技術者を配置する場合の判定例

従事期間	工場製作期間	現場施工期間
配置予定技術者	A	B
同種工事の施工経験	1.5(工場製作の経験)	1.0(現場施工の経験)
保有資格・継続学習	0.0	1.0
優良工事表彰	0.0	0.5
合計点	1.5	2.5

合計点数の
低い方で評価

1.5点

②上記と同じ条件で、複数名の配置予定技術者の申請があった場合の判定例

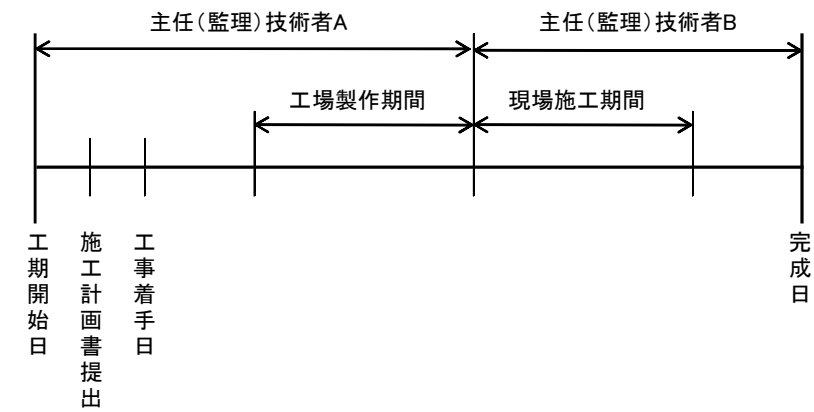
従事期間	工場製作期間		現場施工期間		
	A-1	A-2	B-1	B-2	B-3
配置予定技術者	A-1	A-2	B-1	B-2	B-3
同種工事の施工経験	1.5	1.0	1.5	1.0	0.0
保有資格・継続学習	0.0	1.0	1.0	1.0	1.0
優良工事表彰	0.0	0.0	0.5	0.0	0.0
合計点	1.5	2.0	3.0	2.0	1.0

合計点数が最も
低い方で評価

1.0点

改正前

工場製作期間と現場施工期間に異なる主任(監理)技術者を配置する場合の評価点



①同種工事の「工場製作および現場施工の経験を評価する」としている場合で、
工場製作期間と現場施工期間で異なる主任(監理)技術者を配置する場合の判定例

従事期間	工場製作期間	現場施工期間
配置予定技術者	A	B
同種工事の施工経験	1.5(工場製作の経験)	1.0(現場施工の経験)
保有資格・継続学習	0.0	1.0
優良工事表彰	0.0	0.5
合計点	1.5	2.5

合計点数の
低い方で評価

1.5点

②上記と同じ条件で、複数名の配置予定技術者の申請があった場合の判定例

従事期間	工場製作期間		現場施工期間		
	A-1	A-2	B-1	B-2	B-3
配置予定技術者	A-1	A-2	B-1	B-2	B-3
同種工事の施工経験	1.5	1.0	1.5	1.0	0.0
保有資格・継続学習	0.0	1.0	1.0	1.0	1.0
優良工事表彰	0.0	0.0	0.5	0.0	0.0
合計点	1.5	2.0	3.0	2.0	1.0

合計点数が最も
低い方で評価

1.0点

改正後

③過去の同一工事において、配置予定技術者A-2が工場製作期間に従事、配置予定技術者B-3が現場施工期間に従事し、2人で1つの優良工事表彰を受賞している場合

従事期間	工場製作期間		現場施工期間		
	A-1	A-2	B-1	B-2	B-3
配置予定技術者	A-1	A-2	B-1	B-2	B-3
同種工事の施工経験	1.5	1.0	1.5	1.0	1.0
保有資格・CPDS	0.0	1.0	1.0	1.0	0.0
優良工事表彰	0.0	0.5 (工場製作)	0.0	0.0	0.5 (現場施工)
合計点	1.5	2.5	2.5	2.0	1.5

1.5点

技術者A-2と技術者B-3が同一の入札で優良工事加点申請を行うことは可能

B-3の優良工事表彰(0.5点)が含まれる判定結果
(落札した場合、A-2も当該発注機関のその年(※)におけるその後の優良工事加点申請ができなくなる)

改正前

③過去の同一工事において、配置予定技術者A-2が工場製作期間に従事、配置予定技術者B-3が現場施工期間に従事し、2人で1つの優良工事表彰を受賞している場合

従事期間	工場製作期間		現場施工期間		
	A-1	A-2	B-1	B-2	B-3
配置予定技術者	A-1	A-2	B-1	B-2	B-3
同種工事の施工経験	1.5	1.0	1.5	1.0	1.0
保有資格・CPDS	0.0	1.0	1.0	1.0	0.0
優良工事表彰	0.0	0.5 (工場製作)	0.0	0.0	0.5 (現場施工)
合計点	1.5	2.5	2.5	2.0	1.5

1.5点

B-3の優良工事表彰(0.5点)が含まれる判定結果
(落札した場合、A-2も当該発注機関のその年(※)におけるその後の優良工事加点申請ができなくなる)

技術者A-2と技術者B-3が同一の入札で優良工事加点申請を行うことは可能

(D) 企業の地域性・社会性 (様式第9号、第9号の4)

(a) 地域精通度

主たる営業所 (建設業法に規定する主たる営業所) の所在を評価する。

- ・入札の申し込みを行った日における所在地を評価する。
- ・設定方法、評価基準

主たる営業所の所在地	地域要件		地域設定無し		県内全域	複数土木管内	単独土木管内
			特殊	一般			
	配点	2.5	県内	当該土木管内	工事実施市町	工事実施市町	工事実施市町
1.0			—	県内	当該土木管内	当該土木管内	当該土木管内 (上記以外)
0			県外	県外	他の土木管内	他の土木管内	—

・設定例

地域要件		福井土木管内	奥越土木管内	丹南土木管内	小浜土木管内
主たる営業所の所	配点 2.5	東西南北の一地区	工事実施市町	工事実施市町	工事実施市町

(D) 企業の地域性・社会性 (様式第9号、第9号の4)

(a) 地域精通度

主たる営業所 (建設業法に規定する主たる営業所) の所在を評価する。

- ・入札の申し込みを行った日における所在地を評価する。
- ・設定方法、評価基準

主たる営業所の所在地	地域要件		地域設定無し		県内全域	複数土木管内	単独土木管内
			特殊	一般			
	配点	2.5	県内	当該土木管内	工事実施市町	工事実施市町	工事実施市町
1.0			—	県内	当該土木管内	当該土木管内	当該土木管内 (上記以外)
0			県外	県外	他の土木管内	他の土木管内	—

・設定例

地域要件		福井土木管内	奥越土木管内	丹南土木管内	小浜土木管内
主たる営業所の所	配点 2.5	東西南北の一地区	工事実施市町	工事実施市町	工事実施市町

改正後

改正前

在り		1.0	福井土木 管内 (上記以外) -	奥越土木 管内 (上記以外)	丹南土木 管内 (上記以外)	小浜土木 管内 (上記以外)
		0	—	—	—	—

在り		1.0	福井土木 管内 (上記以外) -	奥越土木 管内 (上記以外)	丹南土木 管内 (上記以外)	小浜土木 管内 (上記以外)
		0	-	-	-	-

(b) 社会貢献度

① 広域防災への取組

県内の広範囲にわたって被害を及ぼす大規模な災害が発生した場合における応急復旧についての土木事務所管内を越えた応援体制を整えるなど、広域防災への取組（「総合評価落札方式における広域防災取組取扱要領」による）を行う企業を評価する。

- ・ 入札の申し込みを行った日における取組状況の評価する。
- ・ 評価基準（土木一式工事に限る）

広域防災への取組の有無	配点
取組あり	0.5
取組なし	0

② 福井県、県内市町との緊急災害時の災害協定の有無

- ・ 入札の申し込みを行った日が属する年度における福井県または福井県内の市町との緊急災害時の災害協定の有無を評価する。
- ・ 協定の締結を証明するものの写しを提出すること。
- ・ 評価基準

災害協定の締結	配点
締結あり	1.0
締結なし	0

(c) 地域貢献度

① 土木一式工事

過去2か年度における福井県または福井県内の市町との除雪作業（凍結防止剤散布を含む。）の契約実績を評価する。

- ・ 1月1日以降に公告する案件から対象年度を切替える。（直近の2か年度）
- ・ 評価基準

契約締結実績	配点
実績あり	1.0
実績なし	0

② 管工事（営繕系を除く。）

過去2か年度における福井県または福井県内の市町との消雪設備点検の契約実績を評価する。

- ・ 1月1日以降に公告する案件から対象年度を切替える。（直近の2か年度）
- ・ 評価基準

契約締結実績	配点
実績あり	1.0
実績なし	0

③ ほ装工事

(b) 社会貢献度

① 広域防災への取組

県内の広範囲にわたって被害を及ぼす大規模な災害が発生した場合における応急復旧についての土木事務所管内を越えた応援体制を整えるなど、広域防災への取組（「総合評価落札方式における広域防災取組取扱要領」による）を行う企業を評価する。

- ・ 入札の申し込みを行った日における取組状況の評価する。
- ・ 評価基準（土木一式工事に限る）

広域防災への取組の有無	配点
取組あり	0.5
取組なし	0

② 福井県、県内市町との緊急災害時の災害協定の有無

- ・ 入札の申し込みを行った日が属する年度における福井県または福井県内の市町との緊急災害時の災害協定の有無を評価する。
- ・ 協定の締結を証明するものの写しを提出すること。
- ・ 評価基準

災害協定の締結	配点
締結あり	1.0
締結なし	0

(c) 地域貢献度

① 土木一式工事

過去2か年度における福井県または福井県内の市町との除雪作業（凍結防止剤散布を含む。）の契約実績を評価する。

- ・ 1月1日以降に公告する案件から対象年度を切替える。（直近の2か年度）
- ・ 評価基準

契約締結実績	配点
実績あり	1.0
実績なし	0

② 管工事（営繕系を除く。）

過去2か年度における福井県または福井県内の市町との消雪設備点検の契約実績を評価する。

- ・ 1月1日以降に公告する案件から対象年度を切替える。（直近の2か年度）
- ・ 評価基準

契約締結実績	配点
実績あり	1.0
実績なし	0

③ ほ装工事

改正後

過去2か年度における福井県または福井県内の市町との除雪作業（凍結防止剤散布を含む。）の契約実績を評価する。

- ・1月1日以降に公告する案件から対象年度を切替える。（直近の2か年度）
- ・評価基準

契約締結実績	配点
自社保有のグレーダによる除雪契約実績あり	1.0
上記以外の除雪作業の契約実績あり	0.5
実績なし	0

④建築一式工事

企業内の福井県震災建築物応急危険度判定士の有無を評価する。

- ・福井県震災建築物応急危険度判定士認定証および健康保険証の写しにより確認する。
- ・評価基準

判定士の有無	配点
3名以上（設計金額が2億円を超える工事）	1.0
2名以上（設計金額が2億円以下の工事）	
上記以外	0

(d) 県内企業の活用

当該工事における県内企業の活用計画を評価する。

- ・次の①～③のいずれかを満たす場合に評価する。
 - ① 元請企業が「発注者が指定する工種」の全てについて県内に主たる営業所を有する企業を一次下請企業として活用する場合。
 - ② 「発注者が指定する工種」の全てについて、県内に主たる営業所を有する元請企業（県内に主たる営業所を有する企業を代表者または構成員とする共同企業体を含む）が、その一部を県内に主たる営業所を有する企業を一次下請企業として活用し、残りを自ら施工する場合。
 - ③ 県内に主たる営業所を有する元請企業（県内に主たる営業所を有する企業を代表者または構成員とする共同企業体を含む）が「発注者が指定する工種」の全てを自ら施工する場合。
（上記①～③について、建築一式、管、電気、電気通信、機械器具設置、消防施設工事においては、「発注者が指定する工種」を「発注者が指定する工種」を除く工種」と読み替える。
- ・二次下請以降は評価しない。
- ・部分的な活用は評価しない。（例：県内企業60%、県外40%）
- ・受注者の責に帰すべき事由により、入札時の申請に反して、施工時に県内に主たる営業所を有する企業の活用ができなかった場合はペナルティの対象とする。
- ・ 建築一式・管・電気・電気通信・機械器具設置・消防施設工事と土木一式工事等では様式が異なるので注意を要する。
- ・
- ・評価基準

県内企業の活用	配点
活用する（①～③のいずれかを満たす）	0.5
上記以外	0

改正前

過去2か年度における福井県または福井県内の市町との除雪作業（凍結防止剤散布を含む。）の契約実績を評価する。

- ・1月1日以降に公告する案件から対象年度を切替える。（直近の2か年度）

- ・評価基準

契約締結実績	配点
自社保有のグレーダによる除雪契約実績あり	1.0
上記以外の除雪作業の契約実績あり	0.5
実績なし	0

④建築一式工事

企業内の福井県震災建築物応急危険度判定士の有無を評価する。

- ・福井県震災建築物応急危険度判定士認定証および健康保険証の写しにより確認する。
- ・評価基準

判定士の有無	配点
3名以上（設計金額が2億円を超える工事）	1.0
2名以上（設計金額が2億円以下の工事）	
上記以外	0

(d) 県内企業の活用

当該工事における県内企業の活用計画を評価する。

- ・次の①～③のいずれかを満たす場合に評価する。
 - ④ 元請企業が「発注者が指定する工種」の全てについて県内に主たる営業所を有する企業を一次下請企業として活用する場合。
 - ⑤ 「発注者が指定する工種」の全てについて、県内に主たる営業所を有する元請企業（県内に主たる営業所を有する企業を代表者または構成員とする共同企業体を含む）が、その一部を県内に主たる営業所を有する企業を一次下請企業として活用し、残りを自ら施工する場合。
 - ⑥ 県内に主たる営業所を有する元請企業（県内に主たる営業所を有する企業を代表者または構成員とする共同企業体を含む）が「発注者が指定する工種」の全てを自ら施工する場合。
（上記①～③について、建築一式、管、電気、電気通信、機械器具設置、消防施設工事においては、「発注者が指定する工種」を「発注者が指定する工種」を除く工種」と読み替える。
- ・二次下請以降は評価しない。
- ・部分的な活用は評価しない。（例：県内企業60%、県外40%）
- ・受注者の責に帰すべき事由により、入札時の申請に反して、施工時に県内に主たる営業所を有する企業の活用ができなかった場合はペナルティの対象とする。
- ・ 建築一式・管・電気・電気通信・機械器具設置・消防施設工事と土木一式工事等では様式が異なるので注意を要する。
- ・評価基準

県内企業の活用	配点
活用する（①～③のいずれかを満たす）	0.5
上記以外	0

改正後

・加点評価（①～③）の位置付け

指定工種の 施工形態 元請企業	すべてを 元請企業が 自ら施工	元請企業が 一部を自ら施工し、 残りはすべて県内企業を 一次下請けとして活用	すべての 一次下請け に県内企業 を活用	一部の 一次下請け が県外企業	すべての 一次下請け が県外企業
県内の元請企業	③	②	①	—	—
県外の元請企業	—	—	①	—	—

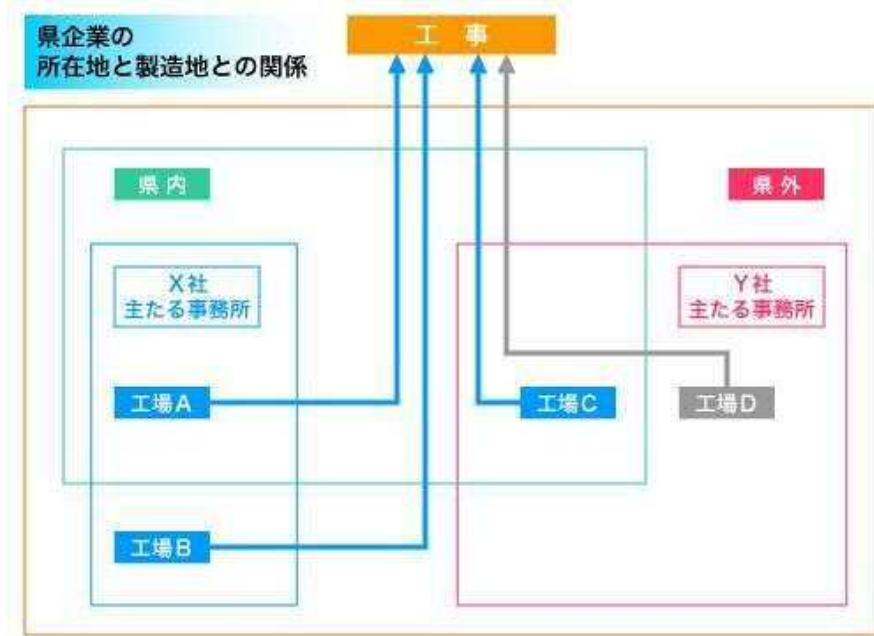
(—は加点評価しない)

(e) 県産品の活用

【県産品の定義】

次の要件をすべて満たすものを「県産品」と呼ぶ。

- (1) 県内に主たる事務所を置き、製造業を営む企業、組合等の建設資材または製品であること。または、県内で最終工程が施されている建設資材または製品等であること。
- (2) 前号に該当することが判別できるものであること。(下図参照) または、県内で最終工程が施されている建設資材または製品等であること。



- ※県産品は、工場A、工場B、工場Cで製造したものとなる。
- ※工場Dで製造した建設資材または製品等は除く。

(福井県県産品活用推進センターのホームページ『福井建材資材ネット』
<http://www.vcnet.fukui.fukui.jp/kensan/industry/About/> より)

①土木一式工事、鋼構造物工事等

当該工事での発注者指定の資材における県産品の活用計画を評価する。

- ・県産品はその定義等に準拠しなければならない。

改正前

・加点評価（①～③）の位置付け

指定工種の 施工形態 元請企業	すべてを 元請企業が 自ら施工	元請企業が 一部を自ら施工し、 残りはすべて県内企業を 一次下請けとして活用	すべての 一次下請け に県内企業 を活用	一部の 一次下請け が県外企業	すべての 一次下請け が県外企業
県内の元請企業	③	②	①	—	—
県外の元請企業	—	—	①	—	—

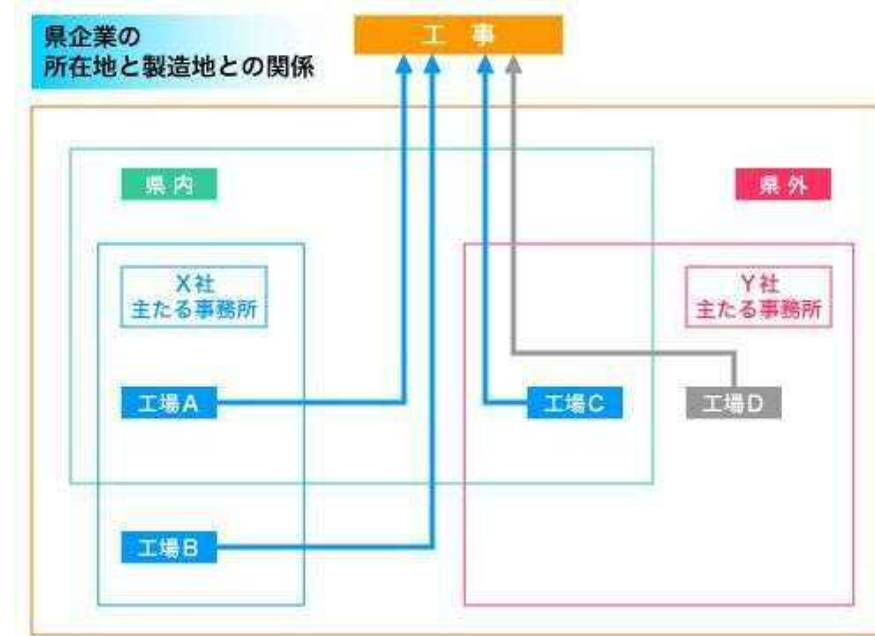
(—は加点評価しない)

(e) 県産品の活用

【県産品の定義】

次の要件をすべて満たすものを「県産品」と呼ぶ。

- (1) 県内に主たる事務所を置き、製造業を営む企業、組合等の建設資材または製品であること。または、県内で最終工程が施されている建設資材または製品等であること。
- (2) 前号に該当することが判別できるものであること。(下図参照) または、県内で最終工程が施されている建設資材または製品等であること。



- ※県産品は、工場A、工場B、工場Cで製造したものとなる。
- ※工場Dで製造した建設資材または製品等は除く。

(福井県県産品活用推進センターのホームページ『福井建材資材ネット』
<http://www.vcnet.fukui.fukui.jp/kensan/industry/About/> より)

①土木一式工事、鋼構造物工事等

当該工事での発注者指定の資材における県産品の活用計画を評価する。

- ・県産品はその定義等に準拠しなければならない。

改正後

- ・一資材の内、部分的な使用は評価しない。（例：県産品60%、県外品40%）
- ・受注者の責に帰すべき事由により、入札時の申請に反して、施工時に県外品に変更した場合は、ペナルティの対象とする。

・評価基準

県産品	配点
活用する	0.5
上記以外	0

②建築一式工事

当該工事での発注者が指定する品目数以上の県産品の活用計画を評価する。

- ・県産品活用計画書（様式第9号の4）を提出すること。
- ・県産品はその定義等に準拠しなければならない。
- ・設計図書で県産品の使用を義務付けられている材料・製品は評価対象から除く。
- ・計画書に記載の県産品は、施工時に計画書に記載のない他の県産品に変更することができる。
- ・入札時に計画書に記載した県産品の品目数は、施工時に減らすことはできない。
- ・受注者の責に帰すべき事由により、入札時の申請に反して、施工時に申請した品目数の活用ができなかった場合はペナルティの対象とする。

・評価基準

県産品	配点
指定する品目数以上活用する	0.5
上記以外	0

③管、電気、電気通信、機械器具設置、消防施設工事

当該工事での発注者が指定する品目から指定品目数以上の県産品の活用計画を評価する。

- ・県産品活用計画書（様式第9号の4）を提出すること。
- ・県産品はその定義等に準拠しなければならない。
- ・計画書に記載した県産品は、その製造業者を他の県内製造・加工業者に変更することができる。
- ・計画書に記載した県産品の品目は、計画書に記載のない他の指定品目に変更することができる。ただし、品目数を減らすことはできない。
- ・受注者の責に帰すべき事由により、計画書に記載した県産品の活用ができなかった場合はペナルティの対象とする。

・評価基準

県産品	配点
発注者が指定する品目から指定品目数以上活用する	0.5
上記以外	0

改正前

- ・一資材の内、部分的な使用は評価しない。（例：県産品60%、県外品40%）
- ・受注者の責に帰すべき事由により、入札時の申請に反して、施工時に県外品に変更した場合は、ペナルティの対象とする。

・評価基準

県産品	配点
活用する	0.5
上記以外	0

②建築一式工事

当該工事での発注者が指定する品目数以上の県産品の活用計画を評価する。

- ・県産品活用計画書（様式第9号の4）を提出すること。
- ・県産品はその定義等に準拠しなければならない。
- ・設計図書で県産品の使用を義務付けられている材料・製品は評価対象から除く。
- ・計画書に記載の県産品は、施工時に計画書に記載のない他の県産品に変更することができる。
- ・入札時に計画書に記載した県産品の品目数は、施工時に減らすことはできない。
- ・受注者の責に帰すべき事由により、入札時の申請に反して、施工時に申請した品目数の活用ができなかった場合はペナルティの対象とする。

・評価基準

県産品	配点
指定する品目数以上活用する	0.5
上記以外	0

③管、電気、電気通信、機械器具設置、消防施設工事

当該工事での発注者が指定する品目から指定品目数以上の県産品の活用計画を評価する。

- ・県産品活用計画書（様式第9号の4）を提出すること。
- ・県産品はその定義等に準拠しなければならない。
- ・計画書に記載した県産品は、その製造業者を他の県内製造・加工業者に変更することができる。
- ・計画書に記載した県産品の品目は、計画書に記載のない他の指定品目に変更することができる。ただし、品目数を減らすことはできない。
- ・受注者の責に帰すべき事由により、計画書に記載した県産品の活用ができなかった場合はペナルティの対象とする。

・評価基準

県産品	配点
発注者が指定する品目から指定品目数以上活用する	0.5
上記以外	0

改正後

1.1 実績評価項目に関する共同企業体（JV）の評価対象

		企業		A	B	A	B
		今回の入札案件での参加形態		単体	単体	経常JVまたは特定JVを構成	
		代表者と構成員の区分		—	—	代表者	構成員
		過去の形態		経常JVまたは特定JVを構成		単体またはJV	単体またはJV
		代表者と構成員の区分		代表者	構成員	—	—
評価項目	審査基準	評価内容	加点対象		加点対象		加点対象
企業 の 技術 力	同種工事の施工実績	◆企業が同種工事の施工実績を有すること。	○	×	○	×	○
	工事成績評定	◆企業の工事成績評定の平均点が一定の点数を満たしていること。	○	×	○	×	○
	優良工事表彰	◆企業の優良工事表彰の実績	○	×	○	×	○
	ISOマネジメントシステムの取組	◆ISO取得の取組	○	×	○	×	○
	技能資格を保有する自社雇用技術者の配置	◆技能資格を保有する自社雇用技術者を1名以上配置	○	×	○	×	○
技術 的 能 力 の 審 査	同種工事の施工経験	◆配置予定技術者が同種工事の施工経験を有すること。	○	×	○	×	○
	保有資格（または継続学習）	◆配置予定技術者が保有する資格	○	×	○	×	○
	優良工事表彰	◆配置予定技術者の優良工事表彰工事の経験の有無	○	×	○	×	○
	地域精通	◆主たる営業所の所在地	○	×	○	×	○
	社会貢献	◆広域防災への取組	○	×	○	×	○
企業 の 地 域 性 ・ 社 会 性	同種工事の施工経験	◆配置予定技術者が同種工事の施工経験を有すること。	○	×	○	×	○
	保有資格（または継続学習）	◆配置予定技術者が保有する資格	○	×	○	×	○
	優良工事表彰	◆配置予定技術者の優良工事表彰工事の経験の有無	○	×	○	×	○
	地域精通	◆主たる営業所の所在地	○	×	○	×	○
	社会貢献	◆広域防災への取組	○	×	○	×	○

- 注1：この表における「構成員」とは、「代表者以外の構成員」のことをいう。
 注2：「共同企業体の実績」では、出資比率は問わないものとする。「○」は加点対象とし、「×」は加点対象としないことを表す。
 注3：（*）は、福井県内の企業がJV代表者になれない案件では、構成員B社も評価対象とする場合がある。ただし、福井県内企業B社の過去の実績がJVの構成員であった場合には、加点対象としない。
 注4：案件に応じて変更することがあるため、公告内容を十分確認すること。

改正前

1.1 実績評価項目に関する共同企業体（JV）の評価対象

実績評価項目に関する共同企業体（JV）の評価対象
 実績確認項目に関する「JV実績」の評価等の細部運用

		企業		A	B	A	B
		今回の入札案件での参加形態		単体	単体	経常JVまたは特定JVを構成	
		代表者と構成員の区分		—	—	代表者	構成員
		過去の形態		経常JVまたは特定JVを構成		単体またはJV	単体またはJV
		代表者と構成員の区分		代表者	構成員	—	—
評価項目	審査基準	評価内容	加点対象		加点対象		加点対象
企業 の 技術 力	同種工事の施工実績	◆企業が同種工事の施工実績を有すること。	○	×	○	×	○
	工事成績評定	◆企業の工事成績評定の平均点が一定の点数を満たしていること。	○	×	○	×	○
	優良工事表彰	◆企業の優良工事表彰の実績	○	×	○	×	○
	ISOマネジメントシステムの取組	◆ISO取得の取組	○	×	○	×	○
	技能資格を保有する自社雇用技術者の配置	◆技能資格を保有する自社雇用技術者を1名以上配置	○	×	○	×	○
技術 的 能 力 の 審 査	同種工事の施工経験	◆配置予定技術者が同種工事の施工経験を有すること。	○	×	○	×	○
	保有資格（または継続学習）	◆配置予定技術者が保有する資格	○	×	○	×	○
	優良工事表彰	◆配置予定技術者の優良工事表彰工事の経験の有無	○	×	○	×	○
	地域精通	◆主たる営業所の所在地	○	×	○	×	○
	社会貢献	◆広域防災への取組	○	×	○	×	○
企業 の 地 域 性 ・ 社 会 性	同種工事の施工経験	◆配置予定技術者が同種工事の施工経験を有すること。	○	×	○	×	○
	保有資格（または継続学習）	◆配置予定技術者が保有する資格	○	×	○	×	○
	優良工事表彰	◆配置予定技術者の優良工事表彰工事の経験の有無	○	×	○	×	○
	地域精通	◆主たる営業所の所在地	○	×	○	×	○
	社会貢献	◆広域防災への取組	○	×	○	×	○

- 注1：この表における「構成員」とは、「代表者以外の構成員」のことをいう。
 注2：「共同企業体の実績」では、出資比率は問わないものとする。「○」は加点対象とし、「×」は加点対象としないことを表す。
 注3：（*）は、福井県内の企業がJV代表者になれない案件では、構成員B社も評価対象とする場合がある。ただし、福井県内企業B社の過去の実績がJVの構成員であった場合には、加点対象としない。
 注4：案件に応じて変更することがあるため、公告内容を十分確認すること。

改正後

改正前

1 2 技術資料一覧

区分	作成および提出様式資料一覧	☆本資料	添付資料(※2)	タイプ区分と提出資料		提出時期と提出方法					
		様式番号		事前審査型	事後審査型	事前審査型		事後審査型			
						本資料	添付資料	本資料	添付資料		
—	書類目録(※1)	必須	無	○							
—	技術資料提出書	様式第4号	無	○							
—	技術資料自己評価申請書	様式第4号の2	無	—	○						
技術提案	品質に係る提案	様式第5号	無	○ (必要に応じて設定)	—						
	施工上の課題に係る提案	様式第6号	無								
	工程に係る提案	様式第7号	無								
		様式第7号の2	無								
	安全に係る提案	様式第8号	無								
企業の技術力	企業の技術力 (施工実績、ISO認証、優良工事表彰、技能資格を保有する自社雇用技能者)	様式第9号	CORINS工事カルテ、契約書、施工図面、設計書、ISO、資格者証の写、健康保険証の写	○		入札参加資格確認申請書と同時に提出	入札参加資格確認申請書と同時に提出	入札参加資格確認申請書と同時に提出	入札参加資格確認申請書と同時に提出	入札参加資格確認申請書と同時に提出	
	企業の工事成績算出対象工事	様式第10号	工事成績の写し	県の工事成績を有しない場合							
	企業の工事成績として評価する工事の実績 (建築一式工事のみ)	様式第10号の2	CORINS工事カルテ、契約書、施工図面、設計書、建築基準法の規定による検査済証、中間検査合格証の写または検査機関発行のこれに代わる証明書の写	県の工事成績を有しない場合							
配置予定技術者	主任(監理)技術者 (保有資格、施工経験、優良工事表彰、継続学習)	様式第11号	CORINS工事カルテ、契約書、施工図面、設計書、資格者証、継続学習証明書の写	○		入札参加資格確認申請書と同時に提出	入札参加資格確認申請書と同時に提出	入札参加資格確認申請書と同時に提出	入札参加資格確認申請書と同時に提出	入札参加資格確認申請書と同時に提出	
	様式11号の同種工事の経験に、担当技術者として従事した工事経験を記入する場合	様式第11号の2	CORINS工事カルテ、契約書、施工図面、設計書、担当技術者従事経験証明書の写し								
	地域精通(主たる営業所の所在地)	様式第9号	無								
	広域防災への取組(土木一式工事のみ)		無								
	社会貢献(災害協定)		証明書写								
	地域貢献(除雪等の契約) (応急危険度判定士)		契約書写、震災建築物応急危険度判定士認定証写、健康保険証の写								
	県内企業の活用		無								
	県産品の活用	様式第9号の4	無								建築、管、電気、電気通信、機械器具設置工事の場合

(※1)書類目録は添付資料を郵送または持参する場合に入札参加資格申請書と同時に電送すること。

(※2)添付資料で重複するものは1部のみ提出すること。

1 2 技術資料一覧

区分	作成および提出様式資料一覧	☆本資料	添付資料(※2)	タイプ区分と提出資料		提出時期と提出方法					
		様式番号		標準型	簡易型	標準型		簡易型			
						本資料	添付資料	本資料	添付資料		
—	書類目録(※1)	必須	無	○							
—	技術資料提出書	様式第4号	無	○							
—	技術資料自己評価申請書	様式第4号の2	無	—	○						
技術提案	品質に係る提案	様式第5号	無	○ (必要に応じて設定)	—						
	施工上の課題に係る提案	様式第6号	無								
	工程に係る提案	様式第7号	無								
		様式第7号の2	無								
	安全に係る提案	様式第8号	無								
企業の技術力	企業の技術力 (施工実績、ISO認証、優良工事表彰、技能資格を保有する自社雇用技能者)	様式第9号	CORINS工事カルテ、契約書、施工図面、設計書、ISO、資格者証の写、健康保険証の写	○		入札参加資格確認申請書と同時に提出	入札参加資格確認申請書と同時に提出	入札参加資格確認申請書と同時に提出	入札参加資格確認申請書と同時に提出	入札参加資格確認申請書と同時に提出	
	企業の工事成績算出対象工事	様式第10号	工事成績の写し	県の工事成績を有しない場合							
	企業の工事成績として評価する工事の実績 (建築一式工事のみ)	様式第10号の2	CORINS工事カルテ、契約書、施工図面、設計書、建築基準法の規定による検査済証、中間検査合格証の写または検査機関発行のこれに代わる証明書の写	県の工事成績を有しない場合							
配置予定技術者	主任(監理)技術者 (保有資格、施工経験、優良工事表彰、継続学習)	様式第11号	CORINS工事カルテ、契約書、施工図面、設計書、資格者証、継続学習証明書の写	○		入札参加資格確認申請書と同時に提出	入札参加資格確認申請書と同時に提出	入札参加資格確認申請書と同時に提出	入札参加資格確認申請書と同時に提出	入札参加資格確認申請書と同時に提出	
	様式11号の同種工事の経験に、担当技術者として従事した工事経験を記入する場合	様式第11号の2	CORINS工事カルテ、契約書、施工図面、設計書、担当技術者従事経験証明書の写し								
	地域精通(主たる営業所の所在地)	様式第9号	無								
	広域防災への取組(土木一式工事のみ)		無								
	社会貢献(災害協定)		証明書写								
	地域貢献(除雪等の契約) (応急危険度判定士)		契約書写、震災建築物応急危険度判定士認定証写、健康保険証の写								
	県内企業の活用		無								
	県産品の活用	様式第9号の2	無								低入札価格調査の対象工事
		様式第9号の4	無								建築、管、電気、電気通信、機械器具設置工事の場合

(※1)書類目録は添付資料を郵送または持参する場合に入札参加資格申請書と同時に電送すること。

(※2)添付資料で重複するものは1部のみ提出すること。

改正後

改正前

1.3 落札者決定基準（評価項目）〔例〕

(1) 土木一式工事

分類	評価項目	評価内容	評価基準	評価点数	
(A)	技術提案	工事内容に応じて設定	必要な項目を適宜設定	15.0	
(B)	(a) 同種工事の施工実績の有無 〔業種：土木一式〕 〔平成〇年4月1日から入札の申し込みを行った日まで〕	過去15年間に企業が元請けとして同種工事の施工実績を有しているか？	(例) 施工実績のある同種工事の施工規模が、当該発注規模以上であったもの (例) 施工実績のある同種工事の施工規模が、当該発注規模の80%以上100%未満であったもの 上記以外	1.5 1.0 0.0	
		(b) 工事成績 〔業種：土木一式〕 〔平成〇年度および平成〇年度〕	福井県が発注する工事（県の工事成績評定を有しない場合は、〇〇地方整備局が発注する工事（〇〇〇〇〇））の過去2か年度の企業の工事成績評定点の平均点が一定の点数を満たしているか？	80点以上 70点以上 80点未満 (工事成績評定点の平均点-70) × 0.3 + 0.5 70点未満	3.5 0.5～ 3.2 0.0
		(c) 優良工事表彰 〔業種：土木一式〕 〔平成〇年度表彰、平成〇年度表彰〕	過去2年間における福井県の優良工事表彰の有無	優良工事表彰受賞による加点申請あり 優良工事表彰受賞による加点申請なし（または受賞なし）	0.5 0.0
		(d) 品質管理マネジメントの取得	品質管理マネジメントISO9001認証を取得しているか？	ISO9001認証を取得している。 上記以外	0.5 0.0
(C)	(a) 同種工事の施工経験の有無 〔業種：土木一式〕 〔平成〇年4月1日から入札の申し込みを行った日まで〕	配置予定技術者が過去15年間の同種工事において元請け企業の監理技術者等としての施工経験を有しているか？	(例) 施工経験のある同種工事の施工規模が、当該発注規模以上であったもの (例) 施工経験のある同種工事の施工規模が、当該発注規模の80%以上100%未満であったもの 上記以外	1.5 1.0 0.0	
		(b) 配置予定技術者の保有する資格	配置予定技術者の保有する資格	1級土木施工管理技士の資格を保有 上記以外	1.0 0.0
		(c) 優良工事表彰受賞経験 〔業種：土木一式〕 〔平成〇年度表彰、平成〇年度表彰〕	過去2年間における福井県の優良工事表彰を受賞した工事の監理技術者等としての経験の有無	優良工事表彰受賞の経験による加点申請あり 優良工事表彰受賞の経験による加点申請なし（または受賞なし）	0.5 0.0
		(d) 配置予定技術者の継続学習への取組状況	(社)全国土木施工管理技士会連合会の継続学習制度（CPDS）における取得ユニット数 〔推奨ユニット数〕 1年間で20ユニット以上 2年間で40ユニット以上 5年間で100ユニット以上のうちいずれかを満たすもの	推奨ユニット数以上を取得している 推奨ユニット数の半分以上を取得している 上記以外	1.0 0.5 0.0
(D)	(a) 地域精進度	主たる営業所の所在地	〇〇市（町）に主たる営業所あり （〇〇土木事務所管内に主たる営業所あり） 〇〇土木事務所管内に主たる営業所あり （福井県内に主たる営業所あり） 上記以外	2.5 1.0 0.0	
		(b) 社会貢献度	① 広域防災への取組	取組あり 取組なし	0.5 0.0
			② 福井県または福井県内の市町のいずれかとの緊急災害時における災害協定締結の有無	災害協定の締結あり 災害協定の締結なし	1.0 0.0
	(c) 地域貢献度 〔平成〇年度または平成〇年度〕	過去2か年度における県または市町と除雪作業（凍結防止剤散布を含む）の契約を締結した実績の有無	実績あり 実績なし	1.0 0.0	
		(d) 県内企業の活用	次の①～③のいずれかを満たす場合に評価する ① 元請企業が「発注者が指定する工種」の全てについて県内に主たる営業所を有する企業を一次下請企業として活用する ② 「発注者が指定する工種」の全てについて、県内に主たる営業所を有する元請企業が、その一部を県内に主たる営業所を有する企業を一次下請企業として活用し、残りを自ら施工する ③ 県内に主たる営業所を有する元請企業が「発注者が指定する工種」の全てを自ら施工する	左記①～③のいずれかに該当する 上記以外	0.5 0.0
	(e) 県産品の活用		使用資材の福井県産品活用 （福井県内で生産された資材を含む）	発注者指定の品目（別表1参照）に県産品を活用する。 上記以外	0.5 0.0
	満点			技術提案を求める標準型 技術提案を求めない簡易型	30.0 15.0

- (注) 1. 加点評価を行った評価項目の履行確保の方法については別記1のとおりとする。
2. 優良工事表彰の受賞による加点申請については種々の制限があるため、「公共工事における総合評価落札方式の手引き」を熟読の上、入札を行うこと。
3. 技術提案において、同一内容の提案が複数あった場合は、最も加点の大きい一つの提案のみを評価する。
4. 「継続学習」は設計金額7,000万円以上の配置予定技術者の保有資格を評価項目としない案件において評価項目とする。

1.3 落札者決定基準（評価項目）〔例〕

(1) 土木一式工事

分類	評価項目	評価内容	評価基準	評価点数	
(A)	技術提案	工事内容に応じて設定	必要な項目を適宜設定	15.0	
(B)	(a) 同種工事の施工実績の有無 〔業種：土木一式〕 〔平成〇年4月1日から入札の申し込みを行った日まで〕	過去15年間に企業が元請けとして同種工事の施工実績を有しているか？	(例) 施工実績のある同種工事の施工規模が、当該発注規模以上であったもの (例) 施工実績のある同種工事の施工規模が、当該発注規模の80%以上100%未満であったもの 上記以外	1.5 1.0 0.0	
		(b) 工事成績 〔業種：土木一式〕 〔平成〇年度および平成〇年度〕	福井県が発注する工事（県の工事成績評定を有しない場合は、〇〇地方整備局が発注する工事（〇〇〇〇〇））の過去2か年度の企業の工事成績評定点の平均点が一定の点数を満たしているか？	80点以上 70点以上 80点未満 (工事成績評定点の平均点-70) × 0.3 + 0.5 70点未満	3.5 0.5～ 3.2 0.0
		(c) 優良工事表彰 〔業種：土木一式〕 〔平成〇年度表彰、平成〇年度表彰〕	過去2年間における福井県の優良工事表彰の有無	優良工事表彰受賞による加点申請あり 優良工事表彰受賞による加点申請なし（または受賞なし）	0.5 0.0
		(d) 品質管理マネジメントの取得	品質管理マネジメントISO9001認証を取得しているか？	ISO9001認証を取得している。 上記以外	0.5 0.0
(C)	(a) 同種工事の施工経験の有無 〔業種：土木一式〕 〔平成〇年4月1日から入札の申し込みを行った日まで〕	配置予定技術者が過去15年間の同種工事において元請け企業の監理技術者等としての施工経験を有しているか？	(例) 施工経験のある同種工事の施工規模が、当該発注規模以上であったもの (例) 施工経験のある同種工事の施工規模が、当該発注規模の80%以上100%未満であったもの 上記以外	1.5 1.0 0.0	
		(b) 配置予定技術者の保有する資格	配置予定技術者の保有する資格	1級土木施工管理技士の資格を保有 上記以外	1.0 0.0
		(c) 優良工事表彰受賞経験 〔業種：土木一式〕 〔平成〇年度表彰、平成〇年度表彰〕	過去2年間における福井県の優良工事表彰を受賞した工事の監理技術者等としての経験の有無	優良工事表彰受賞の経験による加点申請あり 優良工事表彰受賞の経験による加点申請なし（または受賞なし）	0.5 0.0
		(d) 配置予定技術者の継続学習への取組状況	(社)全国土木施工管理技士会連合会の継続学習制度（CPDS）における取得ユニット数 〔推奨ユニット数〕 1年間で20ユニット以上 2年間で40ユニット以上 5年間で100ユニット以上のうちいずれかを満たすもの	推奨ユニット数以上を取得している 推奨ユニット数の半分以上を取得している 上記以外	1.0 0.5 0.0
(D)	(a) 地域精進度	主たる営業所の所在地	〇〇市（町）に主たる営業所あり （〇〇土木事務所管内に主たる営業所あり） 〇〇土木事務所管内に主たる営業所あり （福井県内に主たる営業所あり） 上記以外	2.5 1.0 0.0	
		(b) 社会貢献度	① 広域防災への取組	取組あり 取組なし	0.5 0.0
			② 県または市町のいずれかとの緊急災害時における災害協定締結の有無	災害協定の締結あり 災害協定の締結なし	1.0 0.0
	(c) 地域貢献度 〔平成〇年度または平成〇年度〕	過去2か年度における県または市町と除雪作業（凍結防止剤散布を含む）の契約を締結した実績の有無	実績あり 実績なし	1.0 0.0	
		(d) 県内企業の活用	次の①～③のいずれかを満たす場合に評価する ① 元請企業が「発注者が指定する工種」の全てについて県内に主たる営業所を有する企業を一次下請企業として活用する ② 「発注者が指定する工種」の全てについて、県内に主たる営業所を有する元請企業が、その一部を県内に主たる営業所を有する企業を一次下請企業として活用し、残りを自ら施工する ③ 県内に主たる営業所を有する元請企業が「発注者が指定する工種」の全てを自ら施工する	左記①～③のいずれかに該当する 上記以外	0.5 0.0
	(e) 県産品の活用		使用資材の福井県産品活用 （福井県内で生産された資材を含む）	発注者指定の品目（別表1参照）に県産品を活用する。 上記以外	0.5 0.0
	満点			技術提案を求める標準型 技術提案を求めない簡易型	30.0 15.0

- (注) 1. 加点評価を行った評価項目の履行確保の方法については別記1のとおりとする。
2. 優良工事表彰の受賞による加点申請については種々の制限があるため、「公共工事における総合評価落札方式の手引き」を熟読の上、入札を行うこと。
3. 技術提案において、同一内容の提案が複数あった場合は、最も加点の大きい一つの提案のみを評価する。
4. 「継続学習」は設計金額7,000万円以上の配置予定技術者の保有資格を評価項目としない案件において評価項目とする。

別表1

県内企業と県産品の活用

1. 県内企業の活用

発注者が指定する工種

レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
道路改良	擁壁工	以下全ての工種	

- ・上記の指定工種について、閲覧設計書で確認すること。
- ・次の①～③のいずれかを満たす場合に評価する。
 - ① 元請企業が「発注者が指定する工種」の全てについて県内に主たる営業所を有する企業を一次下請企業として活用する場合。
 - ② 「発注者が指定する工種」の全てについて、県内に主たる営業所を有する元請企業（県内に主たる営業所を有する企業を代表者または構成員とする共同企業体を含む）が、その一部を県内に主たる営業所を有する企業を一次下請企業として活用し、残りを自ら施工する場合。
 - ③ 県内に主たる営業所を有する元請企業（県内に主たる営業所を有する企業を代表者または構成員とする共同企業体を含む）が「発注者が指定する工種」の全てを自ら施工する場合。
- ・入札時の申請に反して、県内企業の活用ができなかった場合はペナルティの対象とする。

2. 県産品の活用

発注者が指定する品目

指定品目	規格
自由勾配側溝	300×300、300×400
砕石	RC-40
生コンクリート	

- ・上記の指定品目を全て県産品（県内で生産された資材を含む）を活用する場合に評価する。
- ・施工時に県外製品への変更はできない。
- ・入札時の申請に反して、県産品の活用ができなかった場合はペナルティの対象とする。
- ・県産品の定義は、次の要件をすべて満たすものとする。
 - (1) 県内に主たる事務所を置き、製造業を営む企業、組合等の建設資材または製品であること。または、県内で最終工程が施されている建設資材または製品等であること。
 - (2) 前号に該当することが判別できるものであること。または、県内で最終工程が施されている建設資材または製品等であること。
 （詳細は、福井県県産品活用推進センターのホームページ『福井建材資材ネット』
<http://www.vcnet.fukui.fukui.jp/kensan/industry/About/> を参照のこと。）

別表1

県内企業と県産品の活用

1. 県内企業の活用

発注者が指定する工種

レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
道路改良	擁壁工	以下全ての工種	

- ・上記の指定工種について、閲覧設計書で確認すること。
- ・次の①～③のいずれかを満たす場合に評価する。
 - ① 元請企業が「発注者が指定する工種」の全てについて県内に主たる営業所を有する企業を一次下請企業として活用する場合。
 - ② 「発注者が指定する工種」の全てについて、県内に主たる営業所を有する元請企業（県内に主たる営業所を有する企業を代表者または構成員とする共同企業体を含む）が、その一部を県内に主たる営業所を有する企業を一次下請企業として活用し、残りを自ら施工する場合。
 - ③ 県内に主たる営業所を有する元請企業（県内に主たる営業所を有する企業を代表者または構成員とする共同企業体を含む）が「発注者が指定する工種」の全てを自ら施工する場合。
- ・入札時の申請に反して、県内企業の活用ができなかった場合はペナルティの対象とする。

2. 県産品の活用

発注者が指定する品目

指定品目	規格
自由勾配側溝	300×300、300×400
砕石	RC-40
生コンクリート	

- ・上記の指定品目を全て県産品（県内で生産された資材を含む）を活用する場合に評価する。
- ・施工時に県外製品への変更はできない。
- ・入札時の申請に反して、県産品の活用ができなかった場合はペナルティの対象とする。
- ・県産品の定義は、次の要件をすべて満たすものとする。
 - (1) 県内に主たる事務所を置き、製造業を営む企業、組合等の建設資材または製品であること。または、県内で最終工程が施されている建設資材または製品等であること。
 - (2) 前号に該当することが判別できるものであること。または、県内で最終工程が施されている建設資材または製品等であること。
 （詳細は、福井県県産品活用推進センターのホームページ『福井建材資材ネット』
<http://www.vcnet.fukui.fukui.jp/kensan/industry/About/> を参照のこと。）

改正後

改正前

(2) 鋼構造物工事

分類	評価項目	評価内容	評価基準	評価点数
(A)	技術提案	工事内容に応じて設定	必要な項目を適宜設定	15.0
企業 の 技術 力 6 ・ 5 点	(a) 同種工事の施工実績の有無 〔平成〇年4月1日から入札の申し込みを行った日まで〕	過去15年間に企業が元請けとして同種工事の施工実績を有しているか？	(例) 施工実績のある同種工事の施工規模が、当該発注規模以上であったもの (例) 施工実績のある同種工事の施工規模が、当該発注規模の80%以上100%未満であったもの 上記以外	1.5 1.0 0.0
	(b) 工事成績 〔業種：鋼構造物〕 (平成〇年度および平成〇年度)	福井県が発注する工事（県の工事成績評定を有しない場合は、〇〇地方整備局が発注する工事（〇〇〇〇〇））の過去2か年度の企業の工事成績評定点の平均点が一定の点数を満たしているか？	80点以上 70点以上 80点未満 (工事成績評定点の平均点-70) × 0.3 + 0.5 70点未満	3.5 0.5～ 3.2 0.0
	(c) 優良工事表彰 〔業種：鋼構造物〕 (平成〇年度表彰、平成〇年度表彰)	過去2年間に於ける福井県の優良工事表彰の有無	優良工事表彰受賞による加点申請あり 優良工事表彰受賞による加点申請なし (または受賞なし)	0.5 0.0
	(d) 品質管理マネジメントの取得	品質管理マネジメントISO9001認証を取得しているか？	ISO9001認証を取得している。 上記以外	0.5 0.0
	(e) 技能資格を保有する自社雇用技能者の配置	主たる鉄工作业（※）のすべてを元請け企業が自ら施工し、かつ、その主たる鉄工作业の作業期間のすべてに「1級鉄工技能士（構造物鉄工作业）」の資格を保有する自社雇用技能者が1名以上従事するか？	左記の内容のとおり従事する 上記以外	0.5 0.0
	配置 予 定 技 術 者 の 技 術 力 3 ・ 0 点	(a) 同種工事の施工実績の有無 〔平成〇年4月1日から入札の申し込みを行った日まで〕	配置予定技術者が過去15年間の同種工事において元請け企業の監理技術者等としての施工経験を有しているか？	(例) 施工経験のある同種工事の施工規模が、当該発注規模以上であったもの (例) 施工経験のある同種工事の施工規模が、当該発注規模の80%以上100%未満であったもの 上記以外
(b) 配置予定技術者の保有する資格		配置予定技術者の保有する資格	1級土木施工管理技士の資格を保有 上記以外	1.0 0.0
(c) 優良工事表彰受賞経験 〔業種：鋼構造物〕 (平成〇年度表彰、平成〇年度表彰)		過去2年間に於ける福井県の優良工事表彰を受賞した工事の監理技術者等としての経験の有無	優良工事表彰受賞の経験による加点申請あり 優良工事表彰受賞の経験による加点申請なし (または受賞なし)	0.5 0.0
(d) 配置予定技術者の継続学習への取組状況		(社)全国土木施工管理技士会連合会の継続学習制度（CPDS）における取得ユニット数 〔推奨ユニット数〕 1年間で20ユニット以上 2年間で40ユニット以上 5年間で100ユニット以上 のうちいずれかを満たすもの	推奨ユニット数以上を取得している 推奨ユニット数の半分以上を取得している 上記以外	1.0 0.5 0.0
企業 の 地 域 性 、 社 会 性 4 ・ 5 点	(a) 地域精進度	主たる営業所の所在地	〇〇市（町）に主たる営業所あり (〇〇土木事務所管内に主たる営業所あり) 〇〇土木事務所管内に主たる営業所あり (福井県内に主たる営業所あり) 上記以外	2.5 1.0 0.0
	(b) 社会貢献度	福井県または福井県内の市町のいずれかとの緊急災害時における災害協定締結の有無	災害協定の締結あり 災害協定の締結なし	1.0 0.0
	(d) 県内企業の活用	次の①～③のいずれかを満たす場合に評価する ①元請企業が「発注者が指定する工種」の全てについて県内に主たる営業所を有する企業を一次下請企業として活用する ②「発注者が指定する工種」の全てについて、県内に主たる営業所を有する元請企業が、その一部を県内に主たる営業所を有する企業を一次下請企業として活用し、残りを自ら施工する ③ 県内に主たる営業所を有する元請企業が「発注者が指定する工種」の全てを自ら施工する	左記①～③のいずれかに該当する 上記以外	0.5 0.0
満 点		技術提案を求める標準型		29.0
		技術提案を求めない簡易型		14.0

(注) 1. 加点評価を行った評価項目の履行確保の方法については別記1のとおりとする。
2. 優良工事表彰の受賞による加点申請については種々の制限があるため、「公共工事における総合評価落札方式の手引き」を熟読の上、入札を行うこと。
3. 配置予定技術者（主任（監理）技術者）については「技能資格を保有する自社雇用技能者の配置」の加点評価を行わない。
4. 技術提案において、同一内容の提案が複数あった場合は、最も加点の大きい一つの提案のみを評価する。
5. 「継続学習」は設計金額7,000万円以上の配置予定技術者の保有資格を評価項目としない案件において評価項目とする。
※「主たる鉄工作业」とは、工場製作における、仮付けのための野書き作業、仮付け作業、溶接作業、仮組立作業のことをいう。また、当評価項目が加点され契約した工事において、主たる鉄工作业の一部でも下請けに出した場合は、または主たる鉄工作业の作業期間のすべてに「1級鉄工技能士（構造物鉄工作业）」の資格を保有する自社雇用技能者が1名以上従事しなかった場合は別記1のペナルティの対象とする。

(2) 鋼構造物工事

分類	評価項目	評価内容	評価基準	評価点数
(A)	技術提案	工事内容に応じて設定	必要な項目を適宜設定	15.0
企業 の 技術 力 6 ・ 5 点	(a) 同種工事の施工実績の有無 〔平成〇年4月1日から入札の申し込みを行った日まで〕	過去15年間に企業が元請けとして同種工事の施工実績を有しているか？	(例) 施工実績のある同種工事の施工規模が、当該発注規模以上であったもの (例) 施工実績のある同種工事の施工規模が、当該発注規模の80%以上100%未満であったもの 上記以外	1.5 1.0 0.0
	(b) 工事成績 〔業種：鋼構造物〕 (平成〇年度および平成〇年度)	福井県が発注する工事（県の工事成績評定を有しない場合は、〇〇地方整備局が発注する工事（〇〇〇〇〇））の過去2か年度の企業の工事成績評定点の平均点が一定の点数を満たしているか？	80点以上 70点以上 80点未満 (工事成績評定点の平均点-70) × 0.3 + 0.5 70点未満	3.5 0.5～ 3.2 0.0
	(c) 優良工事表彰 〔業種：鋼構造物〕 (平成〇年度表彰、平成〇年度表彰)	過去2年間に於ける福井県の優良工事表彰の有無	優良工事表彰受賞による加点申請あり 優良工事表彰受賞による加点申請なし (または受賞なし)	0.5 0.0
	(d) 品質管理マネジメントの取得	品質管理マネジメントISO9001認証を取得しているか？	ISO9001認証を取得している。 上記以外	0.5 0.0
	(e) 技能資格を保有する自社雇用技能者の配置	主たる鉄工作业（※）のすべてを元請け企業が自ら施工し、かつ、その主たる鉄工作业の作業期間のすべてに「1級鉄工技能士（構造物鉄工作业）」の資格を保有する自社雇用技能者が1名以上従事するか？	左記の内容のとおり従事する 上記以外	0.5 0.0
	配置 予 定 技 術 者 の 技 術 力 3 ・ 0 点	(a) 同種工事の施工実績の有無 〔平成〇年4月1日から入札の申し込みを行った日まで〕	配置予定技術者が過去15年間の同種工事において元請け企業の監理技術者等としての施工経験を有しているか？	(例) 施工経験のある同種工事の施工規模が、当該発注規模以上であったもの (例) 施工経験のある同種工事の施工規模が、当該発注規模の80%以上100%未満であったもの 上記以外
(b) 配置予定技術者の保有する資格		配置予定技術者の保有する資格	1級土木施工管理技士の資格を保有 上記以外	1.0 0.0
(c) 優良工事表彰受賞経験 〔業種：鋼構造物〕 (平成〇年度表彰、平成〇年度表彰)		過去2年間に於ける福井県の優良工事表彰を受賞した工事の監理技術者等としての経験の有無	優良工事表彰受賞の経験による加点申請あり 優良工事表彰受賞の経験による加点申請なし (または受賞なし)	0.5 0.0
(d) 配置予定技術者の継続学習への取組状況		(社)全国土木施工管理技士会連合会の継続学習制度（CPDS）における取得ユニット数 〔推奨ユニット数〕 1年間で20ユニット以上 2年間で40ユニット以上 5年間で100ユニット以上 のうちいずれかを満たすもの	推奨ユニット数以上を取得している 推奨ユニット数の半分以上を取得している 上記以外	1.0 0.5 0.0
企業 の 地 域 性 、 社 会 性 4 ・ 5 点	(a) 地域精進度	主たる営業所の所在地	〇〇市（町）に主たる営業所あり (〇〇土木事務所管内に主たる営業所あり) 〇〇土木事務所管内に主たる営業所あり (福井県内に主たる営業所あり) 上記以外	2.5 1.0 0.0
	(b) 社会貢献度	県または市町のいずれかとの緊急災害時等における災害協定締結の有無	災害協定の締結あり 災害協定の締結なし	1.0 0.0
	(d) 県内企業の活用	次の①～③のいずれかを満たす場合に評価する ①元請企業が「発注者が指定する工種」の全てについて県内に主たる営業所を有する企業を一次下請企業として活用する ②「発注者が指定する工種」の全てについて、県内に主たる営業所を有する元請企業が、その一部を県内に主たる営業所を有する企業を一次下請企業として活用し、残りを自ら施工する ③ 県内に主たる営業所を有する元請企業が「発注者が指定する工種」の全てを自ら施工する	左記①～③のいずれかに該当する 上記以外	0.5 0.0
満 点		技術提案を求める標準型		29.0
		技術提案を求めない簡易型		14.0

(注) 1. 加点評価を行った評価項目の履行確保の方法については別記1のとおりとする。
2. 優良工事表彰の受賞による加点申請については種々の制限があるため、「公共工事における総合評価落札方式の手引き」を熟読の上、入札を行うこと。
3. 配置予定技術者（主任（監理）技術者）については「技能資格を保有する自社雇用技能者の配置」の加点評価を行わない。
4. 技術提案において、同一内容の提案が複数あった場合は、最も加点の大きい一つの提案のみを評価する。
5. 「継続学習」は設計金額7,000万円以上の配置予定技術者の保有資格を評価項目としない案件において評価項目とする。
※「主たる鉄工作业」とは、工場製作における、仮付けのための野書き作業、仮付け作業、溶接作業、仮組立作業のことをいう。また、当評価項目が加点され契約した工事において、主たる鉄工作业の一部でも下請けに出した場合、または主たる鉄工作业の作業期間のすべてに「1級鉄工技能士（構造物鉄工作业）」の資格を保有する自社雇用技能者が1名以上従事しなかった場合は別記1のペナルティの対象とする。

別表1

県内企業と県産品の活用

1. 県内企業の活用

発注者が指定する工種

レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
砂防堰堤	鋼製堰堤工	以下全ての工種(鋼製スリット材料費を除く)	
	コンクリートえん堤本体工	以下全ての工種	
	仮設工	以下全ての工種	

・上記の指定工種について、閲覧設計書で確認すること。

・次の①～③のいずれかを満たす場合に評価する。

- ① 元請企業が「発注者が指定する工種」の全てについて県内に主たる営業所を有する企業を一次下請企業として活用する場合。
- ② 「発注者が指定する工種」の全てについて、県内に主たる営業所を有する元請企業(県内に主たる営業所を有する企業を代表者または構成員とする共同企業体を含む)が、その一部を県内に主たる営業所を有する企業を一次下請企業として活用し、残りを自ら施工する場合。
- ③ 県内に主たる営業所を有する元請企業(県内に主たる営業所を有する企業を代表者または構成員とする共同企業体を含む)が「発注者が指定する工種」の全てを自ら施工する場合。

・入札時の申請に反して、県内企業の活用ができなかった場合はペナルティの対象とする。

2. 県産品の活用

発注者が指定する品目

指定品目	規格
コンクリート	21-5-40(高炉)、18-5-40(高炉)

・上記の指定品目を全て県産品(県内で生産された資材を含む)を活用する場合に評価する。

・施工時に県外製品への変更はできない。

・入札時の申請に反して、県産品の活用ができなかった場合はペナルティの対象とする。

・県産品の定義は、次の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 県内に主たる事務所を置き、製造業を営む企業、組合等の建設資材または製品であること。または、県内で最終工程が施されている建設資材または製品等であること。
 - (2) 前号に該当することが判別できるものであること。または、県内で最終工程が施されている建設資材または製品等であること。
- (詳細は、福井県県産品活用推進センターのホームページ『福井建材資材ネット』
<http://www.vcnet.fukui.fukui.jp/kensan/industry/About/> を参照のこと。)

別表1

県内企業と県産品の活用

1. 県内企業の活用

発注者が指定する工種

レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
砂防堰堤	鋼製堰堤工	以下全ての工種(鋼製スリット材料費を除く)	
	コンクリートえん堤本体工	以下全ての工種	
	仮設工	以下全ての工種	

・上記の指定工種について、閲覧設計書で確認すること。

・次の①～③のいずれかを満たす場合に評価する。

- ① 元請企業が「発注者が指定する工種」の全てについて県内に主たる営業所を有する企業を一次下請企業として活用する場合。
- ② 「発注者が指定する工種」の全てについて、県内に主たる営業所を有する元請企業(県内に主たる営業所を有する企業を代表者または構成員とする共同企業体を含む)が、その一部を県内に主たる営業所を有する企業を一次下請企業として活用し、残りを自ら施工する場合。
- ③ 県内に主たる営業所を有する元請企業(県内に主たる営業所を有する企業を代表者または構成員とする共同企業体を含む)が「発注者が指定する工種」の全てを自ら施工する場合。

・入札時の申請に反して、県内企業の活用ができなかった場合はペナルティの対象とする。

2. 県産品の活用

発注者が指定する品目

指定品目	規格
コンクリート	21-5-40(高炉)、18-5-40(高炉)

・上記の指定品目を全て県産品(県内で生産された資材を含む)を活用する場合に評価する。

・施工時に県外製品への変更はできない。

・入札時の申請に反して、県産品の活用ができなかった場合はペナルティの対象とする。

・県産品の定義は、次の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 県内に主たる事務所を置き、製造業を営む企業、組合等の建設資材または製品であること。または、県内で最終工程が施されている建設資材または製品等であること。
 - (2) 前号に該当することが判別できるものであること。または、県内で最終工程が施されている建設資材または製品等であること。
- (詳細は、福井県県産品活用推進センターのホームページ『福井建材資材ネット』
<http://www.vcnet.fukui.fukui.jp/kensan/industry/About/> を参照のこと。)

改正後

(3) 建築一式工事

分類	評価項目	評価内容	評価基準	評価点数
(A)	技術提案	工事内容に応じて設定	必要な項目を適宜設定	15.0
(B)	(a) 同種工事の施工実績の有無 (平成〇年4月1日から入札の申し込みを行った日まで)	過去15年間の企業が元請けとして同種工事の施工実績を有しているか?	(例) 施工実績のある同種工事の施工規模が、当該発注規模以上であったもの	1.5
			(例) 施工実績のある同種工事の施工規模が、当該発注規模の80%以上100%未満であったもの	1.0
			上記以外	0.0
	(b) 工事成績 「業種：建築一式」 (平成〇～〇年度)	福井県が発注する工事(県の工事成績評定を有しない場合は、近畿地方整備局が発注する工事)の過去5か年度の企業の工事成績評定点の平均点が一定の点数を満たしているか?	80点以上	3.5
			70点以上 80点未満 (工事成績評定点の平均点-70) × 0.3 + 0.5	0.5~3.2
			70点未満	0.0
(c) 優良工事表彰 [業種：建築一式] (平成〇年度表彰、平成〇年度表彰)	過去2年間における福井県の優良工事表彰の有無	同種同程度の民間工事等の工事実績について、建築基準法の規定による検査済証および中間検査合格証(中間検査が不要なものを除く)の写しまたは検査機関発行のこれらに代わる証明書を提出できる場合	1.0	
		上記以外	0.0	
(d) 品質管理マネジメントの取得	品質管理マネジメントISO9001認証を取得しているか?	ISO9001認証を取得している。	0.5	
		上記以外	0.0	
(C)	(a) 同種工事の施工経験の有無 (平成〇年4月1日から入札の申し込みを行った日まで)	配置予定技術者が過去15年間の同種工事において元請け企業の監理技術者等としての施工経験を有しているか?	(例) 施工経験のある同種工事の施工規模が、当該発注規模以上であったもの	1.5
			(例) 施工経験のある同種工事の施工規模が、当該発注規模の80%以上100%未満であったもの	1.0
			上記以外	0.0
	(b) 配置予定技術者の保有する資格	配置予定技術者の保有する資格	1級建築士かつ1級建築施工管理技士保有(設計金額7千万円以上の工事) 1級建築士または1級建築施工管理技士保有(設計金額7千万円未満の工事)	1.0
			上記以外	0.0
	(c) 優良工事表彰受賞経験 「業種：建築一式」 (平成〇年度表彰、平成〇年度表彰)	過去2年間における福井県の優良工事表彰を受賞した工事の監理技術者等としての経験の有無	優良工事表彰受賞の経験による加点申請あり	0.5
優良工事表彰受賞の経験による加点申請なし(または受賞なし)			0.0	
(d) 配置予定技術者の継続学習への取組状況	建築士会CPD制度または建築CPD(継続能力/職能開発)情報提供制度における取得単位数 [推奨単位数] 12単位/年間 ※または、24単位/2年間	推奨単位数以上を取得している	0.5	
		上記以外	0.0	
(D)	(a) 地域精通度	主たる営業所の所在地	〇〇市(町)に主たる営業所あり (〇〇土木事務所管内に主たる営業所あり)	2.5
			〇〇土木事務所管内に主たる営業所あり (福井県内に主たる営業所あり)	1.0
			上記以外	0.0
	(b) 社会貢献度	福井県または福井県内の市町のいずれかとの緊急災害時等における災害協定締結の有無	災害協定の締結あり	1.0
			災害協定の締結なし	0.0
	(c) 地域貢献度	企業内の福井県震災建築物応急危険度判定士の有無	3名以上(設計金額2億円を超える工事) 2名以上(設計金額2億円以下の工事)	1.0
上記以外			0.0	
(d) 県内企業の活用	次の①～③のいずれかを満たす場合に評価する ① 元請企業が「発注者が指定する工種(別紙1)」を除く工種の全てについて県内に主たる営業所を有する企業を一次下請企業として活用する ② 「発注者が指定する工種(別紙1)」を除く工種の全てについて、県内に主たる営業所を有する元請企業が、その一部を県内に主たる営業所を有する企業を一次下請企業として活用し、残りを自ら施工する ③ 県内に主たる営業所を有する元請企業が「発注者が指定する工種(別紙1)」を除く工種の全てを自ら施工する	左記①～③のいずれかに該当する	0.5	
		上記以外	0.0	
(e) 県産品の活用	使用資材の福井県産品活用(福井県内で生産された資材を含む)	発注者指定の品目数以上(〇〇品目以上)	0.5	
		上記未満	0.0	
満点		技術提案を求める標準型	30.0	
		技術提案を求めない簡易型	15.0	

- (注) 1. 加点評価を行った評価項目の履行確保の方法については、別記1のとおりとする。
 2. 優良工事表彰の受賞による加点申請については種々の制限があるため、「公共工事における総合評価落札方式の手引き」を熟読の上、入札を行うこと。
 3. 継続学習への取組状況の「※24単位/2年間」の評価は、平成24年10月1日以降の入札公告に係る案件において評価対象とする。
 4. 技術提案において、同一内容の提案が複数あった場合は、最も加点の大きい一つの提案のみを評価する。

改正前

(3) 建築一式工事

分類	評価項目	評価内容	評価基準	評価点数
(A)	技術提案	工事内容に応じて設定	必要な項目を適宜設定	15.0
(B)	(a) 同種工事の施工実績の有無 (平成〇年4月1日から入札の申し込みを行った日まで)	過去15年間の企業が元請けとして同種工事の施工実績を有しているか?	(例) 施工実績のある同種工事の施工規模が、当該発注規模以上であったもの	1.5
			(例) 施工実績のある同種工事の施工規模が、当該発注規模の80%以上100%未満であったもの	1.0
			上記以外	0.0
	(b) 工事成績 「業種：建築一式」 (平成〇～〇年度)	福井県が発注する工事(県の工事成績評定を有しない場合は、近畿地方整備局が発注する工事)の過去5か年度の企業の工事成績評定点の平均点が一定の点数を満たしているか?	80点以上	3.5
			70点以上 80点未満 (工事成績評定点の平均点-70) × 0.3 + 0.5	0.5~3.2
			70点未満	0.0
(c) 優良工事表彰 [業種：建築一式] (平成〇年度表彰、平成〇年度表彰)	過去2年間における福井県の優良工事表彰の有無	同種同程度の民間工事等の工事実績について、建築基準法の規定による検査済証および中間検査合格証(中間検査が不要なものを除く)の写しまたは検査機関発行のこれらに代わる証明書を提出できる場合	1.0	
		上記以外	0.0	
(d) 品質管理マネジメントの取得	品質管理マネジメントISO9001認証を取得しているか?	ISO9001認証を取得している。	0.5	
		上記以外	0.0	
(C)	(a) 同種工事の施工経験の有無 (平成〇年4月1日から入札の申し込みを行った日まで)	配置予定技術者が過去15年間の同種工事において元請け企業の監理技術者等としての施工経験を有しているか?	(例) 施工経験のある同種工事の施工規模が、当該発注規模以上であったもの	1.5
			(例) 施工経験のある同種工事の施工規模が、当該発注規模の80%以上100%未満であったもの	1.0
			上記以外	0.0
	(b) 配置予定技術者の保有する資格	配置予定技術者の保有する資格	1級建築士かつ1級建築施工管理技士保有(設計金額7千万円以上の工事) 1級建築士または1級建築施工管理技士保有(設計金額7千万円未満の工事)	1.0
			上記以外	0.0
	(c) 優良工事表彰受賞経験 「業種：建築一式」 (平成〇年度表彰、平成〇年度表彰)	過去2年間における福井県の優良工事表彰を受賞した工事の監理技術者等としての経験の有無	優良工事表彰受賞の経験による加点申請あり	0.5
優良工事表彰受賞の経験による加点申請なし(または受賞なし)			0.0	
(d) 配置予定技術者の継続学習への取組状況	建築士会CPD制度または建築CPD(継続能力/職能開発)情報提供制度における取得単位数 [推奨単位数] 12単位/年間 ※または、24単位/2年間	推奨単位数以上を取得している	0.5	
		上記以外	0.0	
(D)	(a) 地域精通度	主たる営業所の所在地	〇〇市(町)に主たる営業所あり (〇〇土木事務所管内に主たる営業所あり)	2.5
			〇〇土木事務所管内に主たる営業所あり (福井県内に主たる営業所あり)	1.0
			上記以外	0.0
	(b) 社会貢献度	県または市町のいずれかとの緊急災害時等における災害協定締結の有無	災害協定の締結あり	1.0
			災害協定の締結なし	0.0
	(c) 地域貢献度	企業内の福井県震災建築物応急危険度判定士の有無	3名以上(設計金額2億円を超える工事) 2名以上(設計金額2億円以下の工事)	1.0
上記以外			0.0	
(d) 県内企業の活用	次の①～③のいずれかを満たす場合に評価する ① 元請企業が「発注者が指定する工種(別紙1)」を除く工種の全てについて県内に主たる営業所を有する企業を一次下請企業として活用する ② 「発注者が指定する工種(別紙1)」を除く工種の全てについて、県内に主たる営業所を有する元請企業が、その一部を県内に主たる営業所を有する企業を一次下請企業として活用し、残りを自ら施工する ③ 県内に主たる営業所を有する元請企業が「発注者が指定する工種(別紙1)」を除く工種の全てを自ら施工する	左記①～③のいずれかに該当する	0.5	
		上記以外	0.0	
(e) 県産品の活用	使用資材の福井県産品活用(福井県内で生産された資材を含む)	発注者指定の品目数以上(〇〇品目以上)	0.5	
		上記未満	0.0	
満点		技術提案を求める標準型	30.0	
		技術提案を求めない簡易型	15.0	

- (注) 1. 加点評価を行った評価項目の履行確保の方法については、別記1のとおりとする。
 2. 優良工事表彰の受賞による加点申請については種々の制限があるため、「公共工事における総合評価落札方式の手引き」を熟読の上、入札を行うこと。
 3. 継続学習への取組状況の「※24単位/2年間」の評価は、平成24年10月1日以降の入札公告に係る案件において評価対象とする。
 4. 技術提案において、同一内容の提案が複数あった場合は、最も加点の大きい一つの提案のみを評価する。

改正後

改正前

別紙1 (建築一式工事)

県内企業の活用

発注者が指定する工種(県内企業の活用における評価対象でない工種)

	工種	工事範囲および概要	備考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			

次の①～③のいずれかを満たす場合に評価する。

- ① 元請企業が「発注者が指定する工種」を除く工種の全てについて県内に主たる営業所を有する企業を一次下請企業として活用する。
- ② 「発注者が指定する工種」を除く工種の全てについて、県内に主たる営業所を有する元請企業(県内に主たる営業所を有する企業を代表者または構成員とする共同企業体を含む)が、その一部を県内に主たる営業所を有する企業を一次下請企業として活用し、残りを自ら施工する。
- ③ 県内に主たる営業所を有する元請企業(県内に主たる営業所を有する企業を代表者または構成員とする共同企業体を含む)が「発注者が指定する工種」を除く工種の全てを自ら施工する。

・ 入札時の申請に反して、県内企業の活用ができなかった場合はペナルティの対象とする。

別紙1 (建築一式工事)

県内企業の活用

発注者が指定する工種(県内企業の活用における評価対象でない工種)

	工種	工事範囲および概要	備考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			

次の①～③のいずれかを満たす場合に評価する。

- ① 元請企業が「発注者が指定する工種」を除く工種の全てについて県内に主たる営業所を有する企業を一次下請企業として活用する。
- ② 「発注者が指定する工種」を除く工種の全てについて、県内に主たる営業所を有する元請企業(県内に主たる営業所を有する企業を代表者または構成員とする共同企業体を含む)が、その一部を県内に主たる営業所を有する企業を一次下請企業として活用し、残りを自ら施工する。
- ③ 県内に主たる営業所を有する元請企業(県内に主たる営業所を有する企業を代表者または構成員とする共同企業体を含む)が「発注者が指定する工種」を除く工種の全てを自ら施工する。

・ 入札時の申請に反して、県内企業の活用ができなかった場合はペナルティの対象とする。

改正後

改正前

(4) ほ装工事

分類	評価項目	評価内容	評価基準	評価点数
(A)	技術提案	工事内容に応じて設定	必要な項目を適宜設定	15.0
企業 の 技術 力 5 ・ 5 点	(a) 同種工事の施工実績の有無 (平成〇年4月1日から入札の申し込みを行った日まで)	過去15年間に企業が元請けとして同種工事の施工実績を有しているか？	(例) 施工実績のある同種工事の施工規模が、当該発注規模の60%以上であったもの	1.5
			上記以外	0.0
	(b) 工事成績 〔業種：ほ装〕 (平成〇年度および平成〇年度)	福井県が発注する工事（県の工事成績評定を有しない場合は、近畿地方整備局が発注する工事（〇〇〇〇〇））の過去2か年度の企業の工事成績評定点の平均点が一定の点数を満たしているか？	80点以上	3.5
			70点以上 80点未満 (工事成績評定点の平均点-70) × 0.3 + 0.5	0.5～ 3.2
(d) 品質管理マネジメントの取得	品質管理マネジメントISO9001認証を取得しているか？	ISO9001認証を取得している。	0.5	
		上記以外	0.0	
配置 予定 技術 者 の 技 術 力 2 ・ 5 点	(a) 同種工事の施工経験の有無 (平成〇年4月1日から入札の申し込みを行った日まで)	配置予定技術者が過去15年間の同種工事において元請け企業の監理技術者等としての施工経験を有しているか？	(例) 施工経験のある同種工事の施工規模が、当該発注規模の60%以上であったもの	1.5
			上記以外	0.0
	(b) 配置予定技術者の保有する資格	配置予定技術者の保有する資格	1級舗装施工管理技術者の資格を保有	1.0
			2級舗装施工管理技術者の資格を保有	0.5
上記以外			0.0	
企業 の 地 域 精 通 度 4 ・ 5 点 社 会 性 4 ・ 5 点	(a) 地域精通度	主たる営業所の所在地	〇〇市（町）に主たる営業所あり (〇〇土木事務所管内に主たる営業所あり)	2.5
			〇〇土木事務所管内に主たる営業所あり (福井県内に主たる営業所あり)	1.0
			上記以外	0.0
	(b) 社会貢献度	福井県または福井県内の市町のいずれかとの緊急災害時等における災害協定締結の有無	災害協定の締結あり	1.0
			災害協定の締結なし	0.0
	(c) 地域貢献度 (平成〇年度または平成〇年度)	過去2か年度における県または市町と除雪作業（凍結防止剤散布を含む）の契約を締結した実績の有無	自社保有のグレードによる除雪契約実績あり	1.0
上記以外の除雪作業の契約実績あり			0.5	
実績なし			0.0	
満点	技術提案を求める標準型			27.5
	技術提案を求めない簡易型			12.5

- (注) 1. 加点評価を行った評価項目の内容の履行確保の方法については別記1のとおりとする。
2. 技術提案において、同一内容の提案が複数あった場合は、最も加点の大きい一つの提案のみを評価する。

(4) ほ装工事

分類	評価項目	評価内容	評価基準	評価点数
(A)	技術提案	工事内容に応じて設定	必要な項目を適宜設定	15.0
企業 の 技術 力 5 ・ 5 点	(a) 同種工事の施工実績の有無 (平成〇年4月1日から入札の申し込みを行った日まで)	過去15年間に企業が元請けとして同種工事の施工実績を有しているか？	(例) 施工実績のある同種工事の施工規模が、当該発注規模の60%以上であったもの	1.5
			上記以外	0.0
	(b) 工事成績 〔業種：ほ装〕 (平成〇年度および平成〇年度)	福井県が発注する工事（県の工事成績評定を有しない場合は、〇〇地方整備局が発注する工事（〇〇〇〇〇））の過去2か年度の企業の工事成績評定点の平均点が一定の点数を満たしているか？	80点以上	3.5
			70点以上 80点未満 (工事成績評定点の平均点-70) × 0.3 + 0.5	0.5～ 3.2
(d) 品質管理マネジメントの取得	品質管理マネジメントISO9001認証を取得しているか？	ISO9001認証を取得している。	0.5	
		上記以外	0.0	
配置 予定 技術 者 の 技 術 力 2 ・ 5 点	(a) 同種工事の施工経験の有無 (平成〇年4月1日から入札の申し込みを行った日まで)	配置予定技術者が過去15年間の同種工事において元請け企業の監理技術者等としての施工経験を有しているか？	(例) 施工経験のある同種工事の施工規模が、当該発注規模の60%以上であったもの	1.5
			上記以外	0.0
	(b) 配置予定技術者の保有する資格	配置予定技術者の保有する資格	1級舗装施工管理技術者の資格を保有	1.0
			2級舗装施工管理技術者の資格を保有	0.5
上記以外			0.0	
企業 の 地 域 精 通 度 4 ・ 5 点 社 会 性 4 ・ 5 点	(a) 地域精通度	主たる営業所の所在地	〇〇市（町）に主たる営業所あり (〇〇土木事務所管内に主たる営業所あり)	2.5
			〇〇土木事務所管内に主たる営業所あり (福井県内に主たる営業所あり)	1.0
			上記以外	0.0
	(b) 社会貢献度	県または市町のいずれかとの緊急災害時等における災害協定締結の有無	災害協定の締結あり	1.0
			災害協定の締結なし	0.0
	(c) 地域貢献度 (平成〇年度または平成〇年度)	過去2か年度における県または市町と除雪作業（凍結防止剤散布を含む）の契約を締結した実績の有無	自社保有のグレードによる除雪契約実績あり	1.0
上記以外の除雪作業の契約実績あり			0.5	
実績なし			0.0	
満点	技術提案を求める標準型			27.5
	技術提案を求めない簡易型			12.5

- (注) 1. 加点評価を行った評価項目の内容の履行確保の方法については別記1のとおりとする。
2. 技術提案において、同一内容の提案が複数あった場合は、最も加点の大きい一つの提案のみを評価する。

(5) 法面処理工事

分類	評価項目	評価内容	評価基準	評価点数
(A)	技術提案	工事内容に応じて設定	必要な項目を適宜設定	15.0
企業 の 技術 力 6 ・ 0 点	(a) 同種工事の施工実績の有無 (平成〇年4月1日から入札の申し込みを行った日まで)	過去15年間に企業が元請けとして同種工事の施工実績を有しているか？	(例) 施工実績のある同種工事の施工規模が、当該発注規模以上であったもの	1.5
			(例) 施工実績のある同種工事の施工規模が、当該発注規模の80%以上100%未満であったもの	1.0
			上記以外	0.0
	(b) 工事成績 「業種：法面処理」 (平成〇年度および平成〇年度)	福井県が発注する工事（県の工事成績評定を有しない場合は、〇〇地方整備局が発注する工事（〇〇〇〇〇））の過去2か年度の企業の工事成績評定点の平均点が一定の点数を満たしているか？	8.0点以上	3.5
			7.0点以上 8.0点未満 (工事成績評定点の平均点-70) × 0.3 + 0.5	0.5～ 3.2
			7.0点未満	0.0
(d) 品質管理マネジメントの取得	品質管理マネジメントISO9001認証を取得しているか？	ISO9001認証を取得している。	0.5	
		上記以外	0.0	
(e) 技能資格を保有する自社雇用技能者の配置(※)	発注者が指定する下記の工種におけるノズルによる吹付作業の作業期間のすべてに「のり面ノズルマン技能認定者」の資格を保有する自社雇用ノズルマンが1名以上従事するか？	左記の内容のとおり従事する 例：【モルタル吹付工】	0.5	
		指定工種 【〇〇〇〇〇〇〇〇】	0.0	
技術 予 定 技 術 者 の 配 置 2 ・ 5 点	(a) 同種工事の施工経験の有無 (平成〇年4月1日から入札の申し込みを行った日まで)	配置予定技術者が過去15年間の同種工事において元請け企業の監理技術者等としての施工経験を有しているか？	(例) 施工経験のある同種工事の施工規模が、当該発注規模以上であったもの	1.5
			(例) 施工経験のある同種工事の施工規模が、当該発注規模の80%以上100%未満であったもの	1.0
			上記以外	0.0
	(b) 配置予定技術者の保有する資格	配置予定技術者の保有する資格	のり面施工管理技術者、グラウンドアンカー施工士、地すべり防止工事士の資格を保有（案件により設定）	1.0
上記以外			0.0	
企業 の 地 域 性 ・ 社 会 性 4 ・ 0 点	(a) 地域精通度	主たる営業所の所在地	〇〇市（町）に主たる営業所あり (〇〇土木事務所管内に主たる営業所あり)	2.5
			〇〇土木事務所管内に主たる営業所あり (福井県内に主たる営業所あり)	1.0
			上記以外	0.0
	(b) 社会貢献度	福井県または福井県内の市町のいずれかとの緊急災害時等における災害協定締結の有無	災害協定の締結あり	1.0
			災害協定の締結なし	0.0
(e) 県産品の活用	使用資材の福井県産品活用 (福井県内で生産された資材を含む)	発注者指定の品目（別表1参照）に県産品を活用する。	0.5	
		上記以外	0.0	
満 点	技術提案を求める標準型			27.5
	技術提案を求めない簡易型			12.5

(注) 1. 加点評価を行った評価項目の履行確保の方法については別記1のとおりとする。
 2. 配置予定技術者（主任（監理）技術者）については「技能資格を保有する自社雇用技能者の配置」の加点評価を行わない。
 3. 技術提案において、同一内容の提案が複数あった場合は、最も加点の大きい一つの提案のみを評価する。
 ※ 当評価項目が加点され契約した工事において、発注者が指定する工種におけるノズルによる吹付作業の作業期間のすべてに「のり面ノズルマン技能認定者」の資格を保有する自社雇用ノズルマンが1名以上従事しなかった場合は別記1のペナルティの対象とする。

(5) 法面処理工事

分類	評価項目	評価内容	評価基準	評価点数
(A)	技術提案	工事内容に応じて設定	必要な項目を適宜設定	15.0
企業 の 技術 力 6 ・ 0 点	(a) 同種工事の施工実績の有無 (平成〇年4月1日から入札の申し込みを行った日まで)	過去15年間に企業が元請けとして同種工事の施工実績を有しているか？	(例) 施工実績のある同種工事の施工規模が、当該発注規模以上であったもの	1.5
			(例) 施工実績のある同種工事の施工規模が、当該発注規模の80%以上100%未満であったもの	1.0
			上記以外	0.0
	(b) 工事成績 「業種：法面処理」 (平成〇年度および平成〇年度)	福井県が発注する工事（県の工事成績評定を有しない場合は、〇〇地方整備局が発注する工事（〇〇〇〇〇））の過去2か年度の企業の工事成績評定点の平均点が一定の点数を満たしているか？	8.0点以上	3.5
			7.0点以上 8.0点未満 (工事成績評定点の平均点-70) × 0.3 + 0.5	0.5～ 3.2
			7.0点未満	0.0
(d) 品質管理マネジメントの取得	品質管理マネジメントISO9001認証を取得しているか？	ISO9001認証を取得している。	0.5	
		上記以外	0.0	
(e) 技能資格を保有する自社雇用技能者の配置(※)	発注者が指定する下記の工種におけるノズルによる吹付作業の作業期間のすべてに「のり面ノズルマン技能認定者」の資格を保有する自社雇用ノズルマンが1名以上従事するか？	左記の内容のとおり従事する 例：【モルタル吹付工】	0.5	
		指定工種 【〇〇〇〇〇〇〇〇】	0.0	
技術 予 定 技 術 者 の 配 置 2 ・ 5 点	(a) 同種工事の施工経験の有無 (平成〇年4月1日から入札の申し込みを行った日まで)	配置予定技術者が過去15年間の同種工事において元請け企業の監理技術者等としての施工経験を有しているか？	(例) 施工経験のある同種工事の施工規模が、当該発注規模以上であったもの	1.5
			(例) 施工経験のある同種工事の施工規模が、当該発注規模の80%以上100%未満であったもの	1.0
			上記以外	0.0
	(b) 配置予定技術者の保有する資格	配置予定技術者の保有する資格	のり面施工管理技術者、グラウンドアンカー施工士、地すべり防止工事士の資格を保有（案件により設定）	1.0
上記以外			0.0	
企業 の 地 域 性 ・ 社 会 性 4 ・ 0 点	(a) 地域精通度	主たる営業所の所在地	〇〇市（町）に主たる営業所あり (〇〇土木事務所管内に主たる営業所あり)	2.5
			〇〇土木事務所管内に主たる営業所あり (福井県内に主たる営業所あり)	1.0
			上記以外	0.0
	(b) 社会貢献度	県または市町のいずれかとの緊急災害時等における災害協定締結の有無	災害協定の締結あり	1.0
			災害協定の締結なし	0.0
(e) 県産品の活用	使用資材の福井県産品活用 (福井県内で生産された資材を含む)	発注者指定の品目（別表1参照）に県産品を活用する。	0.5	
		上記以外	0.0	
満 点	技術提案を求める標準型			27.5
	技術提案を求めない簡易型			12.5

(注) 1. 加点評価を行った評価項目の履行確保の方法については別記1のとおりとする。
 2. 配置予定技術者（主任（監理）技術者）については「技能資格を保有する自社雇用技能者の配置」の加点評価を行わない。
 3. 技術提案において、同一内容の提案が複数あった場合は、最も加点の大きい一つの提案のみを評価する。
 ※ 当評価項目が加点され契約した工事において、発注者が指定する工種におけるノズルによる吹付作業の作業期間のすべてに「のり面ノズルマン技能認定者」の資格を保有する自社雇用ノズルマンが1名以上従事しなかった場合は別記1のペナルティの対象とする。

改正後

改正前

(6) 管、電気、電気通信、機械器具設置、消防施設工事

(6) 管、電気、電気通信、機械器具設置、消防施設工事

分類	評価項目	評価内容	評価基準	評価点数	
(A)	技術提案	工事内容に応じて設定	必要な項目を適宜設定	15.0	
企業 の 技術 力	(a) 同種工事の施工実績の有無 〔業種：〇〇工事〕 (平成〇年4月1日から入札の申し込みを行った日まで)	過去15年間に企業が元請けとして同種工事の施工実績を有しているか？	(例) 施工実績のある同種工事の施工規模が、当該発注規模以上であったもの (例) 施工実績のある同種工事の施工規模が、当該発注規模の80%以上100%未満であったもの 上記以外	1.5 1.0 0.0	
		(b) 工事成績 〔業種：〇〇工事〕 (平成〇年度から平成〇年度)	福井県が発注する工事(県の工事成績評定を有しない場合は、近畿地方整備局が発注する工事)の過去5か年度の企業の工事成績評定点の平均点が一定の点数を満たしているか？	80点以上 70点以上 80点未満 (工事成績評定点の平均点-70) × 0.3 + 0.5 70点未満	3.5 0.5~ 3.2 0.0
		(c) 優良工事表彰 〔業種：〇〇工事〕 (平成〇年度表彰、平成〇年度表彰)	過去2年間における福井県の優良工事表彰の有無	優良工事表彰受賞による加点申請あり 優良工事表彰受賞による加点申請なし(または受賞なし)	0.5 0.0
	(d) 品質管理マネジメントの取得	品質管理マネジメントISO9001認証を取得しているか？	ISO9001認証を取得している。 上記以外	0.5 0.0	
6 ・ 0 点	(a) 同種工事の施工経験の有無 〔業種：〇〇工事〕 (平成〇年4月1日から入札の申し込みを行った日まで)	配置予定技術者が過去15年間の同種工事において元請け企業の監理技術者等としての施工経験を有しているか？	(例) 施工経験のある同種工事の施工規模が、当該発注規模以上であったもの (例) 施工経験のある同種工事の施工規模が、当該発注規模の80%以上100%未満であったもの 上記以外	1.5 1.0 0.0	
		(b) 配置予定技術者の保有する資格	1級〇〇工事施工管理技士の資格を保有 上記以外	1.0 0.0	
		(c) 優良工事表彰受賞経験 〔業種：〇〇工事〕 (平成〇年度表彰、平成〇年度表彰)	過去2年間における福井県の優良工事表彰を受賞した工事の監理技術者等としての経験の有無	優良工事表彰受賞の経験による加点申請あり 優良工事表彰受賞の経験による加点申請なし(または受賞なし)	0.5 0.0
	(d) 地域精通度	主たる営業所の所在地	〇〇市(町)に主たる営業所あり (〇〇土木事務所管内に主たる営業所あり) 〇〇土木事務所管内に主たる営業所あり (福井県内に主たる営業所あり) 上記以外	2.5 1.0 0.0	
企業 の 地 域 性 、 社 会 性	(b) 社会貢献度	福井県または福井県内の市町のいずれかとの緊急災害時等における災害協定締結の有無	災害協定の締結あり 災害協定の締結なし	1.0 0.0	
	(c) 地域貢献度 (平成〇年度または平成〇年度) ※管工事(営繕系を除く)のみ適用	過去2か年度における県または市町と消雪施設点検の契約を締結した実績の有無	実績あり 実績なし	1.0 0.0	
	(d) 県内企業の活用	次の①~③のいずれかを満たす場合に評価する ① 元請企業が「発注者が指定する工種(別紙1)」を除く工種の全てについて県内に主たる営業所を有する企業を一次下請企業として活用する ② 「発注者が指定する工種(別紙1)」を除く工種の全てについて、県内に主たる営業所を有する元請企業が、その一部を県内に主たる営業所を有する企業を一次下請企業として活用し、残りを自ら施工する ③ 県内に主たる営業所を有する元請企業が「発注者が指定する工種(別紙1)」を除く工種の全てを自ら施工する	左記①~③のいずれかに該当する 上記以外	0.5 0.0	
	(e) 県産品の活用	使用資材の福井県産品活用(福井県内で生産された資材を含む)	発注者指定の品目(別紙2)のうち〇〇品目以上に県産品を活用する。 上記未満	0.5 0.0	
満点	技術提案を求める標準型			29.5	
	技術提案を求めない簡易型			14.5	

- (注) 1. 加点評価を行った評価項目の履行確保の方法については別記1のとおりとする。
2. 優良工事表彰の受賞による加点申請については種々の制限があるため、「公共工事における総合評価落札方式の手引き」を熟読の上、入札を行うこと。
3. 技術提案において、同一内容の提案が複数あった場合は、最も加点の大きい一つの提案のみを評価する。
4. 管工事(営繕系除く。)以外は地域貢献度(消雪施設点検契約)の項目を設定しない。

分類	評価項目	評価内容	評価基準	評価点数	
(A)	技術提案	工事内容に応じて設定	必要な項目を適宜設定	15.0	
企業 の 技術 力	(a) 同種工事の施工実績の有無 〔業種：〇〇工事〕 (平成〇年4月1日から入札の申し込みを行った日まで)	過去15年間に企業が元請けとして同種工事の施工実績を有しているか？	(例) 施工実績のある同種工事の施工規模が、当該発注規模以上であったもの (例) 施工実績のある同種工事の施工規模が、当該発注規模の80%以上100%未満であったもの 上記以外	1.5 1.0 0.0	
		(b) 工事成績 〔業種：〇〇工事〕 (平成〇年度から平成〇年度)	福井県が発注する工事(県の工事成績評定を有しない場合は、近畿地方整備局が発注する工事)の過去5か年度の企業の工事成績評定点の平均点が一定の点数を満たしているか？	80点以上 70点以上 80点未満 (工事成績評定点の平均点-70) × 0.3 + 0.5 70点未満	3.5 0.5~ 3.2 0.0
		(c) 優良工事表彰 〔業種：〇〇工事〕 (平成〇年度表彰、平成〇年度表彰)	過去2年間における福井県の優良工事表彰の有無	優良工事表彰受賞による加点申請あり 優良工事表彰受賞による加点申請なし(または受賞なし)	0.5 0.0
	(d) 品質管理マネジメントの取得	品質管理マネジメントISO9001認証を取得しているか？	ISO9001認証を取得している。 上記以外	0.5 0.0	
6 ・ 0 点	(a) 同種工事の施工経験の有無 〔業種：〇〇工事〕 (平成〇年4月1日から入札の申し込みを行った日まで)	配置予定技術者が過去15年間の同種工事において元請け企業の監理技術者等としての施工経験を有しているか？	(例) 施工経験のある同種工事の施工規模が、当該発注規模以上であったもの (例) 施工経験のある同種工事の施工規模が、当該発注規模の80%以上100%未満であったもの 上記以外	1.5 1.0 0.0	
		(b) 配置予定技術者の保有する資格	1級〇〇工事施工管理技士の資格を保有 上記以外	1.0 0.0	
		(c) 優良工事表彰受賞経験 〔業種：〇〇工事〕 (平成〇年度表彰、平成〇年度表彰)	過去2年間における福井県の優良工事表彰を受賞した工事の監理技術者等としての経験の有無	優良工事表彰受賞の経験による加点申請あり 優良工事表彰受賞の経験による加点申請なし(または受賞なし)	0.5 0.0
	(d) 地域精通度	主たる営業所の所在地	〇〇市(町)に主たる営業所あり (〇〇土木事務所管内に主たる営業所あり) 〇〇土木事務所管内に主たる営業所あり (福井県内に主たる営業所あり) 上記以外	2.5 1.0 0.0	
企業 の 地 域 性 、 社 会 性	(b) 社会貢献度	県または市町のいずれかとの緊急災害時等における災害協定締結の有無	災害協定の締結あり 災害協定の締結なし	1.0 0.0	
	(c) 地域貢献度 (平成〇年度または平成〇年度) ※管工事(営繕系を除く)のみ適用	過去2か年度における県または市町と消雪施設点検の契約を締結した実績の有無	実績あり 実績なし	1.0 0.0	
	(d) 県内企業の活用	次の①~③のいずれかを満たす場合に評価する ① 元請企業が「発注者が指定する工種(別紙1)」を除く工種の全てについて県内に主たる営業所を有する企業を一次下請企業として活用する ② 「発注者が指定する工種(別紙1)」を除く工種の全てについて、県内に主たる営業所を有する元請企業が、その一部を県内に主たる営業所を有する企業を一次下請企業として活用し、残りを自ら施工する ③ 県内に主たる営業所を有する元請企業が「発注者が指定する工種(別紙1)」を除く工種の全てを自ら施工する	左記①~③のいずれかに該当する 上記以外	0.5 0.0	
	(e) 県産品の活用	使用資材の福井県産品活用(福井県内で生産された資材を含む)	発注者指定の品目(別紙2)のうち〇〇品目以上に県産品を活用する。 上記未満	0.5 0.0	
満点	技術提案を求める標準型			29.5	
	技術提案を求めない簡易型			14.5	

- (注) 1. 加点評価を行った評価項目の履行確保の方法については別記1のとおりとする。
2. 優良工事表彰の受賞による加点申請については種々の制限があるため、「公共工事における総合評価落札方式の手引き」を熟読の上、入札を行うこと。
3. 技術提案において、同一内容の提案が複数あった場合は、最も加点の大きい一つの提案のみを評価する。
4. 管工事(営繕系除く。)以外は地域貢献度(消雪施設点検契約)の項目を設定しない。

改正後

改正前

別紙1

県内企業の活用

発注者が指定する工種(県内企業の活用における評価対象でない工種)

	工種	工事範囲および概要	備考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			

次の①～③のいずれかを満たす場合に評価する。

- ① 元請企業が「発注者が指定する工種」を除く工種の全てについて県内に主たる営業所を有する企業を一次下請企業として活用する。
- ② 「発注者が指定する工種」を除く工種の全てについて、県内に主たる営業所を有する元請企業(県内に主たる営業所を有する企業を代表者または構成員とする共同企業体を含む)が、その一部を県内に主たる営業所を有する企業を一次下請企業として活用し、残りを自ら施工する。
- ③ 県内に主たる営業所を有する元請企業(県内に主たる営業所を有する企業を代表者または構成員とする共同企業体を含む)が「発注者が指定する工種」を除く工種の全てを自ら施工する。

・入札時の申請に反して、県内企業の活用ができなかった場合はペナルティの対象とする。

別紙1

県内企業の活用

発注者が指定する工種(県内企業の活用における評価対象でない工種)

	工種	工事範囲および概要	備考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			

次の①～③のいずれかを満たす場合に評価する。

- ① 元請企業が「発注者が指定する工種」を除く工種の全てについて県内に主たる営業所を有する企業を一次下請企業として活用する。
- ② 「発注者が指定する工種」を除く工種の全てについて、県内に主たる営業所を有する元請企業(県内に主たる営業所を有する企業を代表者または構成員とする共同企業体を含む)が、その一部を県内に主たる営業所を有する企業を一次下請企業として活用し、残りを自ら施工する。
- ③ 県内に主たる営業所を有する元請企業(県内に主たる営業所を有する企業を代表者または構成員とする共同企業体を含む)が「発注者が指定する工種」を除く工種の全てを自ら施工する。

・入札時の申請に反して、県内企業の活用ができなかった場合はペナルティの対象とする。

改正後

別紙2

県産品の活用

(管、電気、電気通信、機械器具設置、消防施設工事)

県産品の定義、指定品目および品目の評価方法は下記のとおりとする。

1 県産品の定義

次のいずれかに該当するものをいい、その製品を製造するための原材料の産地・製造地は問わない。

- ア 福井県内に主たる営業所を有する者が製造した建設資材または製品等で、その事実を容易に判別できるもの。
- イ 福井県外に主たる営業所を有する者の福井県内に所在する製造所で最終工程が施されている建設資材または製品等で、その事実を容易に判別できるもの。

2 指定品目

品目名

3 県産品の品目評価方法

指定品目のうち、指定数量以上の県産品を活用する場合に評価する。

なお、県産品の品目計数の方法は次のとおりとする。

発注者が提示する設計書の中で、資材単価または複合単価で計上されている1項目の全量(営繕系の工事の場合は上記2の指定品目のうち、各品目の中の全量)を県産品とする場合に1と評価する。

4 その他

- ・県産品活用計画書(様式第9号の4)を提出すること。
- ・計画書に記載した県産品は、その製造業者を他の県内製造・加工業者に変更することができる。
- ・計画書に記載した県産品の品目は、計画書に記載のない他の指定品目に変更することができる。
- ・計画書に記載した県産品の品目数を減らすことはできない。
- ・受注者の責に帰すべき事由により計画書に記載した品目数の県産品の活用ができなかった場合はペナルティーの対象とする。
- ・県産品の定義は、次の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 県内に主たる事務所を置き、製造業を営む企業、組合等の建設資材または製品であること。
または、県内で最終工程が施されている建設資材または製品等であること。
- (2) 前号に該当することが判別できるものであること。または、県内で最終工程が施されている建設資材または製品等であること。
(詳細は、福井県県産品活用推進センターのホームページ『福井建材資材ネット』
<http://www.vcnet.fukui.fukui.jp/kensan/industry/About/> を参照のこと。)

改正前

別紙2

県産品の活用

(管、電気、電気通信、機械器具設置、消防施設工事)

県産品の定義、指定品目および品目の評価方法は下記のとおりとする。

1 県産品の定義

次のいずれかに該当するものをいい、その製品を製造するための原材料の産地・製造地は問わない。

- ア 福井県内に主たる営業所を有する者が製造した建設資材または製品等で、その事実を容易に判別できるもの。
- イ 福井県外に主たる営業所を有する者の福井県内に所在する製造所で最終工程が施されている建設資材または製品等で、その事実を容易に判別できるもの。

2 指定品目

品目名

3 県産品の品目評価方法

指定品目のうち、指定数量以上の県産品を活用する場合に評価する。

なお、県産品の品目計数の方法は次のとおりとする。

発注者が提示する設計書の中で、資材単価または複合単価で計上されている1項目の全量(営繕系の工事の場合は上記2の指定品目のうち、各品目の中の全量)を県産品とする場合に1と評価する。

4 その他

- ・県産品活用計画書(様式第9号の4)を提出すること。
- ・計画書に記載した県産品は、その製造業者を他の県内製造・加工業者に変更することができる。
- ・計画書に記載した県産品の品目は、計画書に記載のない他の指定品目に変更することができる。
- ・計画書に記載した県産品の品目数を減らすことはできない。
- ・受注者の責に帰すべき事由により計画書に記載した品目数の県産品の活用ができなかった場合はペナルティーの対象とする。
- ・県産品の定義は、次の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 県内に主たる事務所を置き、製造業を営む企業、組合等の建設資材または製品であること。
または、県内で最終工程が施されている建設資材または製品等であること。
- (2) 前号に該当することが判別できるものであること。または、県内で最終工程が施されている建設資材または製品等であること。
(詳細は、福井県県産品活用推進センターのホームページ『福井建材資材ネット』
<http://www.vcnet.fukui.fukui.jp/kensan/industry/About/> を参照のこと。)

改正後

改正前

様式第2号 (用紙A4)

様式第2号 (用紙A4)

同種同程度の工事の施工実績(例)

同種同程度の工事の施工実績(例)

企業名 _____

企業名 _____

項目	番号	例		
工事名称等	工事名	〇〇〇〇工事		
	発注機関名	(〇〇県〇〇事務所等)		
	施工場所	(都道府県名・市町村名)		
	契約金額	(最終契約金額)		
	工期	年月～年月		
	受注形態等	単体/共同企業体(出資比率)		
工事概要等	構造・階数			
	延面積			
	スパン			

項目	番号	例		
工事名称等	工事名	〇〇〇〇工事		
	発注機関名	(〇〇県〇〇事務所等)		
	施工場所	(都道府県名・市町村名)		
	契約金額	(最終契約金額)		
	工期	年月～年月		
	受注形態等	単体/共同企業体(出資比率)		
工事概要等	構造・階数			
	延面積			
	スパン			

注1 公告の○(○)の条件を確認できる施工実績について記入すること。
 注2 コリンズの登録内容確認書または契約書の写し・図面等、工事の施工実績が確認できる資料を添付すること。

注1 公告の○(○)の条件を確認できる施工実績について記入すること。
 注2 コリンズの登録内容確認書または契約書の写し・図面等、工事の施工実績が確認できる資料を添付すること。

改正後

改正前

様式第3号 (用紙A4)

配置予定の現場代理人および監理技術者等の資格、経歴、経験等(例)

工 事 名

企業名

項目	監理技術者等 (主任技術者・監理技術者)	監理技術者等 (主任技術者・監理技術者)	現場代理人
氏名・会社名	〇〇		△△
最終学歴	〇〇大学〇〇学部〇〇学科 〇〇年卒業		
法令による免許	一級〇〇施工管理技士 (取得年および登録番号) 監理技術者資格 (<small>取得年および登録番号</small>)		
工事名称等	工事名	〇〇〇〇工事	
	発注機関名	(〇〇県〇〇事務所等)	
	施工場所	(都道府県名・市町村名)	
	契約金額	(最終契約金額)	
	工期	年 月 ～ 年 月	
従事役職	現場代理人・監理(主任)技術者		
工事概要等	構造・階数		
	延面積		
	スパン		

審査基準日は、事前審査型の場合は入札参加資格確認申請書の提出時点、事後審査型の場合は入札書の提出時点とする。

現場代理人は、経營業務管理責任者および営業所の専任技術者と兼務できないので注意すること。

注1 ・現場代理人および入札公告の○(○)の条件を確認できる監理技術者等(一般競争入札共通事項の用語解説を参照のこと。以下同じ。)について記入すること。

注2 ・コリンズの登録内容確認書、合格証明書等、監理技術者等の資格および施工経験が確認できる資料、自社と3ヶ月以上の雇用関係が確認できる資料を添付すること。

・**経營業務管理責任者、営業所の専任技術者(建設業許可を受けている全ての業種の専任技術者、また、従たる営業所の専任技術者も含む)の一覧を添付すること。(任意様式。ただし、法人の代表者または個人の事業主の押印ならびに記述内容が事実と相違ない旨を記すこと。)**

注3 ・当工事における現場代理人および監理技術者等は、同一人が兼ねることができる。

注4 ・審査基準日において他の工事の現場代理人や監理技術者等と重複しているなど、審査基準日においては当工事と兼務不可能な者をもって申請する場合には、別紙誓約書、ならびに当工事の契約工期の開始日までに重複関係が解消できることを証明する書類を提出すること。(当工事の契約工期の開始日までに、重複する工事が確実に完成することが確認できる書類等)

様式第3号 (用紙A4)

配置予定の現場代理人および監理技術者等の資格、経歴、経験等(例)

工 事 名

企業名

項目	監理技術者等 (主任技術者・監理技術者)	監理技術者等 (主任技術者・監理技術者)	現場代理人
氏名・会社名	〇〇		△△
最終学歴	〇〇大学〇〇学部〇〇学科 〇〇年卒業		
法令による免許	一級〇〇施工管理技士 (取得年および登録番号) 監理技術者資格 (<small>取得年および登録番号</small>)		
工事名称等	工事名	〇〇〇〇工事	
	発注機関名	(〇〇県〇〇事務所等)	
	施工場所	(都道府県名・市町村名)	
	契約金額	(最終契約金額)	
	工期	年 月 ～ 年 月	
従事役職	現場代理人・監理(主任)技術者		
工事概要等	構造・階数		
	延面積		
	スパン		

審査基準日は、事前審査型の場合は入札参加資格確認申請書の提出時点、事後審査型の場合は入札書の提出時点とする。

現場代理人は、経營業務管理責任者および営業所の専任技術者と兼務できないので注意すること。

注1 ・現場代理人および入札公告の○(○)の条件を確認できる監理技術者等(一般競争入札共通事項の用語解説を参照のこと。以下同じ。)について記入すること。

注2 ・コリンズの登録内容確認書、合格証明書等、監理技術者等の資格および施工経験が確認できる資料、自社と3ヶ月以上の雇用関係が確認できる資料を添付すること。

・**経營業務管理責任者、営業所の専任技術者(建設業許可を受けている全ての業種の専任技術者、また、従たる営業所の専任技術者も含む)の一覧を添付すること。(任意様式。ただし、法人の代表者または個人の事業主の押印ならびに記述内容が事実と相違ない旨を記すこと。)**

注3 ・当工事における現場代理人および監理技術者等は、同一人が兼ねることができる。

注4 ・審査基準日において他の工事の現場代理人や監理技術者等と重複しているなど、審査基準日においては当工事と兼務不可能な者をもって申請する場合には、別紙誓約書、ならびに当工事の契約工期の開始日までに重複関係が解消できることを証明する書類を提出すること。(当工事の契約工期の開始日までに、重複する工事が確実に完成することが確認できる書類等)

改正後

改正前

様式第3号の2

(用紙A4)

機械の保有状況およびオペレータの配置 (例)

工 業 企 業 名		事 業 名			
類 項 目	機 械 の 種 類				
	登 録 番 号				
	型 式				
	製 造 番 号				
自 社 保 有 ・ リ ー ス の 別		自 社 保 有 ・ リ ー ス	自 社 保 有 ・ リ ー ス	自 社 保 有 ・ リ ー ス	自 社 保 有 ・ リ ー ス
機 械 の オ ペ レ ー タ					

- 注1 この様式は、ほ装工事および法面処理工事において使用する。
- 注2 「機械の種類」は、入札参加条件として指定された機械（ほ装工事の場合：アスファルトフィニッシャー、タイヤローラー、マカダムローラー等、法面処理工事の場合：種子吹付機、モルタル吹付機、ボーリングマシン等）を記入すること。
- 注3 「機械のオペレータ」は、記載された機械を運転または操作する者の氏名を記入すること。なお、種子吹付機およびモルタル吹付機の場合については、ノズルマン、ガンマンの区別も明示すること。
福井県建設工事総合評価落札方式実施要領 様式第9号に記載したのり面ノズルマン技能認定者(のうち最低1名以上)が当様式においてノズルマンとして記載されていないなど、様式第9号と当様式間で矛盾があるときは、総合評価において評価されないので注意すること。
- 注4 添付書類として、自社保有（リース契約を含む。）を確認できる資料（市役所、町役場の資産証明、売買契約書（写）、車検証（写）、リース契約書（写）等）を提出すること。また、機械のオペレータについては、運転免許証、ローラー講習修了証、技能講習修了証、業務の従事歴に関する証明書、自社で3か月以上の雇用が確認できる資料（資格者証（写）、健康保険証（写）等）等を提出すること。
- 注5 機械のオペレータは、一つの機械について複数名での申請が可能である。

様式第3号の2

(用紙A4)

機械の保有状況およびオペレータの配置 (例)

工 業 企 業 名		事 業 名			
類 項 目	機 械 の 種 類				
	登 録 番 号				
	型 式				
	製 造 番 号				
自 社 保 有 ・ リ ー ス の 別		自 社 保 有 ・ リ ー ス	自 社 保 有 ・ リ ー ス	自 社 保 有 ・ リ ー ス	自 社 保 有 ・ リ ー ス
機 械 の オ ペ レ ー タ					

- 注1 この様式は、ほ装工事および法面処理工事において使用する。
- 注2 「機械の種類」は、入札参加条件として指定された機械（ほ装工事の場合：アスファルトフィニッシャー、タイヤローラー、マカダムローラー等、法面処理工事の場合：種子吹付機、モルタル吹付機、ボーリングマシン等）を記入すること。
- 注3 「機械のオペレータ」は、記載された機械を運転または操作する者の氏名を記入すること。なお、種子吹付機およびモルタル吹付機の場合については、ノズルマン、ガンマンの区別も明示すること。
福井県建設工事総合評価落札方式実施要領 様式第9号に記載したのり面ノズルマン技能認定者(のうち最低1名以上)が当様式においてノズルマンとして記載されていないなど、様式第9号と当様式間で矛盾があるときは、総合評価において評価されないので注意すること。
- 注4 添付書類として、自社保有（リース契約を含む。）を確認できる資料（市役所、町役場の資産証明、売買契約書（写）、車検証（写）、リース契約書（写）等）を提出すること。また、機械のオペレータについては、運転免許証、ローラー講習修了証、技能講習修了証、業務の従事歴に関する証明書、自社で3か月以上の雇用が確認できる資料（資格者証（写）、健康保険証（写）等）等を提出すること。
- 注5 機械のオペレータは、一つの機械について複数名での申請が可能である。

改正後

改正前

様式第4号の2 (建築一式工事) **技術資料自己評価申請書**

工事名 **〇〇〇〇〇〇〇〇工事**
 工事場所 **〇〇市〇〇**

企業名	企業の技術力										企業の地域性・社会性						配置予定技術者の技術力						技術評価点								
	様式第9号					様式第10号または10号の2					様式第9号			様式第11号			様式第9号			様式第11号											
	施工実績の有無	優良工事の加算申請の有無	ISO認証の有無	工事成績		地域精通度	社会貢献度	地域貢献度	県内企業の活用	県産品の活用	小計	施工経験の有無	保有資格	優良工事加算点申請の有無	継続学習	小計	施工経験の有無	保有資格	優良工事加算点申請の有無	継続学習	小計										
最大	※1	1.5	有	0.5	有	0.5	80点以上	3.5	坂井市	2.5	有	1.0	有	1.0	有	0.5	1品目以上	0.5	11.5	※3	1.5	一級士または一級士	1.0	有	0.5	専任専任以上	0.5	3.5	15.0		
最小	その他	0.0	無	0.0	無	0.0	70点未満	0.0	その他	0.0	無	0.0	無	0.0	無	0.0	上記以外	0.0	0.0	その他	0.0	その他	0.0	無	0.0	その他	0.0	0.0	0.0		
記載例1	〇〇〇〇	※2	1.0	無	0.0	有	0.5	6	75	2.0	〇〇市	2.5	無	0.0	有	1.0	有	0.5	有	0.5	8.0	その他	0.0	その他	0.0	無	0.0	その他	0.0	0.0	8.0
記載例2	〇〇〇〇	※2	1.0	無	0.0	有	0.5	6	民間	1.0	〇〇市	2.5	無	0.0	有	1.0	有	0.5	有	0.5	7.0	その他	0.0	その他	0.0	無	0.0	その他	0.0	0.0	7.0
自己評価点	〇〇〇〇	(平均点は少数点第1位を切捨てた整数で入力のこと)																													

注意

- 事後審査型の案件において、入札公告に従い、入札書と同時に提出する。
- 入札公告に添付された評価基準表に従い、様式第9号～第11号の2を作成した後に、記入すること。
- 評価対象となっていない項目については空欄とすること。
- 様式の改変は行わず、黄色着色の箇所のみ記入し、入札公告に添付されたエクセルのまま提出すること。なお、ファイル名には企業名称を含めること。
- 入札書の提出に際し、エクセル以外のファイル形式となる書類を添付する必要がある場合は、福井県電子入札運用基準第8条に基づき、LZH形式またはZ1P形式により圧縮すること。
- 入札参加資格確認申請書提出依頼を受けた者のみが、入札参加資格確認資料と併せて、書類目録(添付資料を郵送または持参する場合)、様式第9号～11号の2および添付資料を提出すること。
- 様式第4号の2と様式第9号～11号の2の記載内容に不整合がないよう、十分に注意して作成すること。**不整合があった項目は、加算しないことがある。**

※1	(例) 施工実績のある同種工事の施工規模が、当該発注規模以上であったもの
※2	(例) 施工実績のある同種工事の施工規模が、当該発注規模の80%以上100%未満であったもの
※3	(例) 施工経験のある同種工事の施工規模が、当該発注規模の60%以上であったもの

様式第4号の2 (建築一式工事) **技術資料自己評価申請書**

工事名 **〇〇〇〇〇〇〇〇工事**
 工事場所 **〇〇市〇〇**

企業名	企業の技術力										企業の地域性・社会性						配置予定技術者の技術力						技術評価点								
	様式第9号					様式第10号または10号の2					様式第9号			様式第11号			様式第9号			様式第11号											
	施工実績の有無	優良工事の加算申請の有無	ISO認証の有無	工事成績		地域精通度	社会貢献度	地域貢献度	県内企業の活用	県産品の活用	小計	施工経験の有無	保有資格	優良工事加算点申請の有無	継続学習	小計	施工経験の有無	保有資格	優良工事加算点申請の有無	継続学習	小計										
最大	※1	1.5	有	0.5	有	0.5	80点以上	3.5	坂井市	2.5	有	1.0	有	1.0	有	0.5	1品目以上	0.5	11.5	※3	1.5	一級士または一級士	1.0	有	0.5	専任専任以上	0.5	3.5	15.0		
最小	その他	0.0	無	0.0	無	0.0	70点未満	0.0	その他	0.0	無	0.0	無	0.0	無	0.0	上記以外	0.0	0.0	その他	0.0	その他	0.0	無	0.0	その他	0.0	0.0	0.0		
記載例1	〇〇〇〇	※2	1.0	無	0.0	有	0.5	6	75	2.0	〇〇市	2.5	無	0.0	有	1.0	有	0.5	有	0.5	8.0	その他	0.0	その他	0.0	無	0.0	その他	0.0	0.0	8.0
記載例2	〇〇〇〇	※2	1.0	無	0.0	有	0.5	6	民間	1.0	〇〇市	2.5	無	0.0	有	1.0	有	0.5	有	0.5	7.0	その他	0.0	その他	0.0	無	0.0	その他	0.0	0.0	7.0
自己評価点	〇〇〇〇	(平均点は少数点第1位を切捨てた整数で入力のこと)																													

注意

- 実績評価型(簡易型)の案件において、入札公告に従い、入札書と同時に提出する。
- 入札公告に添付された評価基準表に従い、様式第9号～第11号の2を作成した後に、記入すること。
- 評価対象となっていない項目については空欄とすること。
- 様式の改変は行わず、黄色着色の箇所のみ記入し、入札公告に添付されたエクセルのまま提出すること。なお、ファイル名には企業名称を含めること。
- 入札書の提出に際し、エクセル以外のファイル形式となる書類を添付する必要がある場合は、福井県電子入札運用基準第8条に基づき、LZH形式またはZ1P形式により圧縮すること。
- 入札参加資格確認申請書提出依頼を受けた者のみが、入札参加資格確認資料と併せて、書類目録(添付資料を郵送または持参する場合)、様式第9号～11号の2および添付資料を提出すること。
- 様式第4号の2と様式第9号～11号の2の記載内容に不整合がないよう、十分に注意して作成すること。**不整合があった項目は、加算しないことがある。**

※1	(例) 施工実績のある同種工事の施工規模が、当該発注規模以上であったもの
※2	(例) 施工実績のある同種工事の施工規模が、当該発注規模の80%以上100%未満であったもの
※3	(例) 施工経験のある同種工事の施工規模が、当該発注規模の60%以上であったもの

様式第4号の2 (ほ装工事) **技術資料自己評価申請書**

工事名 **〇〇〇〇〇〇ほ装工事**
 工事場所 **〇〇〇〇川 〇〇市〇〇**

企業名	企業の技術力										企業の地域性・社会性						配置予定技術者の技術力						技術評価点		
	様式第9号					様式第10号					様式第9号			様式第11号			様式第9号			様式第11号					
	施工実績の有無	ISO認証の有無	工事成績		地域精通度	社会貢献度	地域貢献度	小計	施工経験の有無	保有資格	小計	施工経験の有無	保有資格	小計	施工経験の有無	保有資格	小計								
最大	※1	1.5	有	0.5	80点以上	3.5	実施市 野村	2.5	有	1.0	グレーダ有	1.0	10.0	※1	1.5	有	1級舗装	1.0	2.5	12.5					
最小	その他	0.0	無	0.0	70点未満	0.0	その他	0.0	無	0.0	無	0.0	0.0	無	0.0	無	0.0	0.0	0.0	0.0					
記載例	〇〇〇〇	※2	1.0	有	0.5	79	3.2	〇〇市	2.5	有	1.0	グレーダ有	1.0	9.2	※2	1.0	有	二級舗装	0.5	1.5	10.7				
自己評価点	〇〇〇〇	(平均点は少数点第1位を切捨てた整数で入力のこと)																							

注意

- 事後審査型の案件において、入札公告に従い、入札書と同時に提出する。
- 入札公告に添付された評価基準表に従い、様式第9号～第11号の2を作成した後に、記入すること。
- 評価対象となっていない項目については空欄とすること。
- 様式の改変は行わず、黄色着色の箇所のみ記入し、入札公告に添付されたエクセルのまま提出すること。なお、ファイル名には企業名称を含めること。
- 入札書の提出に際し、エクセル以外のファイル形式となる書類を添付する必要がある場合は、福井県電子入札運用基準第8条に基づき、LZH形式またはZ1P形式により圧縮すること。
- 入札参加資格確認申請書提出依頼を受けた者のみが、入札参加資格確認資料と併せて、書類目録(添付資料を郵送または持参する場合)、様式第9号～11号の2および添付資料を提出すること。
- 様式第4号の2と様式第9号～11号の2の記載内容に不整合がないよう、十分に注意して作成すること。**不整合があった項目は、加算しないことがある。**

※1	施工実績(経験)のある同種工事の施工規模が、当該発注規模の60%以上であったもの
----	--

様式第4号の2 (ほ装工事) **技術資料自己評価申請書**

工事名 **〇〇〇〇〇〇ほ装工事**
 工事場所 **〇〇〇〇川 〇〇市〇〇**

企業名	企業の技術力										企業の地域性・社会性						配置予定技術者の技術力						技術評価点		
	様式第9号					様式第10号					様式第9号			様式第11号			様式第9号			様式第11号					
	施工実績の有無	ISO認証の有無	工事成績		地域精通度	社会貢献度	地域貢献度	小計	施工経験の有無	保有資格	小計	施工経験の有無	保有資格	小計	施工経験の有無	保有資格	小計								
最大	※1	1.5	有	0.5	80点以上	3.5	実施市 野村	2.5	有	1.0	グレーダ有	1.0	10.0	※1	1.5	有	1級舗装	1.0	2.5	12.5					
最小	その他	0.0	無	0.0	70点未満	0.0	その他	0.0	無	0.0	無	0.0	0.0	無	0.0	無	0.0	0.0	0.0	0.0					
記載例	〇〇〇〇	※2	1.0	有	0.5	79	3.2	〇〇市	2.5	有	1.0	グレーダ有	1.0	9.2	※2	1.0	有	二級舗装	0.5	1.5	10.7				
自己評価点	〇〇〇〇	(平均点は少数点第1位を切捨てた整数で入力のこと)																							

注意

- 実績評価型(簡易型)の案件において、入札公告に従い、入札書と同時に提出する。
- 入札公告に添付された評価基準表に従い、様式第9号～第11号の2を作成した後に、記入すること。
- 評価対象となっていない項目については空欄とすること。
- 様式の改変は行わず、黄色着色の箇所のみ記入し、入札公告に添付されたエクセルのまま提出すること。なお、ファイル名には企業名称を含めること。
- 入札書の提出に際し、エクセル以外のファイル形式となる書類を添付する必要がある場合は、福井県電子入札運用基準第8条に基づき、LZH形式またはZ1P形式により圧縮すること。
- 入札参加資格確認申請書提出依頼を受けた者のみが、入札参加資格確認資料と併せて、書類目録(添付資料を郵送または持参する場合)、様式第9号～11号の2および添付資料を提出すること。
- 様式第4号の2と様式第9号～11号の2の記載内容に不整合がないよう、十分に注意して作成すること。**不整合があった項目は、加算しないことがある。**

※1	施工実績(経験)のある同種工事の施工規模が、当該発注規模の60%以上であったもの
----	--

改正後

改正前

様式第4号の2 (法面処理工事)

技術資料自己評価申請書

Table with columns for project name, location, company technical ability, and technical evaluation points.

Score table with columns for maximum, minimum, and specific evaluation criteria.

Example entry table for the evaluation form.

Self-evaluation score table.

注意
・事後審査型の案件において、入札公告に従い、入札書と同時に提出する。
・入札公告に添付された評価基準表に従い、様式第9号～第11号の2を作成した後に、記入すること。

・様式の改変は行わず、黄色着色の箇所のみ記入し、入札公告に添付されたエクセルのまま提出すること。
・入札書の提出に際し、エクセル以外のファイル形式となる書類を添付する必要がある場合は、福井県電子入札運用基準第8条に基づき、LZH形式またはZIP形式により圧縮すること。

Criteria table for evaluation items.

様式第4号の2 (管・電気・電気通信・機械器具設置・消防施設工事)

技術資料自己評価申請書

Table with columns for project name, location, company technical ability, and technical evaluation points.

Score table with columns for maximum, minimum, and specific evaluation criteria.

Example entry table for the evaluation form.

注意
・事後審査型の案件において、入札公告に従い、入札書と同時に提出する。
・入札公告に添付された評価基準表に従い、様式第9号～第11号の2を作成した後に、記入すること。

Criteria table for evaluation items.

様式第4号の2 (法面処理工事)

技術資料自己評価申請書

Table with columns for project name, location, company technical ability, and technical evaluation points.

Score table with columns for maximum, minimum, and specific evaluation criteria.

Example entry table for the evaluation form.

Self-evaluation score table.

注意
・実績評価型(簡易型)の案件において、入札公告に従い、入札書と同時に提出する。
・入札公告に添付された評価基準表に従い、様式第9号～第11号の2を作成した後に、記入すること。

・様式の改変は行わず、黄色着色の箇所のみ記入し、入札公告に添付されたエクセルのまま提出すること。
・入札書の提出に際し、エクセル以外のファイル形式となる書類を添付する必要がある場合は、福井県電子入札運用基準第8条に基づき、LZH形式またはZIP形式により圧縮すること。

Criteria table for evaluation items.

様式第4号の2 (管・電気・電気通信・機械器具設置・消防施設工事)

技術資料自己評価申請書

Table with columns for project name, location, company technical ability, and technical evaluation points.

Score table with columns for maximum, minimum, and specific evaluation criteria.

Example entry table for the evaluation form.

注意
・実績評価型(簡易型)の案件において、入札公告に従い、入札書と同時に提出する。
・入札公告に添付された評価基準表に従い、様式第9号～第11号の2を作成した後に、記入すること。

Criteria table for evaluation items.